

こ成事第 169 号  
令和 7 年 4 月 3 日

各 都道府県知事 殿

こども家庭庁長官

「子ども・子育て支援交付金の交付について」の一部改正について

令和 5 年 9 月 7 日付けで「子ども・子育て支援交付金の交付について」（こ成事第 481 号）を通知したところであるが、今般、別添新旧対照表のとおり、一部改正し、令和 7 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれては、貴管内市町村（特別区を含む。）に対してこの旨通知されたい。

(別添)

子ども・子育て支援交付金交付要綱 (新旧対照表)

(下線部は変更点)

改正後	現行
<p>別 紙</p> <p>子ども・子育て支援交付金交付要綱</p> <p>第1条から第2条 (略)</p> <p>(交付の対象)</p> <p>第3条 この交付金の交付の対象(以下「交付対象事業」という。)は、事業計画に基づいて実施される次の事業とする。</p> <p>(1) から (16) (略)</p> <p><u>(17) 産後ケア事業</u></p> <p><u>「産後ケア事業の実施について」(令和7年3月26日こ成母第228号)の別紙に定める産後ケア事業</u></p> <p><u>(18) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)</u></p> <p><u>「乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の実施について」(令和7年3月31日こ成保第257号)の別紙に定める乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)</u></p> <p>第4条から第13条 (略)</p>	<p>別 紙</p> <p>子ども・子育て支援交付金交付要綱</p> <p>第1条から第2条 (略)</p> <p>(交付の対象)</p> <p>第3条 この交付金の交付の対象(以下「交付対象事業」という。)は、事業計画に基づいて実施される次の事業とする。</p> <p>(1) から (16) (略)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p>第4条から第13条 (略)</p>

改正後

別紙

1事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合
利用者支援事業	利用者支援事業	1 運営費 (1)基本型 ア 基本分 ① 基本Ⅰ型(開所日数が週5日以上の場合) 1か所当たり年額 <u>7,991,000円</u> ② 基本Ⅱ型(開所日数が週5日に満たない場合) 1か所当たり年額 <u>2,510,000円</u> ③ 基本Ⅲ型(保育所や地域子育て支援拠点などの既存施設・事業において配置されている職員のみで「こども家庭センター連携等加算」の要件を満たす場合) 1か所当たり年額 <u>315,000円</u>  イ 加算分 ①夜間加算 1か所当たり年額 <u>1,568,000円</u> ②休日加算 1か所当たり年額 <u>844,000円</u> ③出張相談支援加算 1か所当たり年額 <u>1,121,000円</u> ④機能強化のための取組加算 1か所当たり年額 <u>2,090,000円</u> ⑤多言語対応加算 1か所当たり年額 (略) ⑥特別支援対応加算 1か所当たり年額 <u>836,000円</u> ⑦多機能型加算 1か所当たり年額 <u>3,377,000円</u> ⑧こども家庭センター連携等加算 1か所当たり年額 <u>315,000円</u> ※加算対象は、基本Ⅰ型及び基本Ⅱ型を実施する事業所に限る。  (2)特定型 ア 基本分 1か所当たり年額 <u>3,346,000円</u>  イ 加算分 ①夜間加算 1か所当たり年額 <u>1,568,000円</u> ②休日加算 1か所当たり年額 <u>844,000円</u> ③出張相談支援加算 1か所当たり年額 <u>1,121,000円</u> ④機能強化のための取組加算 1か所当たり年額 <u>2,090,000円</u> ⑤多言語対応加算 1か所当たり年額 (略) ⑥特別支援対応加算 1か所当たり年額 <u>836,000円</u>  (3)こども家庭センター型 別に定めるこども家庭センターの要件を満たしている施設を設置している場合、次のアからカの合計額 ア 統括支援員の配置 1か所当たり <u>6,941,000円</u> ※ (略) ※ (略)  イ 母子保健機能(従来の子育て世代包括支援センター) ①基本分 (i)保健師等専門職員及び困難事例等に対応する職員を専任により配置する場合 1か所当たり <u>15,628,000円</u> (ii)保健師等専門職員及び困難事例等に対応する職員を兼任により配置する場合	(略)	国 2/3  (都道府県 1/6)  (市町村 1/6)  ※妊婦等 包括相談 支援事業 型のみ  国 1/2  (都道府県 1/4)  (市町村 1/4)

現行

別紙

1事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合
利用者支援事業	利用者支援事業	1 運営費 (1)基本型 ア 基本分 ① 基本Ⅰ型(開所日数が週5日以上の場合) 1か所当たり年額 <u>7,730,000円</u> ② 基本Ⅱ型(開所日数が週5日に満たない場合) 1か所当たり年額 <u>2,433,000円</u> ③ 基本Ⅲ型(保育所や地域子育て支援拠点などの既存施設・事業において配置されている職員のみで「こども家庭センター連携等加算」の要件を満たす場合) 1か所当たり年額 <u>300,000円</u>  イ 加算分 ①夜間加算 1か所当たり年額 <u>1,500,000円</u> ②休日加算 1か所当たり年額 <u>807,000円</u> ③出張相談支援加算 1か所当たり年額 <u>1,105,000円</u> ④機能強化のための取組加算 1か所当たり年額 <u>1,999,000円</u> ⑤多言語対応加算 1か所当たり年額 (略) ⑥特別支援対応加算 1か所当たり年額 <u>800,000円</u> ⑦多機能型加算 1か所当たり年額 <u>3,315,000円</u> ⑧こども家庭センター連携等加算 1か所当たり年額 <u>300,000円</u> ※加算対象は、基本Ⅰ型及び基本Ⅱ型を実施する事業所に限る。  (2)特定型 ア 基本分 1か所当たり年額 <u>3,232,000円</u>  イ 加算分 ①夜間加算 1か所当たり年額 <u>1,500,000円</u> ②休日加算 1か所当たり年額 <u>807,000円</u> ③出張相談支援加算 1か所当たり年額 <u>1,105,000円</u> ④機能強化のための取組加算 1か所当たり年額 <u>1,999,000円</u> ⑤多言語対応加算 1か所当たり年額 (略) ⑥特別支援対応加算 1か所当たり年額 <u>800,000円</u>  (3)こども家庭センター型 別に定めるこども家庭センターの要件を満たしている施設を設置している場合、次のアからカの合計額 ア 統括支援員の配置 1か所当たり <u>6,324,000円</u> ※ (略) ※ (略)  イ 母子保健機能(従来の子育て世代包括支援センター) ①基本分 (i)保健師等専門職員及び困難事例等に対応する職員を専任により配置する場合 1か所当たり <u>14,331,000円</u> (ii)保健師等専門職員及び困難事例等に対応する職員を兼任により配置する場合	(略)	国 2/3  (都道府県 1/6)  (市町村 1/6)  (新規)

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
		1か所当たり <u>7,295,000円</u> (iii)保健師等専門職員を専任、困難事例等に対応する職員を兼任により配置する場合 1か所当たり <u>12,830,000円</u> (iv)保健師等専門職員を兼任、困難事例等に対応する職員を専任により配置する場合 1か所当たり <u>10,093,000円</u> (v)保健師等専門職員のみを専任により配置する場合 1か所当たり <u>10,032,000円</u> (vi)保健師等専門職員のみを兼任により配置する場合 (略) ※ (略) ※ (略) ②加算分 (i)多言語対応加算 (略) (ii)特別支援対応加算 1か所当たり年額 <u>836,000円</u> ※ (略)		
		ウ 児童福祉機能(従来の市区町村子ども家庭総合支援拠点) ① 基本分(直営で行う場合。人件費については、会計年度職員及び臨時的任用職員に限る。) (i) 基礎単価 小規模A型 <u>4,152,000円</u> 小規模B型 <u>10,719,000円</u> 小規模C型 <u>17,790,000円</u> 中規模型 <u>24,050,000円</u> 大規模型 <u>44,636,000円</u> (ii) 最低配置人員を満たすための虐待対応専門員の上乗せ配置単価 <u>2,718,000円</u> × 配置人数 (iii) 最低配置人員を満たした上での虐待対応専門員の上乗せ配置単価 <u>2,718,000円</u> × 配置人数(上限5人) ② 基本分(委託して行う場合) (i) 基礎単価 小規模A型 <u>10,347,000円</u> 小規模B型 <u>16,914,000円</u> 小規模C型 <u>23,985,000円</u> 中規模型 <u>36,441,000円</u> 大規模型 <u>69,418,000円</u> (ii) 最低配置人員を満たすための虐待対応専門員の上乗せ配置単価 常勤職員を配置した場合 <u>6,426,000円</u> × 配置人数 非常勤職員を配置した場合 <u>2,718,000円</u> × 配置人数 (iii) 最低配置人員を満たした上での虐待対応専門員の上乗せ配置単価(上限5人) 常勤職員を配置した場合 <u>6,426,000円</u> × 配置人数 非常勤職員を配置した場合 <u>2,718,000円</u> × 配置人数 ③ 夜間・土日開所加算(人件費については、会計年度職員及び臨時的任用職員に限る。) ①又は②による基準額 × ((1週間当たりの開所時間数 - 40) ÷ 40) ④ (略) ⑤ (略) ⑥ (略) ※ (略)		
		エ サポートプラン作成にかかる支援員の追加配置 ① 直営の場合(会計年度職員及び臨時的任用職員に限る。) 1人当たり <u>2,718,000円</u> ② 委託の場合 1人当たり <u>6,426,000円</u> ※ (略)		

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
		1か所当たり <u>6,994,000円</u> (iii)保健師等専門職員を専任、困難事例等に対応する職員を兼任により配置する場合 1か所当たり <u>11,834,000円</u> (iv)保健師等専門職員を兼任、困難事例等に対応する職員を専任により配置する場合 1か所当たり <u>9,491,000円</u> (v)保健師等専門職員のみを専任により配置する場合 1か所当たり <u>9,337,000円</u> (vi)保健師等専門職員のみを兼任により配置する場合 (略) ※ (略) ※ (略) ②加算分 (i)多言語対応加算 (略) (ii)特別支援対応加算 1か所当たり年額 <u>800,000円</u> ※ (略)		
		ウ 児童福祉機能(従来の市区町村子ども家庭総合支援拠点) ① 基本分(直営で行う場合。人件費については、会計年度職員及び臨時的任用職員に限る。) (i) 基礎単価 小規模A型 <u>3,771,000円</u> 小規模B型 <u>9,700,000円</u> 小規模C型 <u>16,133,000円</u> 中規模型 <u>21,588,000円</u> 大規模型 <u>40,091,000円</u> (ii) 最低配置人員を満たすための虐待対応専門員の上乗せ配置単価 <u>2,715,000円</u> × 配置人数 (iii) 最低配置人員を満たした上での虐待対応専門員の上乗せ配置単価 <u>2,715,000円</u> × 配置人数(上限5人) ② 基本分(委託して行う場合) (i) 基礎単価 小規模A型 <u>9,205,000円</u> 小規模B型 <u>15,134,000円</u> 小規模C型 <u>21,567,000円</u> 中規模型 <u>32,455,000円</u> 大規模型 <u>61,825,000円</u> (ii) 最低配置人員を満たすための虐待対応専門員の上乗せ配置単価 常勤職員を配置した場合 <u>5,646,000円</u> × 配置人数 非常勤職員を配置した場合 <u>2,715,000円</u> × 配置人数 (iii) 最低配置人員を満たした上での虐待対応専門員の上乗せ配置単価(上限5人) 常勤職員を配置した場合 <u>5,646,000円</u> × 配置人数 非常勤職員を配置した場合 <u>2,715,000円</u> × 配置人数 ③ 夜間・土日開所加算(新規) ①又は②による基準額 × ((1週間当たりの開所時間数 - 40) ÷ 40) ④ (略) ⑤ (略) ⑥ (略) ※ (略)		
		エ サポートプラン作成にかかる支援員の追加配置 ① 直営の場合(会計年度職員及び臨時的任用職員に限る。) 1人当たり <u>2,715,000円</u> ② 委託の場合 1人当たり <u>5,646,000円</u> ※ (略)		

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合								
		※(略) ※(略) オ 地域資源開拓コーディネーターの配置 ① 直営の場合(会計年度職員及び臨時的任用職員に限る。) 1か所当たり <u>2,718,000円</u> ② 委託の場合 1か所当たり <u>6,426,000円</u> ※(略) ※(略) カ 制度施行円滑導入経費 1市町村当たり <u>3,543,000円</u> (令和8年度までの経過措置) (略) <u>(4)妊婦等包括相談支援事業型</u> <u>次のアからウにより算出された額の合計額</u> ア 1か所当たりの妊娠届出受理数700件以上 <u>15,584,000円</u> イ 1か所当たりの妊娠届出受理数200件以上700件未満 <u>9,911,000円</u> ウ 1か所当たりの妊娠届出受理数200件未満 <u>8,239,000円</u> ※「1か所当たり」とは、こども家庭センターの母子保健機能に係る窓口(従前の子育て世代包括支援センター)1か所当たりとする。 ※こども家庭センターを設置していない市町村は、従前の子育て世代包括支援センター1か所当たりとする。 ※こども家庭センターを設置していない、かつ、従前の子育て世代包括支援センターを設置していない市町村は、1か所とする。 ※人件費が地方財政措置や補助金など別に交付されている場合については対象としない。 ※妊娠届出とは、母子保健法第15条に定める妊娠の届出の他、転入者から妊娠していることの届出等の告知も含まれるものとする。 2 開設準備経費(改修費等) (略) ※(略) ※(略)										
延長保 育事業	延長保 育事業	1 一般型 (1)保育短時間認定(在籍児童1人当たり年額) ア 保育所及び認定こども園並びに事業所内保育事業(定員20人以上) 〔延長時間区分〕 <table border="1"> <tr> <td>延長時間区分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1時間</td> <td><u>21,200円</u></td> </tr> <tr> <td>2時間</td> <td><u>42,400円</u></td> </tr> <tr> <td>3時間</td> <td><u>63,600円</u></td> </tr> </table> イ 小規模保育事業 (略) ウ 事業所内保育事業(定員19人以下) (略) エ 家庭的保育事業 (略)	延長時間区分		1時間	<u>21,200円</u>	2時間	<u>42,400円</u>	3時間	<u>63,600円</u>	(略)	国 1/3  〔都道府県 1/3〕  〔市町村 1/3〕
延長時間区分												
1時間	<u>21,200円</u>											
2時間	<u>42,400円</u>											
3時間	<u>63,600円</u>											

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合								
		※(略) ※(略) オ 地域資源開拓コーディネーターの配置 ① 直営の場合(会計年度職員及び臨時的任用職員に限る。) 1か所当たり <u>2,715,000円</u> ② 委託の場合 1か所当たり <u>5,646,000円</u> ※(略) ※(略) カ 制度施行円滑導入経費 1市町村当たり <u>3,330,000円</u> (令和8年度までの経過措置) (略) <u>(新規)</u>										
延長保 育事業	延長保 育事業	1 一般型 (1)保育短時間認定(在籍児童1人当たり年額) ア 保育所及び認定こども園並びに事業所内保育事業(定員20人以上) 〔延長時間区分〕 <table border="1"> <tr> <td>延長時間区分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1時間</td> <td><u>20,200円</u></td> </tr> <tr> <td>2時間</td> <td><u>40,400円</u></td> </tr> <tr> <td>3時間</td> <td><u>60,600円</u></td> </tr> </table> イ 小規模保育事業 (略) ウ 事業所内保育事業(定員19人以下) (略) エ 家庭的保育事業 (略)	延長時間区分		1時間	<u>20,200円</u>	2時間	<u>40,400円</u>	3時間	<u>60,600円</u>	(略)	国 1/3  〔都道府県 1/3〕  〔市町村 1/3〕
延長時間区分												
1時間	<u>20,200円</u>											
2時間	<u>40,400円</u>											
3時間	<u>60,600円</u>											

1事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合																																																																						
		(2)保育標準時間認定(1事業当たり年額) ア 保育所及び認定こども園																																																																								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>延長時間区分</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30分</td> <td>600,000円</td> </tr> <tr> <td>1時間</td> <td>1,760,000円</td> </tr> <tr> <td>2～3時間</td> <td>2,761,000円</td> </tr> <tr> <td>4～5時間</td> <td>5,804,000円</td> </tr> <tr> <td>6時間以上</td> <td>6,835,000円</td> </tr> </tbody> </table>	延長時間区分		30分	600,000円	1時間	1,760,000円	2～3時間	2,761,000円	4～5時間	5,804,000円	6時間以上	6,835,000円																																																												
延長時間区分																																																																										
30分	600,000円																																																																									
1時間	1,760,000円																																																																									
2～3時間	2,761,000円																																																																									
4～5時間	5,804,000円																																																																									
6時間以上	6,835,000円																																																																									
		イ 小規模保育事業																																																																								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>延長時間区分</th> <th>A型</th> <th>B型</th> <th>C型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目園</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>園</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>調</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>理</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>等</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>30分</td> <td>600,000円</td> <td>600,000円</td> <td>600,000円</td> </tr> <tr> <td>1時間</td> <td>1,422,000円</td> <td>1,422,000円</td> <td>1,422,000円</td> </tr> <tr> <td>2～3時間</td> <td>1,760,000円</td> <td>1,760,000円</td> <td>1,760,000円</td> </tr> <tr> <td>4～5時間</td> <td>4,497,000円</td> <td>4,497,000円</td> <td>4,475,000円</td> </tr> <tr> <td>6時間以上</td> <td>5,222,000円</td> <td>5,222,000円</td> <td>5,201,000円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>30分</td> <td>600,000円</td> <td>600,000円</td> <td>600,000円</td> </tr> <tr> <td>1時間</td> <td>1,375,000円</td> <td>1,375,000円</td> <td>1,375,000円</td> </tr> <tr> <td>2～3時間</td> <td>1,605,000円</td> <td>1,605,000円</td> <td>1,605,000円</td> </tr> <tr> <td>4～5時間</td> <td>3,655,000円</td> <td>3,655,000円</td> <td>3,633,000円</td> </tr> <tr> <td>6時間以上</td> <td>4,074,000円</td> <td>4,074,000円</td> <td>4,053,000円</td> </tr> </tbody> </table>	延長時間区分	A型	B型	C型	目園				園				調				理				等				30分	600,000円	600,000円	600,000円	1時間	1,422,000円	1,422,000円	1,422,000円	2～3時間	1,760,000円	1,760,000円	1,760,000円	4～5時間	4,497,000円	4,497,000円	4,475,000円	6時間以上	5,222,000円	5,222,000円	5,201,000円	その他				30分	600,000円	600,000円	600,000円	1時間	1,375,000円	1,375,000円	1,375,000円	2～3時間	1,605,000円	1,605,000円	1,605,000円	4～5時間	3,655,000円	3,655,000円	3,633,000円	6時間以上	4,074,000円	4,074,000円	4,053,000円				
延長時間区分	A型	B型	C型																																																																							
目園																																																																										
園																																																																										
調																																																																										
理																																																																										
等																																																																										
30分	600,000円	600,000円	600,000円																																																																							
1時間	1,422,000円	1,422,000円	1,422,000円																																																																							
2～3時間	1,760,000円	1,760,000円	1,760,000円																																																																							
4～5時間	4,497,000円	4,497,000円	4,475,000円																																																																							
6時間以上	5,222,000円	5,222,000円	5,201,000円																																																																							
その他																																																																										
30分	600,000円	600,000円	600,000円																																																																							
1時間	1,375,000円	1,375,000円	1,375,000円																																																																							
2～3時間	1,605,000円	1,605,000円	1,605,000円																																																																							
4～5時間	3,655,000円	3,655,000円	3,633,000円																																																																							
6時間以上	4,074,000円	4,074,000円	4,053,000円																																																																							
		※(略)																																																																								
		ウ 事業所内保育事業																																																																								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">延長時間区分</th> <th rowspan="2">定員20人以上</th> <th colspan="2">定員19人以下</th> </tr> <tr> <th>A型</th> <th>B型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目園</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>園</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>調</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>理</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>等</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>30分</td> <td>552,000円</td> <td>552,000円</td> <td>552,000円</td> </tr> <tr> <td>1時間</td> <td>1,619,000円</td> <td>1,308,000円</td> <td>1,308,000円</td> </tr> <tr> <td>2～3時間</td> <td>2,540,000円</td> <td>1,619,000円</td> <td>1,619,000円</td> </tr> <tr> <td>4～5時間</td> <td>5,340,000円</td> <td>4,138,000円</td> <td>4,138,000円</td> </tr> <tr> <td>6時間以上</td> <td>6,288,000円</td> <td>4,805,000円</td> <td>4,805,000円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>30分</td> <td>552,000円</td> <td>552,000円</td> <td>552,000円</td> </tr> <tr> <td>1時間</td> <td>1,406,000円</td> <td>1,265,000円</td> <td>1,265,000円</td> </tr> <tr> <td>2～3時間</td> <td>1,828,000円</td> <td>1,477,000円</td> <td>1,477,000円</td> </tr> <tr> <td>4～5時間</td> <td>3,995,000円</td> <td>3,362,000円</td> <td>3,362,000円</td> </tr> <tr> <td>6時間以上</td> <td>4,662,000円</td> <td>3,748,000円</td> <td>3,748,000円</td> </tr> </tbody> </table>	延長時間区分	定員20人以上	定員19人以下		A型	B型	目園				園				調				理				等				30分	552,000円	552,000円	552,000円	1時間	1,619,000円	1,308,000円	1,308,000円	2～3時間	2,540,000円	1,619,000円	1,619,000円	4～5時間	5,340,000円	4,138,000円	4,138,000円	6時間以上	6,288,000円	4,805,000円	4,805,000円	その他				30分	552,000円	552,000円	552,000円	1時間	1,406,000円	1,265,000円	1,265,000円	2～3時間	1,828,000円	1,477,000円	1,477,000円	4～5時間	3,995,000円	3,362,000円	3,362,000円	6時間以上	4,662,000円	3,748,000円	3,748,000円		
延長時間区分	定員20人以上	定員19人以下																																																																								
		A型	B型																																																																							
目園																																																																										
園																																																																										
調																																																																										
理																																																																										
等																																																																										
30分	552,000円	552,000円	552,000円																																																																							
1時間	1,619,000円	1,308,000円	1,308,000円																																																																							
2～3時間	2,540,000円	1,619,000円	1,619,000円																																																																							
4～5時間	5,340,000円	4,138,000円	4,138,000円																																																																							
6時間以上	6,288,000円	4,805,000円	4,805,000円																																																																							
その他																																																																										
30分	552,000円	552,000円	552,000円																																																																							
1時間	1,406,000円	1,265,000円	1,265,000円																																																																							
2～3時間	1,828,000円	1,477,000円	1,477,000円																																																																							
4～5時間	3,995,000円	3,362,000円	3,362,000円																																																																							
6時間以上	4,662,000円	3,748,000円	3,748,000円																																																																							
		エ 家庭的保育事業																																																																								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>延長時間区分</th> <th>利用定員4人以上</th> <th>利用定員3人以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目園</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>園</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>調</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>理</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>等</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>30分</td> <td>314,000円</td> <td>161,000円</td> </tr> <tr> <td>1時間</td> <td>627,000円</td> <td>321,000円</td> </tr> <tr> <td>2～3時間</td> <td>1,122,000円</td> <td>587,000円</td> </tr> <tr> <td>4～5時間</td> <td>2,792,000円</td> <td>1,894,000円</td> </tr> <tr> <td>6時間以上</td> <td>4,498,000円</td> <td>3,238,000円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>30分</td> <td>306,000円</td> <td>153,000円</td> </tr> <tr> <td>1時間</td> <td>611,000円</td> <td>306,000円</td> </tr> <tr> <td>2～3時間</td> <td>1,070,000円</td> <td>535,000円</td> </tr> <tr> <td>4～5時間</td> <td>2,052,000円</td> <td>1,155,000円</td> </tr> <tr> <td>6時間以上</td> <td>3,454,000円</td> <td>2,193,000円</td> </tr> </tbody> </table>	延長時間区分	利用定員4人以上	利用定員3人以下	目園			園			調			理			等			30分	314,000円	161,000円	1時間	627,000円	321,000円	2～3時間	1,122,000円	587,000円	4～5時間	2,792,000円	1,894,000円	6時間以上	4,498,000円	3,238,000円	その他			30分	306,000円	153,000円	1時間	611,000円	306,000円	2～3時間	1,070,000円	535,000円	4～5時間	2,052,000円	1,155,000円	6時間以上	3,454,000円	2,193,000円																					
延長時間区分	利用定員4人以上	利用定員3人以下																																																																								
目園																																																																										
園																																																																										
調																																																																										
理																																																																										
等																																																																										
30分	314,000円	161,000円																																																																								
1時間	627,000円	321,000円																																																																								
2～3時間	1,122,000円	587,000円																																																																								
4～5時間	2,792,000円	1,894,000円																																																																								
6時間以上	4,498,000円	3,238,000円																																																																								
その他																																																																										
30分	306,000円	153,000円																																																																								
1時間	611,000円	306,000円																																																																								
2～3時間	1,070,000円	535,000円																																																																								
4～5時間	2,052,000円	1,155,000円																																																																								
6時間以上	3,454,000円	2,193,000円																																																																								
		オ 夜間保育所において夜10時以降に行う場合																																																																								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>延長時間区分</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30分</td> <td>600,000円</td> </tr> <tr> <td>1時間</td> <td>1,988,000円</td> </tr> <tr> <td>2～3時間</td> <td>2,989,000円</td> </tr> <tr> <td>4～5時間</td> <td>5,918,000円</td> </tr> <tr> <td>6時間以上</td> <td>6,835,000円</td> </tr> </tbody> </table>	延長時間区分		30分	600,000円	1時間	1,988,000円	2～3時間	2,989,000円	4～5時間	5,918,000円	6時間以上	6,835,000円																																																												
延長時間区分																																																																										
30分	600,000円																																																																									
1時間	1,988,000円																																																																									
2～3時間	2,989,000円																																																																									
4～5時間	5,918,000円																																																																									
6時間以上	6,835,000円																																																																									
		カ 配置基準改善加算(平均対象児童数が21人以上の施設等)																																																																								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>延長時間区分</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30分</td> <td>150,000円</td> </tr> </tbody> </table>	延長時間区分		30分	150,000円																																																																				
延長時間区分																																																																										
30分	150,000円																																																																									

1事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合																																																																						
		(2)保育標準時間認定(1事業当たり年額) ア 保育所及び認定こども園																																																																								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>延長時間区分</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30分</td> <td>600,000円</td> </tr> <tr> <td>1時間</td> <td>1,760,000円</td> </tr> <tr> <td>2～3時間</td> <td>2,761,000円</td> </tr> <tr> <td>4～5時間</td> <td>5,673,000円</td> </tr> <tr> <td>6時間以上</td> <td>6,704,000円</td> </tr> </tbody> </table>	延長時間区分		30分	600,000円	1時間	1,760,000円	2～3時間	2,761,000円	4～5時間	5,673,000円	6時間以上	6,704,000円																																																												
延長時間区分																																																																										
30分	600,000円																																																																									
1時間	1,760,000円																																																																									
2～3時間	2,761,000円																																																																									
4～5時間	5,673,000円																																																																									
6時間以上	6,704,000円																																																																									
		イ 小規模保育事業																																																																								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>延長時間区分</th> <th>A型</th> <th>B型</th> <th>C型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目園</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>園</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>調</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>理</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>等</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>30分</td> <td>600,000円</td> <td>600,000円</td> <td>600,000円</td> </tr> <tr> <td>1時間</td> <td>1,422,000円</td> <td>1,422,000円</td> <td>1,422,000円</td> </tr> <tr> <td>2～3時間</td> <td>1,760,000円</td> <td>1,760,000円</td> <td>1,760,000円</td> </tr> <tr> <td>4～5時間</td> <td>4,366,000円</td> <td>4,366,000円</td> <td>4,346,000円</td> </tr> <tr> <td>6時間以上</td> <td>5,092,000円</td> <td>5,092,000円</td> <td>5,071,000円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>30分</td> <td>600,000円</td> <td>600,000円</td> <td>600,000円</td> </tr> <tr> <td>1時間</td> <td>1,375,000円</td> <td>1,375,000円</td> <td>1,375,000円</td> </tr> <tr> <td>2～3時間</td> <td>1,605,000円</td> <td>1,605,000円</td> <td>1,605,000円</td> </tr> <tr> <td>4～5時間</td> <td>3,524,000円</td> <td>3,524,000円</td> <td>3,503,000円</td> </tr> <tr> <td>6時間以上</td> <td>3,944,000円</td> <td>3,944,000円</td> <td>3,923,000円</td> </tr> </tbody> </table>	延長時間区分	A型	B型	C型	目園				園				調				理				等				30分	600,000円	600,000円	600,000円	1時間	1,422,000円	1,422,000円	1,422,000円	2～3時間	1,760,000円	1,760,000円	1,760,000円	4～5時間	4,366,000円	4,366,000円	4,346,000円	6時間以上	5,092,000円	5,092,000円	5,071,000円	その他				30分	600,000円	600,000円	600,000円	1時間	1,375,000円	1,375,000円	1,375,000円	2～3時間	1,605,000円	1,605,000円	1,605,000円	4～5時間	3,524,000円	3,524,000円	3,503,000円	6時間以上	3,944,000円	3,944,000円	3,923,000円				
延長時間区分	A型	B型	C型																																																																							
目園																																																																										
園																																																																										
調																																																																										
理																																																																										
等																																																																										
30分	600,000円	600,000円	600,000円																																																																							
1時間	1,422,000円	1,422,000円	1,422,000円																																																																							
2～3時間	1,760,000円	1,760,000円	1,760,000円																																																																							
4～5時間	4,366,000円	4,366,000円	4,346,000円																																																																							
6時間以上	5,092,000円	5,092,000円	5,071,000円																																																																							
その他																																																																										
30分	600,000円	600,000円	600,000円																																																																							
1時間	1,375,000円	1,375,000円	1,375,000円																																																																							
2～3時間	1,605,000円	1,605,000円	1,605,000円																																																																							
4～5時間	3,524,000円	3,524,000円	3,503,000円																																																																							
6時間以上	3,944,000円	3,944,000円	3,923,000円																																																																							
		※(略)																																																																								
		ウ 事業所内保育事業																																																																								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">延長時間区分</th> <th rowspan="2">定員20人以上</th> <th colspan="2">定員19人以下</th> </tr> <tr> <th>A型</th> <th>B型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目園</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>園</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>調</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>理</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>等</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>30分</td> <td>552,000円</td> <td>552,000円</td> <td>552,000円</td> </tr> <tr> <td>1時間</td> <td>1,619,000円</td> <td>1,308,000円</td> <td>1,308,000円</td> </tr> <tr> <td>2～3時間</td> <td>2,540,000円</td> <td>1,619,000円</td> <td>1,619,000円</td> </tr> <tr> <td>4～5時間</td> <td>5,220,000円</td> <td>4,017,000円</td> <td>4,017,000円</td> </tr> <tr> <td>6時間以上</td> <td>6,168,000円</td> <td>4,685,000円</td> <td>4,685,000円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>30分</td> <td>552,000円</td> <td>552,000円</td> <td>552,000円</td> </tr> <tr> <td>1時間</td> <td>1,406,000円</td> <td>1,265,000円</td> <td>1,265,000円</td> </tr> <tr> <td>2～3時間</td> <td>1,828,000円</td> <td>1,477,000円</td> <td>1,477,000円</td> </tr> <tr> <td>4～5時間</td> <td>3,875,000円</td> <td>3,242,000円</td> <td>3,242,000円</td> </tr> <tr> <td>6時間以上</td> <td>4,542,000円</td> <td>3,628,000円</td> <td>3,628,000円</td> </tr> </tbody> </table>	延長時間区分	定員20人以上	定員19人以下		A型	B型	目園				園				調				理				等				30分	552,000円	552,000円	552,000円	1時間	1,619,000円	1,308,000円	1,308,000円	2～3時間	2,540,000円	1,619,000円	1,619,000円	4～5時間	5,220,000円	4,017,000円	4,017,000円	6時間以上	6,168,000円	4,685,000円	4,685,000円	その他				30分	552,000円	552,000円	552,000円	1時間	1,406,000円	1,265,000円	1,265,000円	2～3時間	1,828,000円	1,477,000円	1,477,000円	4～5時間	3,875,000円	3,242,000円	3,242,000円	6時間以上	4,542,000円	3,628,000円	3,628,000円		
延長時間区分	定員20人以上	定員19人以下																																																																								
		A型	B型																																																																							
目園																																																																										
園																																																																										
調																																																																										
理																																																																										
等																																																																										
30分	552,000円	552,000円	552,000円																																																																							
1時間	1,619,000円	1,308,000円	1,308,000円																																																																							
2～3時間	2,540,000円	1,619,000円	1,619,000円																																																																							
4～5時間	5,220,000円	4,017,000円	4,017,000円																																																																							
6時間以上	6,168,000円	4,685,000円	4,685,000円																																																																							
その他																																																																										
30分	552,000円	552,000円	552,000円																																																																							
1時間	1,406,000円	1,265,000円	1,265,000円																																																																							
2～3時間	1,828,000円	1,477,000円	1,477,000円																																																																							
4～5時間	3,875,000円	3,242,000円	3,242,000円																																																																							
6時間以上	4,542,000円	3,628,000円	3,628,000円																																																																							
		エ 家庭的保育事業																																																																								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>延長時間区分</th> <th>利用定員4人以上</th> <th>利用定員3人以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目園</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>園</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>調</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>理</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>等</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>30分</td> <td>314,000円</td> <td>161,000円</td> </tr> <tr> <td>1時間</td> <td>627,000円</td> <td>321,000円</td> </tr> <tr> <td>2～3時間</td> <td>1,122,000円</td> <td>587,000円</td> </tr> <tr> <td>4～5時間</td> <td>2,792,000円</td> <td>1,894,000円</td> </tr> <tr> <td>6時間以上</td> <td>4,433,000円</td> <td>3,174,000円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>30分</td> <td>306,000円</td> <td>153,000円</td> </tr> <tr> <td>1時間</td> <td>611,000円</td> <td>306,000円</td> </tr> <tr> <td>2～3時間</td> <td>1,070,000円</td> <td>535,000円</td> </tr> <tr> <td>4～5時間</td> <td>2,052,000円</td> <td>1,155,000円</td> </tr> <tr> <td>6時間以上</td> <td>3,389,000円</td> <td>2,128,000円</td> </tr> </tbody> </table>	延長時間区分	利用定員4人以上	利用定員3人以下	目園			園			調			理			等			30分	314,000円	161,000円	1時間	627,000円	321,000円	2～3時間	1,122,000円	587,000円	4～5時間	2,792,000円	1,894,000円	6時間以上	4,433,000円	3,174,000円	その他			30分	306,000円	153,000円	1時間	611,000円	306,000円	2～3時間	1,070,000円	535,000円	4～5時間	2,052,000円	1,155,000円	6時間以上	3,389,000円	2,128,000円																					
延長時間区分	利用定員4人以上	利用定員3人以下																																																																								
目園																																																																										
園																																																																										
調																																																																										
理																																																																										
等																																																																										
30分	314,000円	161,000円																																																																								
1時間	627,000円	321,000円																																																																								
2～3時間	1,122,000円	587,000円																																																																								
4～5時間	2,792,000円	1,894,000円																																																																								
6時間以上	4,433,000円	3,174,000円																																																																								
その他																																																																										
30分	306,000円	153,000円																																																																								
1時間	611,000円	306,000円																																																																								
2～3時間	1,070,000円	535,000円																																																																								
4～5時間	2,052,000円	1,155,000円																																																																								
6時間以上	3,389,000円	2,128,000円																																																																								
		オ 夜間保育所において夜10時以降に行う場合																																																																								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>延長時間区分</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30分</td> <td>600,000円</td> </tr> <tr> <td>1時間</td> <td>1,988,000円</td> </tr> <tr> <td>2～3時間</td> <td>2,989,000円</td> </tr> <tr> <td>4～5時間</td> <td>5,787,000円</td> </tr> <tr> <td>6時間以上</td> <td>6,704,000円</td> </tr> </tbody> </table>	延長時間区分		30分	600,000円	1時間	1,988,000円	2～3時間	2,989,000円	4～5時間	5,787,000円	6時間以上	6,704,000円																																																												
延長時間区分																																																																										
30分	600,000円																																																																									
1時間	1,988,000円																																																																									
2～3時間	2,989,000円																																																																									
4～5時間	5,787,000円																																																																									
6時間以上	6,704,000円																																																																									
		(新規)																																																																								

1事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合								
		<table border="1"> <tr> <td>1時間</td> <td>300,000円</td> </tr> <tr> <td>2～3時間</td> <td>750,000円</td> </tr> <tr> <td>4～5時間</td> <td>1,350,000円</td> </tr> <tr> <td>6時間以上</td> <td>1,950,000円</td> </tr> </table>	1時間	300,000円	2～3時間	750,000円	4～5時間	1,350,000円	6時間以上	1,950,000円		
1時間	300,000円											
2～3時間	750,000円											
4～5時間	1,350,000円											
6時間以上	1,950,000円											
		2 訪問型 (1) 保育短時間認定(児童1人当たり年額) (略) (2) 保育標準時間認定(1事業当たり年額) (略) ※(略)										
実費徴収に係る補足給付を行う事業	実費徴収に係る補足給付を行う事業	1 教材費・行事費等(給食費以外) (略) 2 給食費(副食材料費) 低所得世帯・多子世帯等に属する児童1人当たり月額 <u>4,900円</u>	(略)									
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	1 (略) 2 (略) 3 (略)	(略)									
放課後児童健全育成事業	放課後児童健全育成事業(特定分)	1 放課後児童健全育成事業 ①原則、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号。以下「設備運営基準」という。)どおり放課後児童支援員(常勤職員に限る。)を2名以上配置した場合 ※(略) (1) 年間開所日数250日以上の放課後児童健全育成事業所 ア 基本額(1支援の単位当たり年額) (ア)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 <u>4,615,000円</u> - (19人 - 支援の単位を構成する児童の数) × <u>30,000円</u> (イ)構成する児童の数が20～35人の支援の単位 <u>6,939,000円</u> - (36人 - 支援の単位を構成する児童数) × <u>27,000円</u> (ウ)構成する児童の数が36～45人の支援の単位 <u>6,939,000円</u> (エ)構成する児童の数が46～70人の支援の単位 <u>6,939,000円</u> - (支援の単位を構成する児童の数 - 45人) × <u>85,000円</u> (オ)構成する児童の数が71人以上の支援の単位 <u>4,740,000円</u> イ 開所日数加算額(1支援の単位当たり年額) (年間開所日数 - 250日) × <u>28,000円</u> (1日8時間以上開所する場合) ウ 長期休暇支援加算額(1支援の単位当たり年額) 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (上記要件に該当する開所日数) × <u>28,000円</u> エ 長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額) (ア)平日分(18時半を超えて開所する場合) 「18時半を超える時間」の年間平均時間数 × <u>720,000円</u>	(略)									

1事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合
		2 訪問型 (1) 保育短時間認定(児童1人当たり年額) (略) (2) 保育標準時間認定(1事業当たり年額) (略) ※(略)		
実費徴収に係る補足給付を行う事業	実費徴収に係る補足給付を行う事業	1 教材費・行事費等(給食費以外) (略) 2 給食費(副食材料費) 低所得世帯・多子世帯等に属する児童1人当たり月額 <u>4,800円</u>	(略)	
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	1 (略) 2 (略) 3 (略)	(略)	
放課後児童健全育成事業	放課後児童健全育成事業(特定分)	1 放課後児童健全育成事業 ①原則、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号。以下「設備運営基準」という。)どおり放課後児童支援員(常勤職員に限る。)を2名以上配置した場合 ※(略) (1) 年間開所日数250日以上の放課後児童健全育成事業所 ア 基本額(1支援の単位当たり年額) (ア)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 <u>4,313,000円</u> - (19人 - 支援の単位を構成する児童の数) × <u>29,000円</u> (イ)構成する児童の数が20～35人の支援の単位 <u>6,552,000円</u> - (36人 - 支援の単位を構成する児童数) × <u>26,000円</u> (ウ)構成する児童の数が36～45人の支援の単位 <u>6,552,000円</u> (エ)構成する児童の数が46～70人の支援の単位 <u>6,552,000円</u> - (支援の単位を構成する児童の数 - 45人) × <u>75,000円</u> (オ)構成する児童の数が71人以上の支援の単位 <u>4,601,000円</u> イ 開所日数加算額(1支援の単位当たり年額) (年間開所日数 - 250日) × <u>26,000円</u> (1日8時間以上開所する場合) ウ 長期休暇支援加算額(1支援の単位当たり年額) 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (上記要件に該当する開所日数) × <u>26,000円</u> エ 長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額) (ア)平日分(1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合) 「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の	(略)	

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
		<p>(イ)長期休暇等分(1日8時間を超えて開所する場合) 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 × <u>324,000円</u></p> <p>(2)年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所(特例分) ア 基本額(1支援の単位当たり年額) (ア)構成する児童の数が20人以上の支援の単位 <u>4,802,000円</u> (イ)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 <u>3,327,000円</u></p> <p>イ 長期休暇支援加算額(1支援の単位当たり年額) 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (上記要件に該当する開所日数) × <u>28,000円</u></p> <p>ウ 長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額) 平日における「18時半を超える時間」の 年間平均時間数 × <u>720,000円</u></p> <p>②原則、設備運営基準どおり放課後児童支援員、補助員(以下「放課後児童支援員等」という。)を配置した場合</p> <p>※ (略)</p> <p>(1)年間開所日数250日以上の放課後児童健全育成事業所 ア 基本額(1支援の単位当たり年額) (ア)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 <u>2,794,000円</u> - (19人 - 支援の単位を構成する児童の数) × <u>30,000円</u> (イ)構成する児童の数が20～35人の支援の単位 <u>5,117,000円</u> - (36人 - 支援の単位を構成する児童数) × <u>27,000円</u> (ウ)構成する児童の数が36～45人の支援の単位 <u>5,117,000円</u></p> <p>(エ)構成する児童の数が46～70人の支援の単位 <u>5,117,000円</u> - (支援の単位を構成する児童の数 - 45人) × <u>85,000円</u> (オ)構成する児童の数が71人以上の支援の単位 2,917,000円</p> <p>イ 開所日数加算額(1支援の単位当たり年額) (年間開所日数 - 250日) × <u>21,000円</u> (1日8時間以上開所する場合)</p> <p>ウ 長期休暇支援加算額(1支援の単位当たり年額) 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (上記要件に該当する開所日数) × <u>21,000円</u></p> <p>エ 長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額) (ア)平日分(18時半を超えて開所する場合) 「18時半を超える時間」の年間平均時間数 × <u>449,000円</u></p> <p>(イ)長期休暇等分(1日8時間を超えて開所する場合) 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 × <u>202,000円</u></p> <p>(2)年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所(特例分) ア 基本額(1支援の単位当たり年額) (ア)構成する児童の数が20人以上の支援の単位 <u>3,356,000円</u> (イ)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 <u>1,881,000円</u></p>		

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
		<p>年間平均時間数 × <u>671,000円</u></p> <p>(イ)長期休暇等分(1日8時間を超えて開所する場合) 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 × <u>302,000円</u></p> <p>(2)年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所(特例分) ア 基本額(1支援の単位当たり年額) (ア)構成する児童の数が20人以上の支援の単位 <u>4,522,000円</u> (イ)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 <u>3,102,000円</u></p> <p>イ 長期休暇支援加算額(1支援の単位当たり年額) 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (上記要件に該当する開所日数) × <u>26,000円</u></p> <p>ウ 長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額) 平日における「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の 年間平均時間数 × <u>671,000円</u></p> <p>②原則、設備運営基準どおり放課後児童支援員、補助員(以下「放課後児童支援員等」という。)を配置した場合</p> <p>※ (略)</p> <p>(1)年間開所日数250日以上の放課後児童健全育成事業所 ア 基本額(1支援の単位当たり年額) (ア)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 <u>2,629,000円</u> - (19人 - 支援の単位を構成する児童の数) × <u>29,000円</u> (イ)構成する児童の数が20～35人の支援の単位 <u>4,868,000円</u> - (36人 - 支援の単位を構成する児童数) × <u>26,000円</u> (ウ)構成する児童の数が36～45人の支援の単位 <u>4,868,000円</u></p> <p>(エ)構成する児童の数が46～70人の支援の単位 <u>4,868,000円</u> - (支援の単位を構成する児童の数 - 45人) × <u>75,000円</u> (オ)構成する児童の数が71人以上の支援の単位 2,917,000円</p> <p>イ 開所日数加算額(1支援の単位当たり年額) (年間開所日数 - 250日) × <u>20,000円</u> (1日8時間以上開所する場合)</p> <p>ウ 長期休暇支援加算額(1支援の単位当たり年額) 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (上記要件に該当する開所日数) × <u>20,000円</u></p> <p>エ 長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額) (ア)平日分(1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合) 「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の 年間平均時間数 × <u>421,000円</u></p> <p>(イ)長期休暇等分(1日8時間を超えて開所する場合) 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 × <u>190,000円</u></p> <p>(2)年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所(特例分) ア 基本額(1支援の単位当たり年額) (ア)構成する児童の数が20人以上の支援の単位 <u>3,185,000円</u> (イ)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 <u>1,766,000円</u></p>		

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
		イ 長期休暇支援加算額(1支援の単位当たり年額) 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (上記要件に該当する開所日数)× <u>21,000円</u>		
		ウ 長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額) 平日における「18時半を超える時間」の 年間平均時間数 × <u>449,000円</u>		
		③設備運営基準に基づく放課後児童支援員1名のみ配置した場合 ※ (略) ※ (略)		
		(1)年間開所日数250日以上の放課後児童健全育成事業所 ア 基本額(1支援の単位当たり年額) (ア)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 $2,629,000円 - (19人 - 支援の単位を構成する児童の数) \times 29,000円$ (イ)構成する児童の数が20～35人の支援の単位 $4,301,000円 - (36人 - 支援の単位を構成する児童の数) \times 27,000円$ (ウ)構成する児童の数が36～45人の支援の単位 <u>4,301,000円</u> (エ)構成する児童の数が46～70人の支援の単位 $4,301,000円 - (支援の単位を構成する児童の数 - 45人) \times 71,000円$ (オ)構成する児童の数が71人以上の支援の単位 2,464,000円		
		イ 開所日数加算額(1支援の単位当たり年額) (年間開所日数-250日)× <u>17,000円</u> (1日8時間以上開所する場合)		
		ウ 長期休暇支援加算額(1支援の単位当たり年額) 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (上記要件に該当する開所日数)× <u>17,000円</u>		
		エ 長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額) (ア)平日分(18時半を超えて開所する場合) 「18時半を超える時間」の年間平均時間数 × <u>298,000円</u>		
		(イ)長期休暇等分(1日8時間を超えて開所する場合) 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 × <u>134,000円</u>		
		(2)年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所(特例分) ア 基本額(1支援の単位当たり年額) (ア)構成する児童の数が20人以上の支援の単位 <u>2,658,000円</u> (イ)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 <u>1,782,000円</u>		
		イ 長期休暇支援加算額(1支援の単位当たり年額) 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (上記要件に該当する開所日数)× <u>17,000円</u>		
		ウ 長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額) 平日における「18時半を超える時間」の 年間平均時間数 × <u>298,000円</u>		
		④設備運営基準に基づく補助員のみを原則2名以上配置した場合 ※ (略)		
		(1)年間開所日数250日以上の放課後児童健全育成事業所		

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
		イ 長期休暇支援加算額(1支援の単位当たり年額) 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (上記要件に該当する開所日数)× <u>20,000円</u>		
		ウ 長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額) 平日における「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の 年間平均時間数 × <u>421,000円</u>		
		③設備運営基準に基づく放課後児童支援員1名のみ配置した場合 ※ (略) ※ (略)		
		(1)年間開所日数250日以上の放課後児童健全育成事業所 ア 基本額(1支援の単位当たり年額) (ア)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 $2,629,000円 - (19人 - 支援の単位を構成する児童の数) \times 29,000円$ (イ)構成する児童の数が20～35人の支援の単位 $4,088,000円 - (36人 - 支援の単位を構成する児童の数) \times 26,000円$ (ウ)構成する児童の数が36～45人の支援の単位 <u>4,088,000円</u> (エ)構成する児童の数が46～70人の支援の単位 $4,088,000円 - (支援の単位を構成する児童の数 - 45人) \times 62,000円$ (オ)構成する児童の数が71人以上の支援の単位 2,464,000円		
		イ 開所日数加算額(1支援の単位当たり年額) (年間開所日数-250日)× <u>16,000円</u> (1日8時間以上開所する場合)		
		ウ 長期休暇支援加算額(1支援の単位当たり年額) 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (上記要件に該当する開所日数)× <u>16,000円</u>		
		エ 長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額) (ア)平日分(1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合) 「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の 年間平均時間数× <u>277,000円</u>		
		(イ)長期休暇等分(1日8時間を超えて開所する場合) 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 × <u>125,000円</u>		
		(2)年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所(特例分) ア 基本額(1支援の単位当たり年額) (ア)構成する児童の数が20人以上の支援の単位 <u>2,516,000円</u> (イ)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 <u>1,766,000円</u>		
		イ 長期休暇支援加算額(1支援の単位当たり年額) 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (上記要件に該当する開所日数)× <u>16,000円</u>		
		ウ 長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額) 平日における「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の 年間平均時間数 × <u>277,000円</u>		
		④設備運営基準に基づく補助員のみを原則2名以上配置した場合 ※ (略)		
		(1)年間開所日数250日以上の放課後児童健全育成事業所		



1事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合
		(1日8時間以上開所する場合) ウ 長期休暇支援加算額(1支援の単位当たり年額) 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (上記要件に該当する開所日数) × 16,000円  エ 長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額) (ア)平日分(18時半を超えて開所する場合) 「18時半を超える時間」の年間平均時間数 × 201,000円  (イ)長期休暇等分(1日8時間を超えて開所する場合) 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 × 91,000円  (2)年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所(特例分) ア 基本額(1支援の単位当たり年額) (ア)構成する児童の数が20人以上の支援の単位 2,023,000円 (イ)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 1,152,000円  イ 長期休暇支援加算額(1支援の単位当たり年額) 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (上記要件に該当する開所日数) × 16,000円 ウ 長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額) 平日における「18時半を超える時間」の 年間平均時間数 × 201,000円  <u>⑥「放課後児童健全育成事業」の実施について(令和5年4月12日こ成環第5号こども家庭庁成育局長通知。(以下本項目において「局長通知」という。))別添1の11(3)に定める事業を実施する場合 (分室に設置する1支援の単位当たり年額) 747,000円</u>  ※(略)  ※(略)  ※(略)		
		2 放課後子ども環境整備事業(1事業所当たり年額) (1)放課後児童クラブ設置促進事業 ア (略)  イ (略)  ウ (略)  (2)放課後児童クラブ環境改善事業 ア 局長通知別添2の3(2)③及び④に定める事業を実施する場合 (ア) (略) (イ) (略)  イ 開所準備経費を含まない場合(アを除く) (略)  ウ 開所準備経費を含む場合(アを除く) (略)  <u>エ 局長通知別添2の3(2)⑤に定める事業を実施する場合 (分室に設置する1支援の単位当たり年額) 600,000円</u>  (3)放課後児童クラブ障害児受入促進事業 (略)  (4)倉庫設備整備事業 (略)  ※ 開所準備経費については当該年度に支払われたものに限る。	(略)	

1事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合
		(1日8時間以上開所する場合) ウ 長期休暇支援加算額(1支援の単位当たり年額) 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (上記要件に該当する開所日数) × 14,000円  エ 長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額) (ア)平日分(1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合) 「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の 年間平均時間数 × 187,000円  (イ)長期休暇等分(1日8時間を超えて開所する場合) 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 × 84,000円  (2)年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所(特例分) ア 基本額(1支援の単位当たり年額) (ア)構成する児童の数が20人以上の支援の単位 1,903,000円 (イ)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 1,086,000円  イ 長期休暇支援加算額(1支援の単位当たり年額) 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (上記要件に該当する開所日数) × 14,000円 ウ 長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額) 平日における「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の 年間平均時間数 × 187,000円  <u>(新規)</u>  ※(略)  ※(略)  ※(略)		
		2 放課後子ども環境整備事業(1事業所当たり年額) (1)放課後児童クラブ設置促進事業 ア (略)  イ (略)  ウ (略)  (2)放課後児童クラブ環境改善事業 ア 局長通知別添2の3(2)③及び④に定める事業を実施する場合 (ア) (略) (イ) (略)  イ 開所準備経費を含まない場合(アを除く) (略)  ウ 開所準備経費を含む場合(アを除く) (略)  <u>(新規)</u>  (3)放課後児童クラブ障害児受入促進事業 (略)  (4)倉庫設備整備事業 (略)  ※ 開所準備経費については当該年度に支払われたものに限る。	(略)	

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
		3 放課後児童クラブ支援事業(1支援の単位当たり年額) (1)障害児受入推進事業 <u>2,232,000円</u> (2)放課後児童クラブ運営支援事業 ア(略) イ(略) ウ(略) (3)放課後児童クラブ送迎支援事業 ア 待機児童が既に100人以上発生している市町村に所在する 放課後児童健全育成事業所の場合 <u>1,163,000円</u> イア以外の市町村に所在する放課後児童健全育成事業所の場合 <u>581,000円</u> ※(略)	(略)	
放課後 児童健 全育 成 事 業 (一 般 分)	1	放課後児童支援員等処遇改善等事業(1支援の単位当たり 年額) (1)家庭、学校等との連絡及び情報交換等の育成支援に従事する職員を配 置 <u>1,829,000円</u> (2)(1)の「家庭、学校等との連絡及び情報交換等」に加え、地域との連携・ 協力等の育成支援に従事する常勤職員を配置 <u>3,330,000円</u> ※(略)	(略)	
	2	障害児受入強化推進事業(1支援の単位当たり年額) (1)障害児を3人以上受け入れる場合 ア 障害児を3人以上5人以下受け入れる場合 <u>2,232,000円</u> イ 障害児を6人以上8人以下受け入れる場合 (ア)職員を1人配置 <u>2,232,000円</u> (イ)職員を2人以上配置 <u>4,464,000円</u> ウ 障害児を9人以上受け入れる場合 (ア)職員を1人配置 <u>2,232,000円</u> (イ)職員を2人配置 <u>4,464,000円</u> (ウ)職員を3人以上配置 <u>6,696,000円</u> (2)医療的ケア児を受け入れる場合 ア 看護職員等を配置 (略) イ 看護職員等が送迎支援等を実施 (略) ※(略)	(略)	
	3	小規模放課後児童クラブ支援事業 1支援の単位当たり年額 <u>697,000円</u> ※(略)	(略)	
	4	放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業 要支援児童等の対応や関係機関との連携強化等の業務を行 う職員の配置 1事業所当たり年額 <u>1,423,000円</u> ※(略)	(略)	
	5	放課後児童クラブ育成支援体制強化事業 遊び及び生活の場の清掃等の運営に関わる業務や児童が学習活動を自 主的に行える環境整備の補助等、育成支援の周辺業務を行う職員の配置 等に必要な費用を補助 1支援の単位当たり年額 <u>1,568,000円</u>	(略)	

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
		3 放課後児童クラブ支援事業(1支援の単位当たり年額) (1)障害児受入推進事業 <u>2,059,000円</u> (2)放課後児童クラブ運営支援事業 ア(略) イ(略) ウ(略) (3)放課後児童クラブ送迎支援事業 ア 待機児童が既に100人以上発生している市町村に所在する 放課後児童健全育成事業所の場合 <u>1,073,000円</u> イア以外の市町村に所在する放課後児童健全育成事業所の場合 <u>536,000円</u> ※(略)	(略)	
放課後 児童健 全育 成 事 業 (一 般 分)	1	放課後児童支援員等処遇改善等事業(1支援の単位当たり 年額) (1)家庭、学校等との連絡及び情報交換等の育成支援に従事する職員を配 置 <u>1,678,000円</u> (2)(1)の「家庭、学校等との連絡及び情報交換等」に加え、地域との連携・ 協力等の育成支援に従事する常勤職員を配置 <u>3,158,000円</u> ※(略)	(略)	
	2	障害児受入強化推進事業(1支援の単位当たり年額) (1)障害児を3人以上受け入れる場合 ア 障害児を3人以上5人以下受け入れる場合 <u>2,059,000円</u> イ 障害児を6人以上8人以下受け入れる場合 (ア)職員を1人配置 <u>2,059,000円</u> (イ)職員を2人以上配置 <u>4,118,000円</u> ウ 障害児を9人以上受け入れる場合 (ア)職員を1人配置 <u>2,059,000円</u> (イ)職員を2人配置 <u>4,118,000円</u> (ウ)職員を3人以上配置 <u>6,177,000円</u> (2)医療的ケア児を受け入れる場合 ア 看護職員等を配置 (略) イ 看護職員等が送迎支援等を実施 (略) ※(略)	(略)	
	3	小規模放課後児童クラブ支援事業 1支援の単位当たり年額 <u>643,000円</u> ※(略)	(略)	
	4	放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業 要支援児童等の対応や関係機関との連携強化等の業務を行 う職員の配置 1事業所当たり年額 <u>1,369,000円</u> ※(略)	(略)	
	5	放課後児童クラブ育成支援体制強化事業 遊び及び生活の場の清掃等の運営に関わる業務や児童が学習活動を自 主的に行える環境整備の補助等、育成支援の周辺業務を行う職員の配置 等に必要な費用を補助 1支援の単位当たり年額 <u>1,500,000円</u>	(略)	

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
		※ (略)		
		6 放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業 (略)	(略)	
		7 放課後児童クラブ利用調整支援事業 放課後児童クラブを利用できなかった児童等に対する、他の放課後児童ク ラブや児童館などの利用あっせん等を行うために必要となる費用を補助 1市町村当たり年額 4,433,000円	(略)	
		※ (略)		
		8 災害時放課後児童クラブ利用料支援事業 (略)	(略)	
	放課後 児童健 全育成 事業 (その 他分)	1 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業 (略)	(略)	
		2 放課後児童支援員等処遇改善事業(月額9,000円相当賃金改善) (略)	(略)	
子育て 短期支 援事業	子育て 短期支 援事業	1 運営費 (1)短期入所生活援助(ショートステイ)事業 ア 2歳未満児、慢性疾患児 年間延べ日数 × 9,210円 イ 2歳以上児 年間延べ日数 × 5,200円 ウ 親子入所する場合の親及び緊急一時保護の親 年間延べ日数 × 1,340円 エ 居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施 年間実施日数 × 1,860円 ※(略) ア(略) イ(略) ウ(略) (2)夜間養護等(トワイライトステイ)事業 ア 夜間養護事業 (ア)基本分 年間延べ日数 × 1,250円 (イ)宿泊分 年間延べ日数 × 1,250円 イ 休日預かり事業 年間延べ日数 × 2,310円 ウ 居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施 年間実施日数 × 1,860円 ※(略) ア(略) イ(略) (3)実施施設における専従職員の配置に要する費用 1施設当たり年額 6,747,000円 ※(略) ※(略) ※(略) 2 開設準備経費(改修費等) (略) ※(略) ※(略)	(略)	
乳児家 庭全戸	乳児家 庭全戸	(略)	(略)	

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
		※ (略)		
		6 放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業 (略)	(略)	
		7 放課後児童クラブ利用調整支援事業 放課後児童クラブを利用できなかった児童等に対する、他の放課後児童ク ラブや児童館などの利用あっせん等を行うために必要となる費用を補助 1市町村当たり年額 4,258,000円	(略)	
		※ (略)		
		8 災害時放課後児童クラブ利用料支援事業 (略)	(略)	
	放課後 児童健 全育成 事業 (その 他分)	1 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業 (略)	(略)	
		2 放課後児童支援員等処遇改善事業(月額9,000円相当賃金改善) (略)	(略)	
子育て 短期支 援事業	子育て 短期支 援事業	1 運営費 (1)短期入所生活援助(ショートステイ)事業 ア 2歳未満児、慢性疾患児 年間延べ日数 × 8,650円 イ 2歳以上児 年間延べ日数 × 4,740円 ウ 親子入所する場合の親及び緊急一時保護の親 年間延べ日数 × 1,200円 エ 居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施 年間実施日数 × 1,860円 ※(略) ア(略) イ(略) ウ(略) (2)夜間養護等(トワイライトステイ)事業 ア 夜間養護事業 (ア)基本分 年間延べ日数 × 900円 (イ)宿泊分 年間延べ日数 × 900円 イ 休日預かり事業 年間延べ日数 × 2,010円 ウ 居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施 年間実施日数 × 1,860円 ※(略) ア(略) イ(略) (3)実施施設における専従職員の配置に要する費用 1施設当たり年額 6,497,000円 ※(略) ※(略) ※(略) 2 開設準備経費(改修費等) (略) ※(略) ※(略)	(略)	
乳児家 庭全戸	乳児家 庭全戸	(略)	(略)	

1事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合
訪問事業	訪問事業			
養育支援訪問事業	養育支援訪問事業	(略)	(略)	
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	<p>1 調整機関職員の専門性強化を図るための取組  (1) 児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)の受講  受講人数 × 80,000円  (2) 更に児童虐待への専門性を向上させるための研修の受講  受講人数 × 80,000円</p> <p>2 地域ネットワーク関係機関の連携強化を図るための取組  1市町村当たり <b>3,248,000円</b></p> <p>3 地域ネットワーク構成員の専門性向上を図る取組  1市町村当たり <b>674,000円</b></p> <p>4 地域ネットワークと訪問事業等との連携を図る取組  (1) 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業実施  要綱の3(4)①の取組のみを実施している場合  1市町村当たり <b>735,000円</b>  (2) 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業実施  要綱の3(4)①及び②の取組を実施している場合  1市町村当たり <b>2,601,000円</b></p> <p>5 地域住民への周知を図る取組 1市町村当たり <b>644,000円</b></p>	(略)	
子育て世帯訪問支援事業	子育て世帯訪問支援事業	<p>1 訪問支援費  (1) 訪問支援費  ア 基本分  年間延べ利用時間数 × <b>1,570円</b>  年間延べ利用件数 × 930円</p> <p>イ 加算分  以下(ア)～(ウ)に該当する世帯に対し、利用者負担減免を行う場合に各区分に応じて加算。  (ア) 生活保護法による被保護者世帯  年間延べ利用時間数 × <b>1,570円</b>  年間延べ利用件数 × 930円</p> <p>(イ) 市町村民税非課税世帯</p> <p>① 1世帯当たり年間96時間まで  年間延べ利用時間数 × <b>1,570円</b>  年間延べ利用件数 × 930円</p> <p>② 1世帯当たり年間96時間超  年間延べ利用時間数 × <b>1,260円</b>  年間延べ利用件数 × 740円</p> <p>(ウ) 市町村民税所得割合算額が77,101円未満世帯</p> <p>① 1世帯当たり年間48時間まで  年間延べ利用時間数 × <b>1,570円</b>  年間延べ利用件数 × 930円</p> <p>② 1世帯当たり年間48時間超  年間延べ利用時間数 × <b>940円</b>  年間延べ利用件数 × 560円</p>	(略)	

1事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合
訪問事業	訪問事業			
養育支援訪問事業	養育支援訪問事業	(略)	(略)	
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	<p>1 調整機関職員の専門性強化を図るための取組  (1) 児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)の受講  受講人数 × 80,000円  (2) 更に児童虐待への専門性を向上させるための研修の受講  受講人数 × 80,000円</p> <p>2 地域ネットワーク関係機関の連携強化を図るための取組  1市町村当たり <b>3,000,000円</b></p> <p>3 地域ネットワーク構成員の専門性向上を図る取組  1市町村当たり <b>660,000円</b></p> <p>4 地域ネットワークと訪問事業等との連携を図る取組  (1) 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業実施  要綱の3(4)①の取組のみを実施している場合  1市町村当たり <b>720,000円</b>  (2) 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業実施  要綱の3(4)①及び②の取組を実施している場合  1市町村当たり <b>2,520,000円</b></p> <p>5 地域住民への周知を図る取組 1市町村当たり <b>640,000円</b></p>	(略)	
子育て世帯訪問支援事業	子育て世帯訪問支援事業	<p>1 訪問支援費  (1) 訪問支援費  ア 基本分  年間延べ利用時間数 × <b>1,500円</b>  年間延べ利用件数 × 930円</p> <p>イ 加算分  以下(ア)～(ウ)に該当する世帯に対し、利用者負担減免を行う場合に各区分に応じて加算。  (ア) 生活保護世帯(支援を受けた日において生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者)  年間延べ利用時間数 × <b>1,500円</b>  年間延べ利用件数 × 930円</p> <p>(イ) 市町村民税非課税世帯(保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税を課されない者((ア)に掲げる者を除く。))  ① 1世帯当たり年間96時間まで  年間延べ利用時間数 × <b>1,500円</b>  年間延べ利用件数 × 930円</p> <p>② 1世帯当たり年間96時間超  年間延べ利用時間数 × <b>1,200円</b>  年間延べ利用件数 × 740円</p> <p>(ウ) 市町村民税所得割課税額77,101円未満世帯(保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者について、地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額を合算した額が77,101円未満である者((ア)及び(イ)に掲げる者を除く。))  ① 1世帯当たり年間48時間まで  年間延べ利用時間数 × <b>1,500円</b>  年間延べ利用件数 × 930円</p> <p>② 1世帯当たり年間48時間超  年間延べ利用時間数 × <b>900円</b>  年間延べ利用件数 × 560円</p>	(略)	

1事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合
		(2) 訪問支援員に対して必要な研修を実施するための経費(8時間以上の研修を市町村が主催又は共催により実施した場合) 1市町村当たり年額 360,000円 2 訪問支援事業を民間団体へ委託する際に運営に必要な事務費・管理費 1事業所当たり年額 564,000円		
児童育成支援拠点事業	児童育成支援拠点事業	1 運営費 (1) 基本分 ア 週3日型 1事業所当たり年額 9,828,000円 イ 週4日型 1事業所当たり年額 13,104,000円 ウ 週5日型 1事業所当たり年額 16,368,000円  (2) 加算分 ア ソーシャルワーク専門職員配置加算(略)  イ 心理療法担当職員配置加算(略)  ウ 送迎加算(略)  エ 長時間開所加算(1事業所当たり年額) (ア) 平日分(1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合) 「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間に以下を乗じたもの ① 週3日型 1事業所当たり年額 600,000円 ② 週4日型 1事業所当たり年額 800,000円 ③ 週5日型 1事業所当たり年額 1,001,000円 (イ) 長期休暇等分(1日8時間を超えて開所する場合) 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間に以下を乗じたもの ① 週3日型 1事業所当たり年額 144,000円 ② 週4日型 1事業所当たり年額 192,000円 ③ 週5日型 1事業所当たり年額 238,000円 オ 賃借料補助加算 1事業所当たり年額 3,000,000円  ※ (略) ※ (略)  2 開設準備経費(改修費等) (略) ※ (略)	(略)	
親子関係形成支援事業	親子関係形成支援事業	1 親子関係形成支援プログラムの実施 ア 基本分 1プログラムにおける回数(講座数)で算出 (ア) 全4回 年間実施プログラム数 × 90,080円 (イ) 全5回 年間実施プログラム数 × 112,600円 (ウ) 全6回 年間実施プログラム数 × 135,120円 (エ) 全7回 年間実施プログラム数 × 157,640円 (オ) 全8回 年間実施プログラム数 × 180,160円 (カ) 全9回 年間実施プログラム数 × 202,680円 (キ) 全10回以上 年間実施プログラム数 × 225,200円  ※ 1プログラムにおける回数(講座数)が1回増加すると、補助額が22,520円増加。 ※ 1プログラムにおいて11回以上の実施する場合は、(キ)と同額とする。  イ 加算分	(略)	

1事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合
		(2) 訪問支援員に対して必要な研修を実施するための経費(8時間以上の研修を市町村が主催又は共催により実施した場合) 1市町村当たり年額 360,000円 2 訪問支援事業を民間団体へ委託する際に運営に必要な事務費・管理費 1事業所当たり年額 564,000円		
児童育成支援拠点事業	児童育成支援拠点事業	1 運営費 (1) 基本分 ア 週3日型 1事業所当たり年額 9,516,000円 イ 週4日型 1事業所当たり年額 12,688,000円 ウ 週5日型 1事業所当たり年額 15,854,000円  (2) 加算分 ア ソーシャルワーク専門職員配置加算(略)  イ 心理療法担当職員配置加算(略)  ウ 送迎加算(略)  エ 長時間開所加算(1事業所当たり年額) (ア) 平日分(1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合) 「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間に以下を乗じたもの ① 週3日型 1事業所当たり年額 567,000円 ② 週4日型 1事業所当たり年額 756,000円 ③ 週5日型 1事業所当たり年額 944,000円 (イ) 長期休暇等分(1日8時間を超えて開所する場合) 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間に以下を乗じたもの ① 週3日型 1事業所当たり年額 135,000円 ② 週4日型 1事業所当たり年額 180,000円 ③ 週5日型 1事業所当たり年額 225,000円 オ 賃借料補助加算 1事業所当たり年額 3,000,000円  ※ (略) ※ (略)  2 開設準備経費(改修費等) (略) ※ (略)	(略)	
親子関係形成支援事業	親子関係形成支援事業	1 親子関係形成支援プログラムの実施 ア 基本分 1プログラムにおける回数(講座数)で算出 (ア) 全4回 年間実施プログラム数 × 88,400円 (イ) 全5回 年間実施プログラム数 × 110,500円 (ウ) 全6回 年間実施プログラム数 × 132,600円 (エ) 全7回 年間実施プログラム数 × 154,700円 (オ) 全8回 年間実施プログラム数 × 176,800円 (カ) 全9回 年間実施プログラム数 × 198,900円 (キ) 全10回以上 年間実施プログラム数 × 221,000円  ※ 1プログラムにおける回数(講座数)が1回増加すると、補助額が22,100円増加。 ※ 1プログラムにおいて11回以上の実施する場合は、(キ)と同額とする。  イ 加算分	(略)	

1事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合
		以下(ア)～(ウ)に該当する世帯に対し、利用者負担減免を行う場合に加算。 (ア) <u>生活保護法による被保護者世帯</u> 年間延べ利用回数 × 2,250円 (イ) 市町村民税非課税世帯 年間延べ利用回数 × 1,800円 (ウ) 市町村民税所得割 <u>合算額</u> が77,101円未満世帯 年間延べ利用回数 × 1,350円 ※ (略) 2 親子関係形成支援プログラム資格取得等支援 (略)		
地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援拠点事業	1 運営費(1か所当たり年額) (1)一般型 ア 基本分 (ア)3～4日型 ・職員を合計3名以上配置する場合 6,314,000円 ・職員を合計2名配置する場合 4,642,000円 (イ)5日型 ・常勤職員を配置する場合 9,023,000円 ・非常勤職員のみを配置する場合 5,703,000円 (ウ)6日型 ・常勤職員を配置する場合 10,084,000円 ・非常勤職員のみを配置する場合 7,182,000円 (エ)7日型 ・常勤職員を配置する場合 11,154,000円 ・非常勤職員のみを配置する場合 8,251,000円 ※ (略) イ 加算分 (ア)子育て支援活動の展開を図る取組 3～4日型 1,725,000円 5日型 3,374,000円 6・7日型 2,956,000円 (イ)地域支援 1,646,000円 (ウ)特別支援対応加算 1,147,000円 (エ)研修代替職員配置加算 1人当たり年額 24,000円 (オ)育児参加促進講習休日実施加算 443,000円 (カ)賃借料加算 2,500,000円 (2)出張ひろば 1,682,000円 (3)小規模型指定施設 ア 基本分 3,292,000円 イ 加算分 1,646,000円 (4)連携型 ア 基本分 3～4日型 2,143,000円 5～7日型 3,348,000円 イ 加算分	(略)	

1事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合
		以下(ア)～(ウ)に該当する世帯に対し、利用者負担減免を行う場合に加算。 (ア) <u>生活保護世帯(支援を受けた日において生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者)</u> 年間延べ利用回数 × 2,210円 (イ) 市町村民税非課税世帯(保護者及び当該保護者と同じ世帯に属する者が地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税を課されない者(ア)に掲げる者を除く。)) 年間延べ利用回数 × 1,770円 (ウ) 市町村民税所得割 <u>課税額</u> 77,101円未満世帯(保護者及び当該保護者と同じ世帯に属する者について、地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額を合算した額が77,101円未満である者(ア)及び(イ)に掲げる者を除く。)) 年間延べ利用回数 × 1,330円 ※ (略) 2 親子関係形成支援プログラム資格取得等支援 (略)		
地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援拠点事業	1 運営費(1か所当たり年額) (1)一般型 ア 基本分 (ア)3～4日型 ・職員を合計3名以上配置する場合 6,096,000円 ・職員を合計2名配置する場合 4,496,000円 (イ)5日型 ・常勤職員を配置する場合 8,714,000円 ・非常勤職員のみを配置する場合 5,521,000円 (ウ)6日型 ・常勤職員を配置する場合 9,739,000円 ・非常勤職員のみを配置する場合 6,946,000円 (エ)7日型 ・常勤職員を配置する場合 10,772,000円 ・非常勤職員のみを配置する場合 7,978,000円 ※ (略) イ 加算分 (ア)子育て支援活動の展開を図る取組 3～4日型 1,653,000円 5日型 3,247,000円 6・7日型 2,847,000円 (イ)地域支援 1,592,000円 (ウ)特別支援対応加算 1,111,000円 (エ)研修代替職員配置加算 1人当たり年額 23,000円 (オ)育児参加促進講習休日実施加算 425,000円 (新規) (2)出張ひろば 1,646,000円 (3)小規模型指定施設 ア 基本分 3,187,000円 イ 加算分 1,594,000円 (4)連携型 ア 基本分 3～4日型 2,075,000円 5～7日型 3,257,000円 イ 加算分	(略)	

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
		(ア)地域の子育て力を高める取組 507,000円 (イ)特別支援対応加算 1,147,000円 (ウ)研修代替職員配置加算 1人当たり年額 24,000円 (エ)育児参加促進講習休日実施加算 443,000円  ※(略)		
		2 開設準備経費(1か所当たり年額) (略)		
		※(略)		

一時預 かり事 業	一時預 かり事 業(一 般分)	1 運営費 (1)一般型 ア 一般型対象児童(イ～エを除く)(1か所当たり年額) (ア)基本分  ① 保育従事者がすべて保育士又は1日当たり平均利用児童数概ね3人以下の施設において保育士とみなされた家庭的保育者と同等の研修を修了した者の場合。	(略)	
-----------------	--------------------------	--	-----	--

年間延べ利用児童数	基準額
50人未満	1,473,000円
50人以上100人未満	1,973,000円
100人以上200人未満	2,444,000円
200人以上300人未満	2,945,000円
300人以上900人未満	3,240,000円
900人以上1,500人未満	3,470,000円
1,500人以上2,100人未満	5,012,000円
2,100人以上2,700人未満	6,554,000円
2,700人以上3,300人未満	8,096,000円
3,300人以上3,900人未満	9,638,000円
3,900人以上4,500人未満	11,180,000円
4,500人以上5,100人未満	12,722,000円
5,100人以上5,700人未満	14,264,000円
5,700人以上6,300人未満	15,806,000円
6,300人以上6,900人未満	17,348,000円
6,900人以上7,500人未満	18,890,000円
7,500人以上8,100人未満	20,432,000円
8,100人以上8,700人未満	21,974,000円
8,700人以上9,300人未満	23,516,000円
9,300人以上9,900人未満	25,058,000円
9,900人以上10,500人未満	26,600,000円
10,500人以上11,100人未満	28,142,000円
11,100人以上11,700人未満	29,684,000円
11,700人以上12,300人未満	31,226,000円
12,300人以上12,900人未満	32,768,000円
12,900人以上13,500人未満	34,310,000円
13,500人以上14,100人未満	35,852,000円
14,100人以上14,700人未満	37,394,000円
14,700人以上15,300人未満	38,936,000円
15,300人以上15,900人未満	40,478,000円
15,900人以上16,500人未満	42,020,000円
16,500人以上17,100人未満	43,562,000円
17,100人以上17,700人未満	45,104,000円
17,700人以上18,300人未満	46,646,000円
18,300人以上18,900人未満	48,188,000円
18,900人以上19,500人未満	49,730,000円
19,500人以上20,100人未満	51,272,000円

※20,100人以上の場合は別途協議

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
		(ア)地域の子育て力を高める取組 498,000円 (イ)特別支援対応加算 1,111,000円 (ウ)研修代替職員配置加算 1人当たり年額 23,000円 (エ)育児参加促進講習休日実施加算 425,000円  ※(略)		
		2 開設準備経費(1か所当たり年額) (略)		
		※(略)		

一時預 かり事 業	一時預 かり事 業(一 般分)	1 運営費 (1)一般型 ア 一般型対象児童(イ～エを除く)(1か所当たり年額) (ア)基本分  ① 保育従事者がすべて保育士又は1日当たり平均利用児童数概ね3人以下の施設において保育士とみなされた家庭的保育者と同等の研修を修了した者の場合。	(略)	
-----------------	--------------------------	--	-----	--

年間延べ利用児童数	基準額
(新規)	(新規)
(新規)	(新規)
(新規)	(新規)
(新規)300人未満	2,833,000円
300人以上900人未満	3,105,000円
900人以上1,500人未満	3,321,000円
1,500人以上2,100人未満	4,797,000円
2,100人以上2,700人未満	6,273,000円
2,700人以上3,300人未満	7,749,000円
3,300人以上3,900人未満	9,225,000円
3,900人以上4,500人未満	10,701,000円
4,500人以上5,100人未満	12,177,000円
5,100人以上5,700人未満	13,653,000円
5,700人以上6,300人未満	15,129,000円
6,300人以上6,900人未満	16,605,000円
6,900人以上7,500人未満	18,081,000円
7,500人以上8,100人未満	19,557,000円
8,100人以上8,700人未満	21,033,000円
8,700人以上9,300人未満	22,509,000円
9,300人以上9,900人未満	23,985,000円
9,900人以上10,500人未満	25,461,000円
10,500人以上11,100人未満	26,937,000円
11,100人以上11,700人未満	28,413,000円
11,700人以上12,300人未満	29,889,000円
12,300人以上12,900人未満	31,365,000円
12,900人以上13,500人未満	32,841,000円
13,500人以上14,100人未満	34,317,000円
14,100人以上14,700人未満	35,793,000円
14,700人以上15,300人未満	37,269,000円
15,300人以上15,900人未満	38,745,000円
15,900人以上16,500人未満	40,221,000円
16,500人以上17,100人未満	41,697,000円
17,100人以上17,700人未満	43,173,000円
17,700人以上18,300人未満	44,649,000円
18,300人以上18,900人未満	46,125,000円
18,900人以上19,500人未満	47,601,000円
19,500人以上20,100人未満	49,077,000円

※20,100人以上の場合は別途協議

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
		② ①以外(地域密着Ⅱ型を含む)の場合 年間延べ利用児童数 基準額		
		50人未満 1,473,000円		
		50人以上100人未満 1,973,000円		
		100人以上200人未満 2,444,000円		
		200人以上300人未満 2,945,000円		
		300人以上900人未満 3,114,000円		
		900人以上1,500人未満 3,335,000円		
		1,500人以上2,100人未満 4,817,000円		
		2,100人以上2,700人未満 6,299,000円		
		2,700人以上3,300人未満 7,781,000円		
		3,300人以上3,900人未満 9,263,000円		
		3,900人以上4,500人未満 10,745,000円		
		4,500人以上5,100人未満 12,227,000円		
		5,100人以上5,700人未満 13,709,000円		
		5,700人以上6,300人未満 15,191,000円		
		6,300人以上6,900人未満 16,673,000円		
		6,900人以上7,500人未満 18,155,000円		
		7,500人以上8,100人未満 19,637,000円		
		8,100人以上8,700人未満 21,119,000円		
		8,700人以上9,300人未満 22,601,000円		
		9,300人以上9,900人未満 24,083,000円		
		9,900人以上10,500人未満 25,565,000円		
		10,500人以上11,100人未満 27,047,000円		
		11,100人以上11,700人未満 28,529,000円		
		11,700人以上12,300人未満 30,011,000円		
		12,300人以上12,900人未満 31,493,000円		
		12,900人以上13,500人未満 32,975,000円		
		13,500人以上14,100人未満 34,457,000円		
		14,100人以上14,700人未満 35,939,000円		
		14,700人以上15,300人未満 37,421,000円		
		15,300人以上15,900人未満 38,903,000円		
		15,900人以上16,500人未満 40,385,000円		
		16,500人以上17,100人未満 41,867,000円		
		17,100人以上17,700人未満 43,349,000円		
		17,700人以上18,300人未満 44,831,000円		
		18,300人以上18,900人未満 46,313,000円		
		18,900人以上19,500人未満 47,795,000円		
		19,500人以上20,100人未満 49,277,000円		
		※20,100人以上の場合は別途協議		
		(イ) 基幹型施設加算 1,330,000円		
		イ 特別利用保育等対象児童(児童1人当たり日額) (略)		
		(ア) 平日分 440円		
		(イ) 長期休業日(8時間未満) 440円		
		(ウ) 長期休業日(8時間以上) 880円		
		(エ) 休日分(土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用) 800円		
		(オ) 長時間加算 (略)		
		ウ 緊急一時預かり対象児童(児童1人当たり日額) 4,400円		
		エ 特別支援児童(障害児・多胎児)加算 (児童1人当たり日額) 3,900円		
		オ 利用者負担軽減(児童1人当たり日額) (略)		

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
		② ①以外(地域密着Ⅱ型を含む)の場合 年間延べ利用児童数 基準額		
		(新規) (新規)		
		(新規) (新規)		
		(新規) (新規)		
		(新規)300人未満 2,833,000円		
		300人以上900人未満 2,979,000円		
		900人以上1,500人未満 3,200,000円		
		1,500人以上2,100人未満 4,622,000円		
		2,100人以上2,700人未満 6,044,000円		
		2,700人以上3,300人未満 7,466,000円		
		3,300人以上3,900人未満 8,888,000円		
		3,900人以上4,500人未満 10,310,000円		
		4,500人以上5,100人未満 11,732,000円		
		5,100人以上5,700人未満 13,154,000円		
		5,700人以上6,300人未満 14,576,000円		
		6,300人以上6,900人未満 15,998,000円		
		6,900人以上7,500人未満 17,420,000円		
		7,500人以上8,100人未満 18,842,000円		
		8,100人以上8,700人未満 20,264,000円		
		8,700人以上9,300人未満 21,686,000円		
		9,300人以上9,900人未満 23,108,000円		
		9,900人以上10,500人未満 24,530,000円		
		10,500人以上11,100人未満 25,952,000円		
		11,100人以上11,700人未満 27,374,000円		
		11,700人以上12,300人未満 28,796,000円		
		12,300人以上12,900人未満 30,218,000円		
		12,900人以上13,500人未満 31,640,000円		
		13,500人以上14,100人未満 33,062,000円		
		14,100人以上14,700人未満 34,484,000円		
		14,700人以上15,300人未満 35,906,000円		
		15,300人以上15,900人未満 37,328,000円		
		15,900人以上16,500人未満 38,750,000円		
		16,500人以上17,100人未満 40,172,000円		
		17,100人以上17,700人未満 41,594,000円		
		17,700人以上18,300人未満 43,016,000円		
		18,300人以上18,900人未満 44,438,000円		
		18,900人以上19,500人未満 45,860,000円		
		19,500人以上20,100人未満 47,282,000円		
		※20,100人以上の場合は別途協議		
		(イ) 基幹型施設加算 1,150,000円		
		イ 特別利用保育等対象児童(児童1人当たり日額) (略)		
		(ア) 平日分 400円		
		(イ) 長期休業日(8時間未満) 400円		
		(ウ) 長期休業日(8時間以上) 800円		
		(エ) 休日分(土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用) 800円		
		(オ) 長時間加算 (略)		
		ウ 緊急一時預かり対象児童(児童1人当たり日額) 4,400円		
		エ 特別支援児童(障害児・多胎児)加算 (児童1人当たり日額) 3,600円		
		オ 利用者負担軽減(児童1人当たり日額) (略)		

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
		※ (略)		
		(2)幼稚園型 I ア 在籍園児分(ウを除く)(児童1人当たり日額) (ア) 基本分(平日の教育時間前後や長期休業日の利用) I 年間延べ利用児童数2,000人超の施設 ① 平日 440円 ② 長期休業日(8時間未満) 440円 ③ 長期休業日(8時間以上) 880円  II 年間延べ利用児童数2,000人以下の施設 (略) (イ) 休日分(土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用) 800円  (ウ) 長時間加算 (略)  (エ) 保育体制充実加算 (略) (オ) 就労支援型施設加算(事務経費) (略) ※1(略) ※2(略)  イ 在籍園児以外の児童分(ウ及び(3)を除く)(児童1人当たり日額) (略) ウ 特別な支援を要する児童分(児童1人当たり日額)  ① 平日分 4,000円 ② 長期休業日 8,000円 ③ 休日分(土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用) 8,000円  ※ 以下のいずれかの要件を満たすと市町村が認める児童に適用する。 (ア) (略) (イ) 特別児童扶養手当 <u>受給証明書</u> を所持する児童、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者福祉手帳を所持する児童、医師、巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見等により障害を有すると認められる児童その他の健康面・発達面において特別な支援を要すると市町村が認める児童 ※ (略)		
		(3)幼稚園型 II(児童1人当たり日額) (略)		
		(4)余裕活用型(児童1人当たり日額) ア 基本分 2,600円 イ 特別支援児童(障害児・多胎児)加算 (児童1人当たり日額) 3,900円 ウ 利用者負担軽減(児童1人当たり日額) (略)		
		(5)居宅訪問型(児童1人当たり日額) ア イの緊急一時預かり対象児童以外の児童 利用時間4時間以上 11,000円 利用時間4時間未満 5,500円 イ 緊急一時預かり対象児童 利用時間4時間以上 14,000円 利用時間4時間未満 7,000円 ウ 特別支援児童(障害児・多胎児)加算 (児童1人当たり日額) 3,900円 エ 利用者負担軽減(児童1人当たり日額)		

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
		※ (略)		
		(2)幼稚園型 I ア 在籍園児分(ウを除く)(児童1人当たり日額) (ア) 基本分(平日の教育時間前後や長期休業日の利用) I 年間延べ利用児童数2,000人超の施設 ① 平日 400円 ② 長期休業日(8時間未満) 400円 ③ 長期休業日(8時間以上) 800円  II 年間延べ利用児童数2,000人以下の施設 (略) (イ) 休日分(土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用) 800円  (ウ) 長時間加算 (略)  (エ) 保育体制充実加算 (略) (オ) 就労支援型施設加算(事務経費) (略) ※1(略) ※2(略)  イ 在籍園児以外の児童分(ウ及び(3)を除く)(児童1人当たり日額) (略) ウ 特別な支援を要する児童分(児童1人当たり日額)  <u>(新規)</u> <u>(新規)</u> <u>(新規)</u>  4,000円  ※ 以下のいずれかの要件を満たすと市町村が認める児童に適用する。 (ア) (略) (イ) 特別児童扶養手当 <u>証書</u> を所持する児童、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者福祉手帳を所持する児童、医師、巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見等により障害を有すると認められる児童その他の健康面・発達面において特別な支援を要すると市町村が認める児童 ※ (略)		
		(3)幼稚園型 II(児童1人当たり日額) (略)		
		(4)余裕活用型(児童1人当たり日額) ア 基本分 2,400円 イ 特別支援児童(障害児・多胎児)加算 (児童1人当たり日額) 3,600円 ウ 利用者負担軽減(児童1人当たり日額) (略)		
		(5)居宅訪問型(児童1人当たり日額) ア イの緊急一時預かり対象児童以外の児童 利用時間4時間以上 9,000円 利用時間4時間未満 4,500円 イ 緊急一時預かり対象児童 利用時間4時間以上 12,100円 利用時間4時間未満 6,050円 ウ 特別支援児童(障害児・多胎児)加算 (児童1人当たり日額) 3,600円 エ 利用者負担軽減(児童1人当たり日額)		

1事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合
		(略) ※ (略) (6)災害特例型 (略) 2 開設準備経費(1か所当たり年額) (略)		
	一時預かり事業(その他分)	(略)	(略)	

病児保育事業	病児保育事業(特定分、一般分・事業費)	1 病児対応型 (1)基本分 1か所当たり年額 <u>8,808,000円</u> うち改善分 2,538,000円 ※(略) (2)加算分 ア 年間延べ利用児童数に応じた加算	(略)	
--------	---------------------	--	-----	--

年間延べ利用児童数	基準額(1か所当たり年額)
50人以上100人未満	1,130,000円
100人以上150人未満	1,695,000円
150人以上200人未満	2,260,000円
200人以上300人未満	3,390,000円
300人以上400人未満	4,520,000円
400人以上500人未満	5,650,000円
500人以上600人未満	6,780,000円
600人以上700人未満	7,910,000円
700人以上800人未満	9,040,000円
800人以上900人未満	10,170,000円
900人以上1,000人未満	11,300,000円
1,000人以上1,100人未満	12,430,000円
1,100人以上1,200人未満	13,560,000円
1,200人以上1,300人未満	14,690,000円
1,300人以上1,400人未満	15,820,000円
1,400人以上1,500人未満	16,950,000円
1,500人以上1,600人未満	18,080,000円
1,600人以上1,700人未満	19,210,000円
1,700人以上1,800人未満	20,340,000円
1,800人以上1,900人未満	21,470,000円
1,900人以上2,000人未満	22,600,000円
2,000人以上2,200人未満	23,540,000円
2,200人以上2,400人未満	25,680,000円
2,400人以上2,600人未満	27,820,000円
2,600人以上2,800人未満	29,960,000円
2,800人以上3,000人未満	32,100,000円
3,000人以上3,200人未満	32,640,000円
3,200人以上3,400人未満	34,680,000円
3,400人以上3,600人未満	36,720,000円
3,600人以上3,800人未満	38,760,000円
3,800人以上4,000人未満	40,800,000円

※4,000人以上の場合は別途協議

イ 送迎対応を行う看護師等雇上費

1事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合
		(略) ※ (略) (6)災害特例型 (略) 2 開設準備経費(1か所当たり年額) (略)		
	一時預かり事業(その他分)	(略)	(略)	

病児保育事業	病児保育事業(特定分、一般分・事業費)	1 病児対応型 (1)基本分 1か所当たり年額 <u>8,443,000円</u> うち改善分 2,538,000円 ※(略) (2)加算分 ア 年間延べ利用児童数に応じた加算	(略)	
--------	---------------------	--	-----	--

年間延べ利用児童数	基準額(1か所当たり年額)
50人以上100人未満	1,000,000円
100人以上150人未満	1,500,000円
150人以上200人未満	2,000,000円
200人以上300人未満	3,000,000円
300人以上400人未満	4,000,000円
400人以上500人未満	5,000,000円
500人以上600人未満	6,000,000円
600人以上700人未満	7,000,000円
700人以上800人未満	8,000,000円
800人以上900人未満	9,000,000円
900人以上1,000人未満	10,000,000円
1,000人以上1,100人未満	11,000,000円
1,100人以上1,200人未満	12,000,000円
1,200人以上1,300人未満	13,000,000円
1,300人以上1,400人未満	14,000,000円
1,400人以上1,500人未満	15,000,000円
1,500人以上1,600人未満	16,000,000円
1,600人以上1,700人未満	17,000,000円
1,700人以上1,800人未満	18,000,000円
1,800人以上1,900人未満	19,000,000円
1,900人以上2,000人未満	20,000,000円
2,000人以上2,200人未満	20,900,000円
2,200人以上2,400人未満	22,800,000円
2,400人以上2,600人未満	24,700,000円
2,600人以上2,800人未満	26,600,000円
2,800人以上3,000人未満	28,500,000円
3,000人以上3,200人未満	30,400,000円
3,200人以上3,400人未満	32,300,000円
3,400人以上3,600人未満	34,200,000円
3,600人以上3,800人未満	36,100,000円
3,800人以上4,000人未満	38,000,000円

※4,000人以上の場合は別途協議

イ 送迎対応を行う看護師等雇上費

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合																																																																
		1か所当たり年額 5,400,000円 1か所当たり年額 3,634,000円 ウ 送迎経費 エ 研修参加費用(研修代替職員の配置に要する費用を含む) 職員1人当たり年額 18,000円 オ 当日キャンセル対応加算 (略) カ 感染症対応加算 1か所当たり年額 1,300,000円 (3)普及定着促進費(開設準備経費) (略) 2 病後児対応型 (1)基本分 1か所当たり年額 6,338,000円 うち改善分 2,225,000円 ※(略) (2)加算分 ア 年間延べ利用児童数に応じた加算																																																																		
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>年間延べ利用児童数</th> <th>基準額(1か所)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>50人以上100人未満</td><td>1,300,000円</td></tr> <tr><td>100人以上150人未満</td><td>1,593,300円</td></tr> <tr><td>150人以上200人未満</td><td>2,124,400円</td></tr> <tr><td>200人以上300人未満</td><td>3,186,600円</td></tr> <tr><td>300人以上400人未満</td><td>4,248,800円</td></tr> <tr><td>400人以上500人未満</td><td>5,311,000円</td></tr> <tr><td>500人以上600人未満</td><td>6,373,200円</td></tr> <tr><td>600人以上700人未満</td><td>7,435,400円</td></tr> <tr><td>700人以上800人未満</td><td>8,497,600円</td></tr> <tr><td>800人以上900人未満</td><td>9,559,800円</td></tr> <tr><td>900人以上1,000人未満</td><td>10,622,000円</td></tr> <tr><td>1,000人以上1,100人未満</td><td>11,684,200円</td></tr> <tr><td>1,100人以上1,200人未満</td><td>12,746,400円</td></tr> <tr><td>1,200人以上1,300人未満</td><td>13,808,600円</td></tr> <tr><td>1,300人以上1,400人未満</td><td>14,870,800円</td></tr> <tr><td>1,400人以上1,500人未満</td><td>15,933,000円</td></tr> <tr><td>1,500人以上1,600人未満</td><td>16,995,200円</td></tr> <tr><td>1,600人以上1,700人未満</td><td>18,057,400円</td></tr> <tr><td>1,700人以上1,800人未満</td><td>19,119,600円</td></tr> <tr><td>1,800人以上1,900人未満</td><td>20,181,800円</td></tr> <tr><td>1,900人以上2,000人未満</td><td>21,244,000円</td></tr> <tr><td>2,000人以上2,200人未満</td><td>22,127,600円</td></tr> <tr><td>2,200人以上2,400人未満</td><td>24,139,200円</td></tr> <tr><td>2,400人以上2,600人未満</td><td>26,150,800円</td></tr> <tr><td>2,600人以上2,800人未満</td><td>28,162,400円</td></tr> <tr><td>2,800人以上3,000人未満</td><td>30,174,000円</td></tr> <tr><td>3,000人以上3,200人未満</td><td>30,681,600円</td></tr> <tr><td>3,200人以上3,400人未満</td><td>32,599,200円</td></tr> <tr><td>3,400人以上3,600人未満</td><td>34,516,800円</td></tr> <tr><td>3,600人以上3,800人未満</td><td>36,434,400円</td></tr> <tr><td>3,800人以上4,000人未満</td><td>38,352,000円</td></tr> </tbody> </table> ※4,000人以上の場合は別途協議 イ 送迎対応を行う看護師等雇上費 1か所当たり年額 5,400,000円 ウ 送迎経費 1か所当たり年額 3,634,000円 エ 研修参加費用(研修代替職員の配置に要する費用を含む) 職員1人当たり年額 18,000円 オ 当日キャンセル対応加算 (略) カ 感染症対応加算 1か所当たり年額 1,300,000円	年間延べ利用児童数	基準額(1か所)	50人以上100人未満	1,300,000円	100人以上150人未満	1,593,300円	150人以上200人未満	2,124,400円	200人以上300人未満	3,186,600円	300人以上400人未満	4,248,800円	400人以上500人未満	5,311,000円	500人以上600人未満	6,373,200円	600人以上700人未満	7,435,400円	700人以上800人未満	8,497,600円	800人以上900人未満	9,559,800円	900人以上1,000人未満	10,622,000円	1,000人以上1,100人未満	11,684,200円	1,100人以上1,200人未満	12,746,400円	1,200人以上1,300人未満	13,808,600円	1,300人以上1,400人未満	14,870,800円	1,400人以上1,500人未満	15,933,000円	1,500人以上1,600人未満	16,995,200円	1,600人以上1,700人未満	18,057,400円	1,700人以上1,800人未満	19,119,600円	1,800人以上1,900人未満	20,181,800円	1,900人以上2,000人未満	21,244,000円	2,000人以上2,200人未満	22,127,600円	2,200人以上2,400人未満	24,139,200円	2,400人以上2,600人未満	26,150,800円	2,600人以上2,800人未満	28,162,400円	2,800人以上3,000人未満	30,174,000円	3,000人以上3,200人未満	30,681,600円	3,200人以上3,400人未満	32,599,200円	3,400人以上3,600人未満	34,516,800円	3,600人以上3,800人未満	36,434,400円	3,800人以上4,000人未満	38,352,000円		
年間延べ利用児童数	基準額(1か所)																																																																			
50人以上100人未満	1,300,000円																																																																			
100人以上150人未満	1,593,300円																																																																			
150人以上200人未満	2,124,400円																																																																			
200人以上300人未満	3,186,600円																																																																			
300人以上400人未満	4,248,800円																																																																			
400人以上500人未満	5,311,000円																																																																			
500人以上600人未満	6,373,200円																																																																			
600人以上700人未満	7,435,400円																																																																			
700人以上800人未満	8,497,600円																																																																			
800人以上900人未満	9,559,800円																																																																			
900人以上1,000人未満	10,622,000円																																																																			
1,000人以上1,100人未満	11,684,200円																																																																			
1,100人以上1,200人未満	12,746,400円																																																																			
1,200人以上1,300人未満	13,808,600円																																																																			
1,300人以上1,400人未満	14,870,800円																																																																			
1,400人以上1,500人未満	15,933,000円																																																																			
1,500人以上1,600人未満	16,995,200円																																																																			
1,600人以上1,700人未満	18,057,400円																																																																			
1,700人以上1,800人未満	19,119,600円																																																																			
1,800人以上1,900人未満	20,181,800円																																																																			
1,900人以上2,000人未満	21,244,000円																																																																			
2,000人以上2,200人未満	22,127,600円																																																																			
2,200人以上2,400人未満	24,139,200円																																																																			
2,400人以上2,600人未満	26,150,800円																																																																			
2,600人以上2,800人未満	28,162,400円																																																																			
2,800人以上3,000人未満	30,174,000円																																																																			
3,000人以上3,200人未満	30,681,600円																																																																			
3,200人以上3,400人未満	32,599,200円																																																																			
3,400人以上3,600人未満	34,516,800円																																																																			
3,600人以上3,800人未満	36,434,400円																																																																			
3,800人以上4,000人未満	38,352,000円																																																																			

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合																																																																
		1か所当たり年額 5,400,000円 1か所当たり年額 3,634,000円 ウ 送迎経費 エ 研修参加費用(新規) 職員1人当たり年額 10,000円 オ 当日キャンセル対応加算 (略) (新規) (3)普及定着促進費(開設準備経費) (略) 2 病後児対応型 (1)基本分 1か所当たり年額 6,032,000円 うち改善分 2,225,000円 ※(略) (2)加算分 ア 年間延べ利用児童数に応じた加算																																																																		
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>年間延べ利用児童数</th> <th>基準額(1か所)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>50人以上100人未満</td><td>1,300,000円</td></tr> <tr><td>100人以上150人未満</td><td>1,410,000円</td></tr> <tr><td>150人以上200人未満</td><td>1,880,000円</td></tr> <tr><td>200人以上300人未満</td><td>2,820,000円</td></tr> <tr><td>300人以上400人未満</td><td>3,760,000円</td></tr> <tr><td>400人以上500人未満</td><td>4,700,000円</td></tr> <tr><td>500人以上600人未満</td><td>5,640,000円</td></tr> <tr><td>600人以上700人未満</td><td>6,580,000円</td></tr> <tr><td>700人以上800人未満</td><td>7,520,000円</td></tr> <tr><td>800人以上900人未満</td><td>8,460,000円</td></tr> <tr><td>900人以上1,000人未満</td><td>9,400,000円</td></tr> <tr><td>1,000人以上1,100人未満</td><td>10,340,000円</td></tr> <tr><td>1,100人以上1,200人未満</td><td>11,280,000円</td></tr> <tr><td>1,200人以上1,300人未満</td><td>12,220,000円</td></tr> <tr><td>1,300人以上1,400人未満</td><td>13,160,000円</td></tr> <tr><td>1,400人以上1,500人未満</td><td>14,100,000円</td></tr> <tr><td>1,500人以上1,600人未満</td><td>15,040,000円</td></tr> <tr><td>1,600人以上1,700人未満</td><td>15,980,000円</td></tr> <tr><td>1,700人以上1,800人未満</td><td>16,920,000円</td></tr> <tr><td>1,800人以上1,900人未満</td><td>17,860,000円</td></tr> <tr><td>1,900人以上2,000人未満</td><td>18,800,000円</td></tr> <tr><td>2,000人以上2,200人未満</td><td>19,646,000円</td></tr> <tr><td>2,200人以上2,400人未満</td><td>21,432,000円</td></tr> <tr><td>2,400人以上2,600人未満</td><td>23,218,000円</td></tr> <tr><td>2,600人以上2,800人未満</td><td>25,004,000円</td></tr> <tr><td>2,800人以上3,000人未満</td><td>26,790,000円</td></tr> <tr><td>3,000人以上3,200人未満</td><td>28,576,000円</td></tr> <tr><td>3,200人以上3,400人未満</td><td>30,362,000円</td></tr> <tr><td>3,400人以上3,600人未満</td><td>32,148,000円</td></tr> <tr><td>3,600人以上3,800人未満</td><td>33,934,000円</td></tr> <tr><td>3,800人以上4,000人未満</td><td>35,720,000円</td></tr> </tbody> </table> ※4,000人以上の場合は別途協議 イ 送迎対応を行う看護師等雇上費 1か所当たり年額 5,400,000円 ウ 送迎経費 1か所当たり年額 3,634,000円 エ 研修参加費用(新規) 職員1人当たり年額 10,000円 オ 当日キャンセル対応加算 (略) (新規)	年間延べ利用児童数	基準額(1か所)	50人以上100人未満	1,300,000円	100人以上150人未満	1,410,000円	150人以上200人未満	1,880,000円	200人以上300人未満	2,820,000円	300人以上400人未満	3,760,000円	400人以上500人未満	4,700,000円	500人以上600人未満	5,640,000円	600人以上700人未満	6,580,000円	700人以上800人未満	7,520,000円	800人以上900人未満	8,460,000円	900人以上1,000人未満	9,400,000円	1,000人以上1,100人未満	10,340,000円	1,100人以上1,200人未満	11,280,000円	1,200人以上1,300人未満	12,220,000円	1,300人以上1,400人未満	13,160,000円	1,400人以上1,500人未満	14,100,000円	1,500人以上1,600人未満	15,040,000円	1,600人以上1,700人未満	15,980,000円	1,700人以上1,800人未満	16,920,000円	1,800人以上1,900人未満	17,860,000円	1,900人以上2,000人未満	18,800,000円	2,000人以上2,200人未満	19,646,000円	2,200人以上2,400人未満	21,432,000円	2,400人以上2,600人未満	23,218,000円	2,600人以上2,800人未満	25,004,000円	2,800人以上3,000人未満	26,790,000円	3,000人以上3,200人未満	28,576,000円	3,200人以上3,400人未満	30,362,000円	3,400人以上3,600人未満	32,148,000円	3,600人以上3,800人未満	33,934,000円	3,800人以上4,000人未満	35,720,000円		
年間延べ利用児童数	基準額(1か所)																																																																			
50人以上100人未満	1,300,000円																																																																			
100人以上150人未満	1,410,000円																																																																			
150人以上200人未満	1,880,000円																																																																			
200人以上300人未満	2,820,000円																																																																			
300人以上400人未満	3,760,000円																																																																			
400人以上500人未満	4,700,000円																																																																			
500人以上600人未満	5,640,000円																																																																			
600人以上700人未満	6,580,000円																																																																			
700人以上800人未満	7,520,000円																																																																			
800人以上900人未満	8,460,000円																																																																			
900人以上1,000人未満	9,400,000円																																																																			
1,000人以上1,100人未満	10,340,000円																																																																			
1,100人以上1,200人未満	11,280,000円																																																																			
1,200人以上1,300人未満	12,220,000円																																																																			
1,300人以上1,400人未満	13,160,000円																																																																			
1,400人以上1,500人未満	14,100,000円																																																																			
1,500人以上1,600人未満	15,040,000円																																																																			
1,600人以上1,700人未満	15,980,000円																																																																			
1,700人以上1,800人未満	16,920,000円																																																																			
1,800人以上1,900人未満	17,860,000円																																																																			
1,900人以上2,000人未満	18,800,000円																																																																			
2,000人以上2,200人未満	19,646,000円																																																																			
2,200人以上2,400人未満	21,432,000円																																																																			
2,400人以上2,600人未満	23,218,000円																																																																			
2,600人以上2,800人未満	25,004,000円																																																																			
2,800人以上3,000人未満	26,790,000円																																																																			
3,000人以上3,200人未満	28,576,000円																																																																			
3,200人以上3,400人未満	30,362,000円																																																																			
3,400人以上3,600人未満	32,148,000円																																																																			
3,600人以上3,800人未満	33,934,000円																																																																			
3,800人以上4,000人未満	35,720,000円																																																																			

1事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合
		(3)普及定着促進費(開設準備経費) (略) 3 体調不良児対応型 (1)基本分 1か所当たり年額 <b>4,794,000円</b> (ただし、事業期間が6か月未満の施設にあつては、 <b>2,397,000円</b> ) ※ (略) (2)加算分 (略) (3)改善分 (略) ※ (略) 4 非施設型(訪問型)(1か所当たり年額) (略)		
	病児保育(特定分・低所得者減免加算)	(略)	(略)	
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	1 運営費(1市町村当たり年額) (1)基本事業 (略) (2)病児・緊急対応強化事業 (略) (3)ファミリー・サポート・センターにおけるひとり親家庭等の利用支援を実施する場合の加算 (略) (4)預かり手増加のための取組加算 (略) (5)提供会員の定着促進加算 (略) (6)地域子育て支援拠点等との連携を実施する場合の加算 (略) (7)性被害防止対策加算 <b>580,000円</b> 2 開設準備経費(1市町村当たり年額) (略)	(略)	
産後ケア事業	産後ケア事業	(1)デイサービス・アウトリーチ型 <u>1か所あたり1,788,000円(※)×実施月数</u> <u>※ ただし、各事業者における上記の1か所あたりの月額基準額は、以下により算出した額とする。</u> <u>ア 各事業者における対象経費の実支出額(平均月額)を1,788,000円で除して得た数値(小数点第2位を切り上げ)を算出する(ただし、当該数値が1を超える場合は1とする。)</u> <u>イ 1,788,000円にアにより算出した数値を乗じて得た額を月額基準額とする。</u>	産後ケア事業の実施に必要な経費	国 1/2 都道府県 1/4 市町村 1/4

1事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合
		(3)普及定着促進費(開設準備経費) (略) 3 体調不良児対応型 (1)基本分 1か所当たり年額 <b>4,500,000円</b> (ただし、事業期間が6か月未満の施設にあつては、 <b>2,250,000円</b> ) ※ (略) (2)加算分 (略) (3)改善分 (略) ※ (略) 4 非施設型(訪問型)(1か所当たり年額) (略)		
	病児保育(特定分・低所得者減免加算)	(略)	(略)	
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	1 運営費(1市町村当たり年額) (1)基本事業 (略) (2)病児・緊急対応強化事業 (略) (3)ファミリー・サポート・センターにおけるひとり親家庭等の利用支援を実施する場合の加算 (略) (4)預かり手増加のための取組加算 (略) (5)提供会員の定着促進加算 (略) (6)地域子育て支援拠点等との連携を実施する場合の加算 (略) (新規) 2 開設準備経費(1市町村当たり年額) (略)	(略)	
(新規)	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)

1事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合
		<p>(2)ショートステイ型  <u>1か所あたり2,605,700円(※)×実施月数</u>            ※ ただし、各事業者における上記の1か所あたりの月額基準額は、以下により算出した額とする。            ア 各事業者における対象経費の実支出額(平均月額)を2,605,700円で除して得た数値(小数点第2位を切り上げ)を算出する(ただし、当該数値が1を超える場合は1とする。)            イ 2,605,700円にアにより算出した数値を乗じて得た額を月額基準額とする。</p> <p>(3)24時間365日受入体制整備加算  <u>1か所あたり年額 2,943,600円</u></p> <p>(4)住民税非課税世帯等に対する利用料減免加算  <u>1回(泊)あたり5,000円</u></p> <p>(5)(4)以外の世帯に対する利用料減免加算  <u>1回(泊)あたり2,500円</u>            (産婦1人当たり乳児1人の出産につき5回(泊)を上限とする。)            ※(5)について、産後ケア事業で提供される食事代は産婦の自己負担とし、補助対象外とする。</p> <p>(6)支援の必要性の高い利用者の受け入れ加算  <u>1人あたり日額 7,000円</u></p> <p>(7)兄弟や生後4か月以降の児を受け入れるデイサービス型又はショートステイ型の施設に応じた加算  <u>1か所あたり174,200円×実施月数</u>            ※ 1つの施設でデイサービス型及びショートステイ型を実施し、両方の型で対象となる場合の加算は、1か所分として申請すること。</p> <p>(8)夜間に職員配置を2名以上に行っているショートステイ型の施設に応じた加算  <u>1か所あたり244,600円×実施月数</u>            ※ 午後6時から翌朝の午前8時までには助産師、保健師又は看護師を2名以上配置している場合に加算の対象とすること。</p>		1/4
乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	<p>1 乳児等通園支援            乳児等通園支援を行うために必要な経費            令和7年4月1日時点の人口により、以下の基準額を適用する。            人口100万人以上 <u>1自治体当たり 167,430,000円</u>            人口50万人以上100万人未満 <u>1自治体当たり 134,180,000円</u>            人口10万人以上50万人未満 <u>1自治体当たり 125,568,000円</u>            人口5万人以上10万人未満 <u>1自治体当たり 37,189,000円</u>            人口5万人未満 <u>1自治体当たり 17,214,000円</u></p> <p>2 指導監督            事業所の指導監督を行うため、市町村に人員を配置した場合に必要な経費            令和7年4月1日時点の人口により、以下の基準額を適用する。            人口100万人以上 <u>1自治体当たり 18,252,000円</u>            人口50万人以上100万人未満 <u>1自治体当たり 9,126,000円</u>            人口50万人未満 <u>1自治体当たり 4,563,000円</u></p> <p>3 賃借料補助            こども誰でも通園制度を実施するために令和7年度以降に賃借により事業を実施する事業所に係る経費(賃借料及び礼金に限る)  <u>1事業所当たり 3,066,000円</u></p>	乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の実施に必要な経費	国 3/4 市町村 1/4

1事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合
(新規)	(新規)	(新規)		(新規)

1事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合
		※ 3については、事業実施月数(1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。)が12月に満たない場合には、基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額(1円未満切り捨て)とする。		
子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業(延長保育事業、一預かり事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)を除く。)	(削除)	(削除)	(削除)	国 1/3  都道府県 1/3  市町村 1/3
子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業(延長保育事業、一預かり事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)を除く。)(特例措置分)	1	地域子ども・子育て支援事業におけるICT化推進事業(令和6年度補正予算分)(略)	(略)	

1事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合
子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業(延長保育事業、一預かり事業、病児保育事業を除く。)(特例措置分(2))	子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業(延長保育事業、一預かり事業、病児保育事業を除く。)(特例措置分(1))	1 地域子ども・子育て支援事業におけるICT化推進事業(令和5年度補正予算分) (1)業務のICT化を行うためのシステムの導入 (2)研修のオンライン化  (1)、(2)の合計 500,000円  ※ 放課後児童健全育成事業は1支援の単位当たり、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、親子関係形成支援事業、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)は1市町村当たり、その他事業は1か所当たり ※ 連絡帳の電子化や、オンライン会議やオンラインを活用した相談支援に必要なICT機器の導入等の環境整備に係る経費及び、都道府県等が実施する研修をオンラインで受講できるよう、必要なシステム基盤の導入等に係る経費に限る。  (3)通訳や翻訳のための機器の導入 150,000円  ※ 放課後児童健全育成事業は1支援の単位当たり、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、親子関係形成支援事業、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)は1市町村当たり、その他事業は1か所当たり ※ 外国人の子育て家庭が事業を円滑に利用できるよう、多言語音声翻訳システム等の導入に係る経費に限る。	ICT化推進事業(令和5年度補正予算分)の実施に必要な経費	(新規)
子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業(延長保育事業、一預かり事業、病児保育事業を除く。)(特例措置分(2))	2	地域子ども・子育て支援事業におけるICT化推進事業(令和6年度補正予算分)(略)	(略)	

改正後

別紙様式1～6

(略)

現行

別紙様式1～6

(略)

改正後

別紙様式7

別紙様式7

< 番 号 >

(元号) 年度子ども・子育て支援交付金 交付額確定通知書

〇〇市町村

(元号)年 月 日<発番>をもって交付決定した(元号) 年度子ども・子育て支援交付金については、(元号)年 月 日<発番>事業実績報告に基づき交付額を以下のとおり確定されたので通知する。

【なお、超過交付となった金 円については補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第18条第2項の規定により、(元号)年 月 日までに返還することを命ずる。】

特 定 分	金	円
一 般 分	金	円
そ の 他 分	金	円
特 例 措 置 分	金	円
合 計	金	円

(元号)年 月 日

〇〇都道府県知事

(施行注意)

【 】内の字句は返還が生じた市町村においてのみ使用するものとする。

現行

別紙様式7

別紙様式7

< 番 号 >

(元号) 年度子ども・子育て支援交付金 交付額確定通知書

〇〇市町村

(元号)年 月 日<発番>をもって交付決定した(元号) 年度子ども・子育て支援交付金については、(元号)年 月 日<発番>事業実績報告に基づき交付額を以下のとおり確定したので通知する。

【なお、超過交付となった金 円については補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第18条第2項の規定により、(元号)年 月 日までに返還することを命ずる。】

特 定 分	金	円
一 般 分	金	円
そ の 他 分	金	円
特 例 措 置 分	金	円
合 計	金	円

(元号)年 月 日

〇〇都道府県知事

(施行注意)

【 】内の字句は返還が生じた市町村においてのみ使用するものとする。

改正後

別紙様式8

(略)

現行

別紙様式8

(略)



別表1(別業)

業 業 名	総事業費		差引額 ③(①-②)	社会保険費の 支払済額の 支払済足額	国庫補助 費等額	連年額	国庫補助 費等額	国庫補助 別家額
	①	②						
IV 特別措置区分(1)	円	円	円	円	円	円	円	円
担田者等共済事業								
担田者等共済組合等共済事業								
子費不付額支援促進事業								
支払済額全戸別国庫費								
産員支援特別国庫費								
子費不付額特別支援促進事業								
子費前払支援促進国庫費								
担田者等共済形成支援促進事業								
担田者等共済拠点事業								
子費不付額活動支援促進事業								
特別措置区分(1) 計								

【記入上の注意】

1. 特別措置区分(1)業名には、特別措置区分の5%、1割増子金、子費不付額促進事業に付した付付産額事業(令和年度補正予算)に付して記入する。2%
2. ②欄には、交付額の1割の特別国庫に充てず特別国庫に記入する。2%
3. ④欄には、交付額の3割、4割及び5割を比較し、最大の支払額を記入する。2%
4. ⑦欄には、6割の額を記入する。2%
5. ⑧欄には、⑦欄の額に1/3を乗じて算出する。2%、1,000円未満の部は0円と算出し、これを即座に40%とする。1%を記入する。2%

現行

改正後

(削除)



別紙2

1. 利用者支援事業

類型	事務所 又は支店	事業活動の 基盤地
1. 基本型	①	③
2. 特定型	②	④
3. このほかセンター型 のうち、7-1+7-2+7-3+7-4+7-5+7-6+7-7+7-8+7-9+7-10+7-11+7-12+7-13+7-14+7-15+7-16+7-17+7-18+7-19+7-20+7-21+7-22+7-23+7-24+7-25+7-26+7-27+7-28+7-29+7-30+7-31+7-32+7-33+7-34+7-35+7-36+7-37+7-38+7-39+7-40+7-41+7-42+7-43+7-44+7-45+7-46+7-47+7-48+7-49+7-50+7-51+7-52+7-53+7-54+7-55+7-56+7-57+7-58+7-59+7-60+7-61+7-62+7-63+7-64+7-65+7-66+7-67+7-68+7-69+7-70+7-71+7-72+7-73+7-74+7-75+7-76+7-77+7-78+7-79+7-80+7-81+7-82+7-83+7-84+7-85+7-86+7-87+7-88+7-89+7-90+7-91+7-92+7-93+7-94+7-95+7-96+7-97+7-98+7-99+7-100	⑤	
合計(1~2)	0	0
合計(1~2)	0	0

【記入上の注意】(1)基本型「(1)特定型」「(2)特定型」「(3)このほかセンター型」における対応する欄の金額を記入すること。

(1)基本型

他	名称	実施場所	運営主体	類型	事業実施 月数	事業実施 日数 (道のり)	事業実施 時間 (日あたり)	職員の配置		必要休日 加算	出張費 加算	機能活 化 のための 経費	多言語対応 のための 経費	特別 交際 加算	このほか センター 型 加算	開業 準備 費 又は予定額	国庫補助 金 金額
								H	H								
1		①	②	③	④	⑤	⑥	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰
2																	
3																	
4																	
5																	
6																	
7																	
8																	
9																	
10																	
11																	
12																	
13																	
14																	
15																	
16																	
17																	
18																	
19																	
20																	
21																	
22																	
23																	
24																	
25																	
26																	
27																	
28																	
29																	
30																	
31																	
32																	
33																	
34																	
35																	
36																	
37																	
38																	
39																	
40																	
41																	
42																	
43																	
44																	
45																	
46																	
47																	
48																	
49																	
50																	
51																	
52																	
53																	
54																	
55																	
56																	
57																	
58																	
59																	
60																	
61																	
62																	
63																	
64																	
65																	
66																	
67																	
68																	
69																	
70																	
71																	
72																	
73																	
74																	
75																	
76																	
77																	
78																	
79																	
80																	
81																	
82																	
83																	
84																	
85																	
86																	
87																	
88																	
89																	
90																	
91																	
92																	
93																	
94																	
95																	
96																	
97																	
98																	
99																	
100																	
101																	
102																	
103																	
104																	
105																	
106																	
107																	
108																	
109																	
110																	
111																	

現行

(2) 特定型

① 〇に該当する人口  
② 〇に該当する世帯数  
③ 〇に該当する世帯員数

④ 〇に該当する人口  
⑤ 〇に該当する世帯数  
⑥ 〇に該当する世帯員数

⑦ 〇に該当する人口  
⑧ 〇に該当する世帯数  
⑨ 〇に該当する世帯員数

№	名称	実施場所	運営主体	事業実施 日数 (日あたり)	事業実施 時間 (日あたり)	職員 の配置 状況	夜間・休日 加算	出張 日数 の 有無	機関連 結の 有無	多言語対応 の有無	特別 支援 対応	開設 準備経費	対象世帯の 支出予定額	民間補助 金申請
1		2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
2														
3														
4														
5														
計														

- (注)1.の注意) 事務局に提出し、承認し、実施すること。
2. 2.1欄は、地域の組織単位(一般型)、地域子育て支援拠点(連携型)、保母会、認定こども園、児童館、児童センター(含む)、幼稚園、保健(福祉)センター、公民館、市役所、町役場、市民館、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、専門学校、公民館(※)、その他(※)に該当するものを記載すること。
- ※公民館とは、上記に記載した公民館以外の公民館をいう。株式会社、生活協同組合、児童、その他、未定から該当するものを記載すること。
4. 5.1欄は、1月に採らない施設を1日とは、これを1月として記載すること。
5. 6.1欄は、出張出張の準備費用する場合は、有記入すること。
6. 7.1欄は、出張出張の準備費用する場合は、有記入すること。
7. 8.1欄は、出張出張の準備費用する場合は、有記入すること。
9. 9.1欄は、出張出張の準備費用する場合は、有記入すること。
10. 10.1欄は、出張出張の準備費用する場合は、有記入すること。
11. 11.1欄は、開設準備経費の準備費用する場合は、有記入すること。

改正後

(2) 特定型

① 〇に該当する人口  
② 〇に該当する世帯数  
③ 〇に該当する世帯員数

④ 〇に該当する人口  
⑤ 〇に該当する世帯数  
⑥ 〇に該当する世帯員数

⑦ 〇に該当する人口  
⑧ 〇に該当する世帯数  
⑨ 〇に該当する世帯員数

№	名称	実施場所	運営主体	事業実施 日数 (日あたり)	事業実施 時間 (日あたり)	職員 の配置 状況	夜間・休日 加算	出張 日数 の 有無	機関連 結の 有無	多言語対応 の有無	特別 支援 対応	開設 準備経費	対象世帯の 支出予定額	民間補助 金申請
1		2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
2														
3														
4														
5														
計														

- (注)1.の注意) 1万人未満の人口、未開拓の上記人口を記入すること。人口15000人の場合、100000人以上を記入すること。
2. 2.1欄は、地域の組織単位(一般型)、地域子育て支援拠点(連携型)、保母会、認定こども園、児童館、児童センター(含む)、幼稚園、保健(福祉)センター、公民館、市役所、町役場、市民館、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、商業施設、公民館(※)、その他(※)に該当するものを記載すること。
- ※公民館とは、上記に記載した公民館以外の公民館をいう。株式会社、生活協同組合、児童、その他、未定から該当するものを記載すること。
4. 5.1欄は、1月に採らない施設を1日とは、これを1月として記載すること。
5. 6.1欄は、出張出張の準備費用する場合は、有記入すること。
6. 7.1欄は、出張出張の準備費用する場合は、有記入すること。
7. 8.1欄は、出張出張の準備費用する場合は、有記入すること。
9. 9.1欄は、出張出張の準備費用する場合は、有記入すること。
10. 10.1欄は、出張出張の準備費用する場合は、有記入すること。

改正後	現行
<p data-bbox="203 228 483 256">(3)こども家庭センター型</p> <div data-bbox="423 402 680 555" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;">(略)</div>	<p data-bbox="1122 228 1402 256">(3)こども家庭センター型</p> <div data-bbox="1332 402 1585 555" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;">(略)</div>

現行

(新規)

改正後

(4) 妊婦等包括相談支援事業型

No.	名称	要件記号	委託有無	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
1		①	③	④	⑤
2					
3					
4					
5					
計					

- (記入上の注意)
- ①欄は、妊婦等包括相談支援事業を実施する機関名称を記載すること。
  - ②欄は、交付要綱に記載の要件ア、イ、ウのいずれかから選択すること。
  - ③欄は、妊婦等包括相談支援事業を全部または一部を委託する場合に有、委託しない場合に無と記載すること。

住所は \_\_\_\_\_

別表2

2. 延長教育事業

類型	か所数	対象者の 支出予定額	国庫補助 基準額
1. 一般型(保育時間延長型)	①		③
2. 一般型(延長保育時間型)			
3. 特別型(保育時間延長型)			
4. 特別型(延長保育時間型)	④		⑥
合計			

(記入上の注意) (1)一般型(保育時間延長型)「(2)一般型(延長保育時間型)」(3)特別型(保育時間延長型)」(4)特別型(延長保育時間型)」にそれぞれ対応する欄の枠の大きさを記入すること。

(1)一般型(保育時間延長型)

施設名	実施施設 の類型	事業実施 月数	延長時間 月数	平均対象 児童数	延長時間 児童数	対象者の 支出予定額	国庫補助 基準額
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
2							
3							
4							
計							

(記入上の注意) 1. ①は、実施施設の名称について「保育所」指定を付し、「小規模C」「小規模D」「事業所内(20人以下)」「事業所内(20人以上)」「事業所内(20人以下)」「施設別保育(2人以上)」「施設別保育(2人以上)」のいずれかを記入すること。

2. ②は、事業開始の月数又は月未満の部分を1ヶ月未満の単位で切り捨てて記入すること。  
3. ③は、延長時間(1)④に基いて算出する月数を記入すること。延長時間1時間が生じれば、平均対象児童数が1を上回る場合は「各欄」に記入すること。(例:前5後5 各1時)  
4. ④欄は、実施施設(1)④に基いて算出する児童数を記入すること。  
5. ⑤欄は、各月毎日に於いて算出する延長時間児童数を平均した数値を記入すること。(例:前5後5 各1時)

(2)一般型(延長保育時間型)

施設名	実施施設 の類型	事業実施 月数	目的 期間等	延長時間 月数	延長時間 児童数		費用発生額 ～22時まで ～22時以降	平均対象児童数	対象者の 支出予定額	国庫補助 基準額
					～22時まで	～22時以降				
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
2										
3										
4										
計										

(記入上の注意)

1. ①は、実施施設の名称について「保育所」指定を付し、「小規模A」「小規模B」「小規模C」「事業所内(20人以上)」「事業所内(20人以下)」「事業所内(20人以上)」「事業所内(20人以下)」「施設別保育(2人以上)」「施設別保育(2人以上)」のいずれかを記入すること。

2. ②欄は、月未満の部分を1ヶ月未満の単位で切り捨てて記入すること。

3. ③欄は、目的等(例:夜間の予定)を記入すること。  
4. ④欄は、目的期間(例:夜間)の予定を記入すること。

5. ⑤欄は、目的期間(例:夜間)の予定を記入すること。

6. ⑥欄は、⑤欄において「保育所」指定を付し、「小規模A」「小規模B」「小規模C」「事業所内(20人以上)」「事業所内(20人以下)」「事業所内(20人以上)」「事業所内(20人以下)」「施設別保育(2人以上)」「施設別保育(2人以上)」のいずれかを記入すること。

7. ⑦欄は、⑤欄において「保育所」指定を付し、「小規模A」「小規模B」「小規模C」「事業所内(20人以上)」「事業所内(20人以下)」「事業所内(20人以上)」「事業所内(20人以下)」「施設別保育(2人以上)」「施設別保育(2人以上)」のいずれかを記入すること。

8. ⑧欄は、⑤欄において「保育所」指定を付し、「小規模A」「小規模B」「小規模C」「事業所内(20人以上)」「事業所内(20人以下)」「事業所内(20人以上)」「事業所内(20人以下)」「施設別保育(2人以上)」「施設別保育(2人以上)」のいずれかを記入すること。

住所は \_\_\_\_\_

別表2

2. 延長教育事業

類型	か所数	対象者の 支出予定額	国庫補助 基準額
1. 一般型(保育時間延長型)	①		③
2. 一般型(延長保育時間型)			
3. 特別型(保育時間延長型)			
4. 特別型(延長保育時間型)	④		⑥
合計			

(記入上の注意) (1)一般型(保育時間延長型)「(2)一般型(延長保育時間型)」(3)特別型(保育時間延長型)」(4)特別型(延長保育時間型)」にそれぞれ対応する欄の大きさを記入すること。

(1)一般型(保育時間延長型)

施設名	実施施設 の類型	事業実施 月数	延長時間 月数	平均対象 児童数	延長時間 児童数	対象者の 支出予定額	国庫補助 基準額
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
2							
3							
4							
計							

(記入上の注意) 1. ①は、実施施設の名称について「保育所」指定を付し、「小規模A」「小規模B」「小規模C」「事業所内(20人以上)」「事業所内(20人以下)」「事業所内(20人以上)」「事業所内(20人以下)」「施設別保育(2人以上)」「施設別保育(2人以上)」のいずれかを記入すること。

2. ②欄は、事業開始の月数又は月未満の部分を1ヶ月未満の単位で切り捨てて記入すること。  
3. ③欄は、延長時間(1)④に基いて算出する月数を記入すること。延長時間1時間が生じれば、平均対象児童数が1を上回る場合は「各欄」に記入すること。(例:前5後5 各1時)  
4. ④欄は、実施施設(1)④に基いて算出する児童数を記入すること。  
5. ⑤欄は、各月毎日に於いて算出する延長時間児童数を平均した数値を記入すること。(例:前5後5 各1時)

(2)一般型(延長保育時間型)

施設名	実施施設 の類型	事業実施 月数	目的 期間等	延長時間 月数	延長時間 児童数		費用発生額 ～22時まで ～22時以降	平均対象児童数	対象者の 支出予定額	国庫補助 基準額
					～22時まで	～22時以降				
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
2										
3										
4										
計										

(記入上の注意) 1. ①は、実施施設の名称について「保育所」指定を付し、「小規模A」「小規模B」「小規模C」「事業所内(20人以上)」「事業所内(20人以下)」「事業所内(20人以上)」「事業所内(20人以下)」「施設別保育(2人以上)」「施設別保育(2人以上)」のいずれかを記入すること。

2. ②欄は、事業開始の月数又は月未満の部分を1ヶ月未満の単位で切り捨てて記入すること。

3. ③欄は、目的等(例:夜間の予定)を記入すること。

4. ④欄は、目的期間(例:夜間)の予定を記入すること。

5. ⑤欄は、目的期間(例:夜間)の予定を記入すること。

6. ⑥欄は、⑤欄において「保育所」指定を付し、「小規模A」「小規模B」「小規模C」「事業所内(20人以上)」「事業所内(20人以下)」「事業所内(20人以上)」「事業所内(20人以下)」「施設別保育(2人以上)」「施設別保育(2人以上)」のいずれかを記入すること。

7. ⑦欄は、⑤欄において「保育所」指定を付し、「小規模A」「小規模B」「小規模C」「事業所内(20人以上)」「事業所内(20人以下)」「事業所内(20人以上)」「事業所内(20人以下)」「施設別保育(2人以上)」「施設別保育(2人以上)」のいずれかを記入すること。

8. ⑧欄は、⑤欄において「保育所」指定を付し、「小規模A」「小規模B」「小規模C」「事業所内(20人以上)」「事業所内(20人以下)」「事業所内(20人以上)」「事業所内(20人以下)」「施設別保育(2人以上)」「施設別保育(2人以上)」のいずれかを記入すること。

9. ⑨欄は、⑤欄において「保育所」指定を付し、「小規模A」「小規模B」「小規模C」「事業所内(20人以上)」「事業所内(20人以下)」「事業所内(20人以上)」「事業所内(20人以下)」「施設別保育(2人以上)」「施設別保育(2人以上)」のいずれかを記入すること。

### 改正後

### 現行

改正後	現行
<p data-bbox="165 231 539 293">(3)訪問型(保育短時間認定)～ (4)訪問型(保育標準時間認定)</p> <div data-bbox="486 430 750 600" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 10px;"><p data-bbox="555 483 680 549">(略)</p></div>	<p data-bbox="1122 231 1496 293">(3)訪問型(保育短時間認定)～ (4)訪問型(保育標準時間認定)</p> <div data-bbox="1426 430 1691 600" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 10px;"><p data-bbox="1496 483 1621 549">(略)</p></div>

改正後	現行
<p data-bbox="154 204 235 231">別表2</p> <p data-bbox="154 236 600 263">3. 実費徴収に係る補足給付を行う事業～</p> <p data-bbox="154 268 871 295">5. 放課後児童健全育成事業Ⅰ. 特定分 Ⅱ. 一般分 Ⅲ. その他分</p> <div data-bbox="512 445 784 608" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 20px;">(略)</div>	<p data-bbox="1115 204 1196 231">別表2</p> <p data-bbox="1115 236 1561 263">3. 実費徴収に係る補足給付を行う事業～</p> <p data-bbox="1115 268 1834 295">5. 放課後児童健全育成事業Ⅰ. 特定分 Ⅱ. 一般分 Ⅲ. その他分</p> <div data-bbox="1473 445 1744 608" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 20px;">(略)</div>



別表2  
(1)実施年度毎の費目集計表  
(2)開閉日数200日～249日

事業所名 (7桁名)	職員配置 の区分	年間開所 日数	開所状況			長期休養分 の数	利用者に対する 二一六調査		児童の数が0人未満 の事業所 の数を 算出する ための 児童の 数	山間地、 中山間地、 作付困難地 等における 児童の 数	分別 年月日	新規開所 年月日	途中開所 年月日	対象年度の 開所補助 金
			平日分	長期休養 日数	長期休養分 の割合		調査件 数	調査結果 が「児童 がいない」 との判定 となった 事業所 の数						
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮
1		日	日	日	時間	人	人	人	人	人	日	日	日	円
2		日	日	日	時間	人	人	人	人	人	日	日	日	円
3		日	日	日	時間	人	人	人	人	人	日	日	日	円
4		日	日	日	時間	人	人	人	人	人	日	日	日	円
5		日	日	日	時間	人	人	人	人	人	日	日	日	円
6		日	日	日	時間	人	人	人	人	人	日	日	日	円
7		日	日	日	時間	人	人	人	人	人	日	日	日	円
8		日	日	日	時間	人	人	人	人	人	日	日	日	円
9		日	日	日	時間	人	人	人	人	人	日	日	日	円
10		日	日	日	時間	人	人	人	人	人	日	日	日	円
合計	カ所										カ所			

(記入上の注意)

1. ①～⑤、⑧の単位は「日」で記載することとし、⑥～⑦の7桁名は開所日数と一致させることとする。
2. ①～⑤、⑧は、開所日数、開所時間、長期休養日数、長期休養分、長期休養分の割合を記載することとする。
3. ⑥は、長期休養日数、長期休養分、長期休養分の割合を記載することとする。
4. ⑦は、長期休養日数、長期休養分、長期休養分の割合を記載することとする。
5. ⑧は、開所日数、開所時間、長期休養日数、長期休養分、長期休養分の割合を記載することとする。
6. ⑨は、開所日数、開所時間、長期休養日数、長期休養分、長期休養分の割合を記載することとする。
7. ⑩は、開所日数、開所時間、長期休養日数、長期休養分、長期休養分の割合を記載することとする。
8. ⑪は、開所日数、開所時間、長期休養日数、長期休養分、長期休養分の割合を記載することとする。
9. ⑫は、開所日数、開所時間、長期休養日数、長期休養分、長期休養分の割合を記載することとする。
10. ⑬は、開所日数、開所時間、長期休養日数、長期休養分、長期休養分の割合を記載することとする。
11. ⑭は、開所日数、開所時間、長期休養日数、長期休養分、長期休養分の割合を記載することとする。

改正後

別表2  
(1)実施年度毎の費目集計表  
(2)開閉日数200日～249日

事業所名 (7桁名)	職員配置 の区分	事業年度 年開所 日数	開所状況			長期休養分 の数	利用者に対する 二一六調査		児童の数が0人未満 の事業所 の数を 算出する ための 児童の 数	山間地、 中山間地、 作付困難地 等における 児童の 数	分別 年月日	新規開所 年月日	途中開所 年月日	対象年度の 開所補助 金
			平日分	長期休養 日数	長期休養分 の割合		調査件 数	調査結果 が「児童 がいない」 との判定 となった 事業所 の数						
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮
1		日	日	日	時間	人	人	人	人	人	日	日	日	円
2		日	日	日	時間	人	人	人	人	人	日	日	日	円
3		日	日	日	時間	人	人	人	人	人	日	日	日	円
4		日	日	日	時間	人	人	人	人	人	日	日	日	円
5		日	日	日	時間	人	人	人	人	人	日	日	日	円
6		日	日	日	時間	人	人	人	人	人	日	日	日	円
7		日	日	日	時間	人	人	人	人	人	日	日	日	円
8		日	日	日	時間	人	人	人	人	人	日	日	日	円
9		日	日	日	時間	人	人	人	人	人	日	日	日	円
10		日	日	日	時間	人	人	人	人	人	日	日	日	円
合計	カ所										カ所			

- (記入上の注意)
1. ①～⑤、⑧の単位は「日」で記載することとし、⑥～⑦の7桁名は開所日数と一致させることとする。
  2. ①～⑤、⑧は、開所日数、開所時間、長期休養日数、長期休養分、長期休養分の割合を記載することとする。
  3. ⑥は、長期休養日数、長期休養分、長期休養分の割合を記載することとする。
  4. ⑦は、長期休養日数、長期休養分、長期休養分の割合を記載することとする。
  5. ⑧は、開所日数、開所時間、長期休養日数、長期休養分、長期休養分の割合を記載することとする。
  6. ⑨は、開所日数、開所時間、長期休養日数、長期休養分、長期休養分の割合を記載することとする。
  7. ⑩は、開所日数、開所時間、長期休養日数、長期休養分、長期休養分の割合を記載することとする。
  8. ⑪は、開所日数、開所時間、長期休養日数、長期休養分、長期休養分の割合を記載することとする。
  9. ⑫は、開所日数、開所時間、長期休養日数、長期休養分、長期休養分の割合を記載することとする。
  10. ⑬は、開所日数、開所時間、長期休養日数、長期休養分、長期休養分の割合を記載することとする。
  11. ⑭は、開所日数、開所時間、長期休養日数、長期休養分、長期休養分の割合を記載することとする。
  12. ⑮は、開所日数、開所時間、長期休養日数、長期休養分、長期休養分の割合を記載することとする。

現行

市町村名

別表2

(2) 放課後児童クラブ設置促進事業

市町村名

事業所名(クラブ名)	事業実施場所	修繕費の有無	事業内容			市町村独自の支出有無	対象経費の国庫補助金等			
			改修	備品購入等	開所準備経費			一点型の実施	防災対策の実施	
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
2										
3										
4										
5										
合計	か所									

- (記入上の注意)
- ①欄には、放課後児童健全育成事業を別に実施する(実施している)場所(例、小学校の余給教室、児童館、保育所等)を記入すること。
  - ②欄には、修繕費である場合に「○」を記入すること。
  - ③欄は、**一点型児童クラブ**と**防災対策児童クラブ**、**開所一時型児童クラブ**と**防災対策児童クラブ**の区別を明確にするため、**一点型児童クラブ**は必ず「○」を記入すること。

現行

(4) 放課後児童クラブ整備改善事業

事業所名(クラブ名)	事業実施場所	修繕費の有無	事業内容							市町村独自の支出有無	対象経費の国庫補助金等
			開所準備経費	一点型の実施	防災対策の実施	開所準備経費	備品購入等	改修	修繕費		
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	
2											
3											
4											
5											
合計	か所										

- (記入上の注意)
- ①欄には、放課後児童健全育成事業を別に実施する(実施している)場所(例、小学校の余給教室、児童館、保育所等)を記入すること。
  - ②欄には、修繕費である場合に「○」を記入すること。
  - ③欄は、**一点型児童クラブ**と**防災対策児童クラブ**、**開所一時型児童クラブ**と**防災対策児童クラブ**の区別を明確にするため、**一点型児童クラブ**は必ず「○」を記入すること。

改正後

別表2

(2) 放課後児童クラブ設置促進事業

市町村名

事業所名(クラブ名)	事業実施場所	修繕費の有無	事業内容							市町村独自の支出有無	対象経費の国庫補助金等
			改修	備品購入等	開所準備経費	一点型の実施	防災対策の実施	修繕費			
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	
2											
3											
4											
5											
合計	か所										

- (記入上の注意)
- ①欄には、放課後児童健全育成事業を別に実施する(実施している)場所(例、小学校の余給教室、児童館、保育所等)を記入すること。
  - ②欄には、修繕費である場合に「○」を記入すること。
  - ③欄は、**一点型児童クラブ**と**防災対策児童クラブ**、**開所一時型児童クラブ**と**防災対策児童クラブ**の区別を明確にするため、**一点型児童クラブ**は必ず「○」を記入すること。
  - ④欄は、**一点型児童クラブ**と**防災対策児童クラブ**、**開所一時型児童クラブ**と**防災対策児童クラブ**の区別を明確にするため、**一点型児童クラブ**は必ず「○」を記入すること。

(4) 放課後児童クラブ整備改善事業

事業所名(クラブ名)	事業実施場所	修繕費の有無	事業内容							市町村独自の支出有無	対象経費の国庫補助金等
			改修	備品購入等	開所準備経費	一点型の実施	防災対策の実施	修繕費			
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	
2											
3											
4											
5											
合計	か所										

- (記入上の注意)
- ①欄には、放課後児童健全育成事業を別に実施する(実施している)場所(例、小学校の余給教室、児童館、保育所等)を記入すること。
  - ②欄には、修繕費である場合に「○」を記入すること。
  - ③欄は、**一点型児童クラブ**と**防災対策児童クラブ**、**開所一時型児童クラブ**と**防災対策児童クラブ**の区別を明確にするため、**一点型児童クラブ**は必ず「○」を記入すること。
  - ④欄は、**一点型児童クラブ**と**防災対策児童クラブ**、**開所一時型児童クラブ**と**防災対策児童クラブ**の区別を明確にするため、**一点型児童クラブ**は必ず「○」を記入すること。
  - ⑤欄は、**一点型児童クラブ**と**防災対策児童クラブ**、**開所一時型児童クラブ**と**防災対策児童クラブ**の区別を明確にするため、**一点型児童クラブ**は必ず「○」を記入すること。

改正後	現行
<p data-bbox="152 199 1115 295">別表2 (2)放課後子ども環境整備事業 (ウ)放課後児童クラブ障害児受入促進事業～ (3) 放課後児童クラブ支援事業</p> <div data-bbox="510 443 784 609" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 20px;">(略)</div>	<p data-bbox="1115 199 2078 295">別表2 (2)放課後子ども環境整備事業 (ウ)放課後児童クラブ障害児受入促進事業～ (3) 放課後児童クラブ支援事業</p> <div data-bbox="1473 443 1747 609" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 20px;">(略)</div>

## 改正後

別表2  
(3) 放課後児童クラブ支援事業  
(イ) 放課後児童クラブ運営支援事業（賃借料補助（リース契約を除く））

市町村名

事業所名（クラブ名）	事業実施場所	事業実施月数	市町村計画書への記載の有無	対象経費の支出予定額	国庫補助基準額
①	②	③	④	⑤	⑥
1		ヶ月		円	円
2					
3					
4					
5					
合計（か所）					

（記入上の注意）

- ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。
- ②欄には、放課後児童健全育成事業を、新たに実施する場所（例：民家・アパート等）を記入すること。
- ③欄は、1月に満たない月数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。
- ④欄は、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画等に放課後児童クラブの受け皿整備量に関する内容の記載があり、当該放課後児童クラブが同一の小中学校敷地内等で実施される放課後子供教室との「校内外連携」として実施（予定を含む。）される場合に「○」を記入すること。

(イ) 放課後児童クラブ運営支援事業（賃借料補助（リース契約分））

事業所名（クラブ名）	事業実施場所	事業実施月数	市町村計画書への記載の有無	対象経費の支出予定額	国庫補助基準額
①	②	③	④	⑤	⑥
1		ヶ月		円	円
2					
3					
4					
5					
合計（か所）					

（記入上の注意）

- ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。
- ②欄には、放課後児童健全育成事業を実施する場所（例：学校の敷地、公有地内）を記入すること。
- ③欄は、1月に満たない月数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。
- ④欄は、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画等に放課後児童クラブの受け皿整備量に関する内容の記載があり、当該放課後児童クラブが同一の小中学校敷地内等で実施される放課後子供教室との「校内外連携」として実施（予定を含む。）される場合に「○」を記入すること。

(イ) 放課後児童クラブ運営支援事業（移転関連費用補助）

事業所名（クラブ名）	事業実施場所		対象経費の支出予定額	国庫補助基準額
	移転前	移転後		
①	②	③	④	⑤
1			円	円
2				
3				
4				
5				
合計（か所）				

（記入上の注意）

- ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。
- ②、③欄には、移転前及び移転後の放課後児童健全育成事業を実施する場所（例：民家・アパート等）を記入すること。

## 現行

別表2  
(3) 放課後児童クラブ支援事業  
(イ) 放課後児童クラブ運営支援事業（賃借料補助（リース契約を除く））

市町村名

事業所名（クラブ名）	事業実施場所	事業実施月数	市町村行動計画書への記載の有無	対象経費の支出予定額	国庫補助基準額
①	②	③	④	⑤	⑥
1		ヶ月		円	円
2					
3					
4					
5					
合計（か所）					

（記入上の注意）

- ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。
- ②欄には、放課後児童健全育成事業を、新たに実施する場所（例：民家・アパート等）を記入すること。
- ③欄は、1月に満たない月数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。

(イ) 放課後児童クラブ運営支援事業（賃借料補助（リース契約分））

事業所名（クラブ名）	事業実施場所	事業実施月数	市町村行動計画書への記載の有無	対象経費の支出予定額	国庫補助基準額
①	②	③	④	⑤	⑥
1		ヶ月		円	円
2					
3					
4					
5					
合計（か所）					

（記入上の注意）

- ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。
- ②欄には、放課後児童健全育成事業を実施する場所（例：学校の敷地、公有地内）を記入すること。
- ③欄は、1月に満たない月数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。

(イ) 放課後児童クラブ運営支援事業（移転関連費用補助）

事業所名（クラブ名）	事業実施場所		対象経費の支出予定額	国庫補助基準額
	移転前	移転後		
①	②	③	④	⑤
1			円	円
2				
3				
4				
5				
合計（か所）				

（記入上の注意）

- ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。
- ②、③欄には、移転前及び移転後の放課後児童健全育成事業を実施する場所（例：民家・アパート等）を記入すること。

改正後

別表 2

(3) 放課後児童クラブ支援事業

市町村名 \_\_\_\_\_

(イ) 放課後児童クラブ運営支援事業（土地借料補助）

事業所名（クラブ名）	実施主体	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
①	②	③	④
1			
2			
3			
4			
5			
合計（ 箇所）			

（記入上の注意）

1. ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。

(ウ) 放課後児童クラブ送迎支援事業

事業所名（クラブ名）	100人以上の 待機児童発生 の有無	事業実施月数	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
①	②	③ ヶ月	④ 円	⑤ 円
1				
2				
3				
4				
5				
合計（ 箇所）				

（記入上の注意）

1. ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。  
 2. ②欄には、待機児童が100人以上発生している市町村に所在するクラブの場合に「○」を記入すること。  
 3. ③欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。

現行

別表 2

(3) 放課後児童クラブ支援事業

市町村名 \_\_\_\_\_

(イ) 放課後児童クラブ運営支援事業（土地借料補助）

事業所名（クラブ名）	実施主体	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
①	②	③	④
1			
2			
3			
4			
5			
合計（ 箇所）			

（記入上の注意）

1. ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。

(ウ) 放課後児童クラブ送迎支援事業

事業所名（クラブ名）	100人以上の 待機児童発生 の有無	事業実施月数	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
①	②	③ ヶ月	④ 円	⑤ 円
1				
2				
3				
4				
5				
合計（ 箇所）				

（記入上の注意）

1. ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。  
 2. ②欄には、待機児童が100人以上発生している市町村に所在するクラブの場合に「○」を記入すること。  
 3. ③欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。

改正後	現行
<p>別表 2 II. 一般分 (4)放課後児童支援員等処遇改善等事業～ (8) 放課後児童クラブ育成支援体制強化事業</p> <div data-bbox="512 445 784 609" style="border: 1px solid black; text-align: center; width: 121px; height: 103px; margin: 20px auto;">(略)</div>	<p>別表 2 II. 一般分 (4)放課後児童支援員等処遇改善等事業～ (8) 放課後児童クラブ育成支援体制強化事業</p> <div data-bbox="1473 445 1744 609" style="border: 1px solid black; text-align: center; width: 121px; height: 103px; margin: 20px auto;">(略)</div>

別表2

(9) 放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業

市町村名 \_\_\_\_\_

事業所名(クラブ名)	第三者評価受審予定日	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基金額
①	②	③ 円	④ 円
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
合計(か所)			

(記入上の注意)

- ①欄は、クラブごとに作成すること。
- ②欄は、第三者評価受審日(予定)を記載すること(日時が決まっていない場合は月のみでの記載でも可能)。

## 現行

## 改正後

別表2

(9) 放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業

市町村名 \_\_\_\_\_

事業所名(クラブ名)	第三者評価受審予定日	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基金額
①	②	③ 円	④ 円
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
合計(か所)			

(記入上の注意)

- ①欄は、クラブごとに作成すること。
- ②欄は、第三者評価受審日(予定)を記載すること(日時が決まっていない場合は月のみでの記載でも可能)。

改正後	現行
<p data-bbox="159 204 226 228">別表 2</p> <p data-bbox="170 236 607 260">(10) 放課後児童クラブ利用調整支援事業～</p> <p data-bbox="170 268 629 292">(11) 災害時放課後児童クラブ利用料支援事業</p> <div data-bbox="512 445 784 608" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 20px;"><p data-bbox="589 496 710 560">(略)</p></div>	<p data-bbox="1120 204 1187 228">別表 2</p> <p data-bbox="1131 236 1568 260">(10) 放課後児童クラブ利用調整支援事業～</p> <p data-bbox="1131 268 1590 292">(11) 災害時放課後児童クラブ利用料支援事業</p> <div data-bbox="1473 445 1744 608" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 20px;"><p data-bbox="1550 496 1671 560">(略)</p></div>

別表2

Ⅲ. その他分

(1) 放課後児童支援員キヤリアップ処遇改善事業

市町村名 \_\_\_\_\_

	施設数		支援の単位数	
	申請施設数 ①	管内の施設数 ②	申請支援の単位数 ③	管内の単位数 ④
公立公営	か所	か所	か所	か所
公立民営			0	
民立民営			0	
合計	0	0	0	0

(記入上の注意) 1. ④欄(金額)は、子ども子育て支援交付金の交付数となる施設数、支援の単位数(4月1日現在)を記入すること。

現行

事業所名(ワケ名)	施設 運営主体 ⑤	事業実施月数 7月 ⑦	資金改善する区事務数			資金改善する給与項目			対象経費の 支出予定額 ⑩	国庫補助 基金額 ⑪		
			放課後児童支援員			基本給 ②	手当 ③	手当の内容 ④			置手 ⑤	その他 ⑥
			経費年数 5年以上 10年未満 ⑧	経費年数 10年以上 以上 ⑨	その他 ⑩							
1		7月	人	人	人							
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
合 計												

(記入上の注意) 1. ⑩欄は、支出の総額として記載すること。一時的ワケに増減の支拂がある場合は、100577A1000577B1を区別して記入すること。  
2. ⑪欄は、1月に決まりの額を記入した場合は、これを1月以上の額記入すること。  
3. ⑫欄は、1円未満の金額は切り捨てること。

別表2

Ⅲ. その他分

(1) 放課後児童支援員キヤリアップ処遇改善事業

市町村名 \_\_\_\_\_

	施設数		支援の単位数	
	申請施設数 ①	管内の施設数 ②	申請支援の単位数 ③	管内の単位数 ④
公立公営	か所	か所	0	
公立民営			0	
民立民営			0	
合計	0	0	0	0

(記入上の注意) 1. ④欄(金額)は、子ども子育て支援交付金の交付数となる施設数、支援の単位数(4月1日現在)を記入すること。

改正後

事業所名(ワケ名)	施設 運営主体 ⑤	事業実施月数 7月 ⑦	資金改善する区事務数			資金改善する給与項目			対象経費の 支出予定額 ⑩	国庫補助 基金額 ⑪
			経費年数 5年以上 10年未満 ⑧	経費年数 10年以上 以上 ⑨	その他 ⑩	基本給 ②	手当 ③	手当の内容 ④		
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
合 計										

(記入上の注意) 1. ⑩欄は、支出の総額として記載すること。一時的ワケに増減の支拂がある場合は、100577A1000577B1を区別して記入すること。  
2. ⑪欄は、1月に決まりの額を記入した場合は、これを1月以上の額記入すること。  
3. ⑫欄は、1円未満の金額は切り捨てること。

改正後	現行
<p>別表2 Ⅲ. その他分 (13) 放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）～ 12. 親子関係形成支援事業</p> <div data-bbox="512 443 784 608" style="border: 1px solid black; text-align: center; width: 120px; height: 100px; margin: 20px auto;">(略)</div>	<p>別表2 Ⅲ. その他分 (13) 放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）～ 12. 親子関係形成支援事業</p> <div data-bbox="1473 443 1744 608" style="border: 1px solid black; text-align: center; width: 120px; height: 100px; margin: 20px auto;">(略)</div>

別表2  
1.3. 地域子育て支援拠点事業

市町村名 \_\_\_\_\_

類型	件数	児童数等の 支出予定額	国庫補助 基準額
1. 一般型	①	②	③
2. 出稼ひらば(一般型)			
3. 委託型(小規模型指定施設(一般型))			
4. 委託型			
合計	0	0	0

【記入上の注意】  
1. ②③には、(1)一般型/(2)出稼ひらば(一般型)/(3)委託型(小規模型指定施設(一般型))/(4)連携型における対応する欄の計額の金額を記入すること。

(1)一般型

No.	名称	実施場所	運営主体	事業実施 月数	開設日数 (1日当たり)	開設時間 (1日当たり)	専任職員の数		平均利用 人数 (1日当たり)	従来のセ ンター 利用 人数 (1日当たり)	他の子育て関連 施設との 連携 状況	地域支援	利用者支援事 業の実施 状況	特別 支援 施設 連携 状況	児童相談所 連携 状況	児童相談所 連携 状況	児童相談所 連携 状況	開設準備経費 支出予定額	国庫補助 対象経費の 基準額
							常勤職員 人数	非常勤職員 人数											
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲
2																			
3																			
4																			
5																			
合計																			

【記入上の注意】  
1. ②欄は、住所別、認定子ども園、児童館(児童センター含む)、幼稚園、公民館、空き店舗、ビル/アパート/マンション、民家、商業施設、専用施設、公共施設(※)その他( )、未定から該当するものを記入すること。  
※公共施設とは、上記に認識した公共施設以外の公共施設をいう。  
2. ③欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他、未定から該当するものを記入すること。  
3. ④欄は、1月1日までの開設日数を記入すること。  
4. ⑤欄は、1月1日までの開設時間(1日あたり)を記入すること。  
5. ⑥欄は、1月1日までの専任職員(非常勤職員を含む)の人数を記入すること。  
6. ⑦欄は、地域子育て支援拠点事業の開始前における平均利用人数を記入すること。(事業に終わる直前の最終人数を記入しない。)(0の数値以下第1位を四捨五入)  
7. ⑧欄は、地域子育て支援拠点事業の開始前における平均利用人数を記入すること。(事業に終わる直前の最終人数を記入しない。)(0の数値以下第1位を四捨五入)  
8. ⑨欄は、地域子育て支援拠点事業の開始前における平均利用人数を記入すること。(事業に終わる直前の最終人数を記入しない。)(0の数値以下第1位を四捨五入)  
9. ⑩欄は、地域子育て支援拠点事業の開始前における平均利用人数を記入すること。(事業に終わる直前の最終人数を記入しない。)(0の数値以下第1位を四捨五入)  
10. ⑪欄は、地域子育て支援拠点事業の開始前における平均利用人数を記入すること。(事業に終わる直前の最終人数を記入しない。)(0の数値以下第1位を四捨五入)  
11. ⑫欄は、地域子育て支援拠点事業の開始前における平均利用人数を記入すること。(事業に終わる直前の最終人数を記入しない。)(0の数値以下第1位を四捨五入)  
12. ⑬欄は、地域子育て支援拠点事業の開始前における平均利用人数を記入すること。(事業に終わる直前の最終人数を記入しない。)(0の数値以下第1位を四捨五入)  
13. ⑭欄は、地域子育て支援拠点事業の開始前における平均利用人数を記入すること。(事業に終わる直前の最終人数を記入しない。)(0の数値以下第1位を四捨五入)  
14. ⑮欄は、地域子育て支援拠点事業の開始前における平均利用人数を記入すること。(事業に終わる直前の最終人数を記入しない。)(0の数値以下第1位を四捨五入)

【記入上の注意】  
1. ②欄は、住所別、認定子ども園、児童館(児童センター含む)、幼稚園、公民館、空き店舗、ビル/アパート/マンション、民家、商業施設、専用施設、公共施設(※)その他( )、未定から該当するものを記入すること。  
※公共施設とは、上記に認識した公共施設以外の公共施設をいう。  
2. ③欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他、未定から該当するものを記入すること。  
3. ④欄は、1月1日までの開設日数を記入すること。  
4. ⑤欄は、1月1日までの開設時間(1日あたり)を記入すること。  
5. ⑥欄は、1月1日までの専任職員(非常勤職員を含む)の人数を記入すること。  
6. ⑦欄は、地域子育て支援拠点事業の開始前における平均利用人数を記入すること。(事業に終わる直前の最終人数を記入しない。)(0の数値以下第1位を四捨五入)  
7. ⑧欄は、地域子育て支援拠点事業の開始前における平均利用人数を記入すること。(事業に終わる直前の最終人数を記入しない。)(0の数値以下第1位を四捨五入)  
8. ⑨欄は、地域子育て支援拠点事業の開始前における平均利用人数を記入すること。(事業に終わる直前の最終人数を記入しない。)(0の数値以下第1位を四捨五入)  
9. ⑩欄は、地域子育て支援拠点事業の開始前における平均利用人数を記入すること。(事業に終わる直前の最終人数を記入しない。)(0の数値以下第1位を四捨五入)  
10. ⑪欄は、地域子育て支援拠点事業の開始前における平均利用人数を記入すること。(事業に終わる直前の最終人数を記入しない。)(0の数値以下第1位を四捨五入)  
11. ⑫欄は、地域子育て支援拠点事業の開始前における平均利用人数を記入すること。(事業に終わる直前の最終人数を記入しない。)(0の数値以下第1位を四捨五入)  
12. ⑬欄は、地域子育て支援拠点事業の開始前における平均利用人数を記入すること。(事業に終わる直前の最終人数を記入しない。)(0の数値以下第1位を四捨五入)  
13. ⑭欄は、地域子育て支援拠点事業の開始前における平均利用人数を記入すること。(事業に終わる直前の最終人数を記入しない。)(0の数値以下第1位を四捨五入)  
14. ⑮欄は、地域子育て支援拠点事業の開始前における平均利用人数を記入すること。(事業に終わる直前の最終人数を記入しない。)(0の数値以下第1位を四捨五入)

別表2  
1.3. 地域子育て支援拠点事業

市町村名 \_\_\_\_\_

類型	件数	児童数等の 支出予定額	国庫補助 基準額
1. 一般型	①	②	③
2. 出稼ひらば(一般型)			
3. 委託型(小規模型指定施設(一般型))			
4. 委託型			
合計	0	0	0

【記入上の注意】  
1. ②③には、(1)一般型/(2)出稼ひらば(一般型)/(3)委託型(小規模型指定施設(一般型))/(4)連携型における対応する欄の計額の金額を記入すること。

(1)一般型

No.	名称	実施場所	運営主体	事業実施 月数	開設日数 (1日当たり)	開設時間 (1日当たり)	専任職員の数		平均利用 人数 (1日当たり)	従来のセ ンター 利用 人数 (1日当たり)	他の子育て関連 施設との 連携 状況	地域支援	利用者支援事 業の実施 状況	特別 支援 施設 連携 状況	児童相談所 連携 状況	児童相談所 連携 状況	児童相談所 連携 状況	開設準備経費 支出予定額	国庫補助 対象経費の 基準額
							常勤職員 人数	非常勤職員 人数											
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲
2																			
3																			
4																			
合計																			

【記入上の注意】  
1. ②欄は、住所別、認定子ども園、児童館(児童センター含む)、幼稚園、公民館、空き店舗、ビル/アパート/マンション、民家、商業施設、専用施設、公共施設(※)その他( )、未定から該当するものを記入すること。  
2. ③欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他、未定から該当するものを記入すること。  
3. ④欄は、1月1日までの開設日数を記入すること。  
4. ⑤欄は、1月1日までの開設時間(1日あたり)を記入すること。  
5. ⑥欄は、1月1日までの専任職員(非常勤職員を含む)の人数を記入すること。  
6. ⑦欄は、地域子育て支援拠点事業の開始前における平均利用人数を記入すること。(事業に終わる直前の最終人数を記入しない。)(0の数値以下第1位を四捨五入)  
7. ⑧欄は、地域子育て支援拠点事業の開始前における平均利用人数を記入すること。(事業に終わる直前の最終人数を記入しない。)(0の数値以下第1位を四捨五入)  
8. ⑨欄は、地域子育て支援拠点事業の開始前における平均利用人数を記入すること。(事業に終わる直前の最終人数を記入しない。)(0の数値以下第1位を四捨五入)  
9. ⑩欄は、地域子育て支援拠点事業の開始前における平均利用人数を記入すること。(事業に終わる直前の最終人数を記入しない。)(0の数値以下第1位を四捨五入)  
10. ⑪欄は、地域子育て支援拠点事業の開始前における平均利用人数を記入すること。(事業に終わる直前の最終人数を記入しない。)(0の数値以下第1位を四捨五入)  
11. ⑫欄は、地域子育て支援拠点事業の開始前における平均利用人数を記入すること。(事業に終わる直前の最終人数を記入しない。)(0の数値以下第1位を四捨五入)  
12. ⑬欄は、地域子育て支援拠点事業の開始前における平均利用人数を記入すること。(事業に終わる直前の最終人数を記入しない。)(0の数値以下第1位を四捨五入)  
13. ⑭欄は、地域子育て支援拠点事業の開始前における平均利用人数を記入すること。(事業に終わる直前の最終人数を記入しない。)(0の数値以下第1位を四捨五入)  
14. ⑮欄は、地域子育て支援拠点事業の開始前における平均利用人数を記入すること。(事業に終わる直前の最終人数を記入しない。)(0の数値以下第1位を四捨五入)

改正後

現行



改正後	現行
<p data-bbox="174 199 436 327">別表2 14. 一時預かり事業 (1)一般型(一般分)～ (1)一般型(その他分)</p> <div data-bbox="526 438 795 598" style="border: 1px solid black; text-align: center; width: 120px; height: 100px; margin: 100px auto;">(略)</div>	<p data-bbox="1115 199 1377 327">別表2 14. 一時預かり事業 (1)一般型(一般分)～ (1)一般型(その他分)</p> <div data-bbox="1467 438 1736 598" style="border: 1px solid black; text-align: center; width: 120px; height: 100px; margin: 100px auto;">(略)</div>

現行

(2)幼稚園型1

№	施設 所在地 名称	施設 種類	施設の年間実施 日数		年間延べ利用定員数【自市町村分】				保育料 特別定額 加算	特別定額 加算	施設費 国庫 補助 額 (改修費 等)	対象経 費の交 付定 額	
			平日	長期 休業 日	⑧以外の園児		⑨以外の園児						幼稚園 児(休 日)
					幼稚園 児(特 殊な 交差を 要する 園児)	幼稚園 児(特 殊な 交差を 要する 園児)	幼稚園 児(特 殊な 交差を 要する 園児)	幼稚園 児(特 殊な 交差を 要する 園児)					
1	幼稚園 玉体	幼稚園	平日 休業 日	長期 休業 日	幼稚園 児(特 殊な 交差を 要する 園児)								
2													
3													

- 記入上の注意
- ⑧園児は、幼児、公立、私立のいずれかを記入すること。
  - ⑨園児は、幼児、私立、公立、私立のいずれかを記入すること。
  - ⑩園児は、長所前年度の平日に実施する場合は「⑩」に記入すること。休日は「⑩」に記入すること。ただし、長所前年度の平日に実施する場合は、「⑩」に記入すること。
  - ⑪園児は、各定額を定めている幼稚園(春季・夏季・冬季休業等)の平日における実施日数に記入すること。なお、長期休業中の平日は「⑪」に記入すること。
  - ⑫園児は、⑬園児に相当する日以外の実施日数に記入すること。なお、本欄における他の平日・長期休業日・休日の数字は4、5、6のいずれかである。
  - ⑬園児は、自市町村について記入すること。
  - ⑭園児は、長所前年度について4時間又は教育課程の合計8時間を超えた場合、⑮園児に相当する特別について3時間を超えた場合は、⑮園児に記入すること。
  - ⑯園児は、長所前年度のある場合は、他の市町村に実施する旨を記載する。ただし、⑰園児に記入すること。また、⑰園児に記入すること。また、⑰園児に記入すること。
  - ⑰園児は、長所前年度のある場合は、他の市町村に実施する旨を記載する。ただし、⑰園児に記入すること。また、⑰園児に記入すること。また、⑰園児に記入すること。
  - ⑱園児は、長所前年度のある場合は、他の市町村に実施する旨を記載する。ただし、⑰園児に記入すること。また、⑰園児に記入すること。また、⑰園児に記入すること。
  - ⑲園児は、長所前年度のある場合は、他の市町村に実施する旨を記載する。ただし、⑰園児に記入すること。また、⑰園児に記入すること。また、⑰園児に記入すること。
  - ⑳園児は、長所前年度のある場合は、他の市町村に実施する旨を記載する。ただし、⑰園児に記入すること。また、⑰園児に記入すること。また、⑰園児に記入すること。
  - ㉑園児は、長所前年度のある場合は、他の市町村に実施する旨を記載する。ただし、⑰園児に記入すること。また、⑰園児に記入すること。また、⑰園児に記入すること。
  - ㉒園児は、長所前年度のある場合は、他の市町村に実施する旨を記載する。ただし、⑰園児に記入すること。また、⑰園児に記入すること。また、⑰園児に記入すること。

改正後

(2)幼稚園型1

№	施設 所在地 名称	施設 種類	施設の年間実施 日数		年間延べ利用定員数【自市町村分】				保育料 特別定額 加算	特別定額 加算	施設費 国庫 補助 額 (改修費 等)	対象経 費の交 付定 額	
			平日	長期 休業 日	⑧以外の園児		⑨以外の園児						幼稚園 児(休 日)
					幼稚園 児(特 殊な 交差を 要する 園児)	幼稚園 児(特 殊な 交差を 要する 園児)	幼稚園 児(特 殊な 交差を 要する 園児)	幼稚園 児(特 殊な 交差を 要する 園児)					
1	幼稚園 玉体	幼稚園	平日 休業 日	長期 休業 日	幼稚園 児(特 殊な 交差を 要する 園児)								
2													
3													

- 記入上の注意
- ⑧園児は、幼児、公立、私立のいずれかを記入すること。
  - ⑨園児は、幼児、私立、公立、私立のいずれかを記入すること。
  - ⑩園児は、長所前年度の平日に実施する場合は「⑩」に記入すること。休日は「⑩」に記入すること。ただし、長所前年度の平日に実施する場合は、「⑩」に記入すること。
  - ⑪園児は、各定額を定めている幼稚園(春季・夏季・冬季休業等)の平日における実施日数に記入すること。なお、長期休業中の平日は「⑪」に記入すること。
  - ⑫園児は、⑬園児に相当する日以外の実施日数に記入すること。なお、本欄における他の平日・長期休業日・休日の数字は4、5、6のいずれかである。
  - ⑬園児は、自市町村について記入すること。
  - ⑭園児は、長所前年度について4時間又は教育課程の合計8時間を超えた場合、⑮園児に相当する特別について3時間を超えた場合は、⑮園児に記入すること。
  - ⑯園児は、長所前年度のある場合は、他の市町村に実施する旨を記載する。ただし、⑰園児に記入すること。また、⑰園児に記入すること。また、⑰園児に記入すること。
  - ⑰園児は、長所前年度のある場合は、他の市町村に実施する旨を記載する。ただし、⑰園児に記入すること。また、⑰園児に記入すること。また、⑰園児に記入すること。
  - ⑱園児は、長所前年度のある場合は、他の市町村に実施する旨を記載する。ただし、⑰園児に記入すること。また、⑰園児に記入すること。また、⑰園児に記入すること。
  - ⑲園児は、長所前年度のある場合は、他の市町村に実施する旨を記載する。ただし、⑰園児に記入すること。また、⑰園児に記入すること。また、⑰園児に記入すること。
  - ⑳園児は、長所前年度のある場合は、他の市町村に実施する旨を記載する。ただし、⑰園児に記入すること。また、⑰園児に記入すること。また、⑰園児に記入すること。
  - ㉑園児は、長所前年度のある場合は、他の市町村に実施する旨を記載する。ただし、⑰園児に記入すること。また、⑰園児に記入すること。また、⑰園児に記入すること。
  - ㉒園児は、長所前年度のある場合は、他の市町村に実施する旨を記載する。ただし、⑰園児に記入すること。また、⑰園児に記入すること。また、⑰園児に記入すること。

改正後

(3) 幼稚園型Ⅱ～  
(6) 災害特例型

(略)

現行

(3) 幼稚園型Ⅱ～  
(6) 災害特例型

(略)

改正後

現行

別表2

15. 病児保育事業

市町村名

Table with 4 columns: 類型, か所数, 対象経費の支出予定額, 国庫補助基準額. Includes sub-sections for 特定分, 事業費合計, and 一般分(改善分).

(記入上の注意) 1. ②③欄は、「(1)病児対応型」「(2)病後児対応型」「(3)体調不良児対応型」「(4)非施設型(訪問型)」における対応する欄の計額の金額を記入すること。

(1) 病児対応型

①特定分(基本分・加算分)及び一般分(改善分)

Table with 17 columns: No, 名称, 実施場所, 運営主体, 利用定員, 利用料金(1日当たり), 事業実施月数, 利用開始日(平成27年度), 対象児数(1人あたり), 送迎対応, 看護師等専任員, 送迎経費(月額), 送迎対応を行う職員数(1人あたり), 送迎方法, 研修参加見込職員数, 研修参加費, 礼金及び賃借料, 改善分の減算の有無.

Table with 6 columns: No, フォアワックの種別, 年間キャンセル回数, 対象経費の支出予定額, うち特定分(基本分・加算分), うち一般分(改善分), 国庫補助基準額, うち特定分(基本分・加算分), うち一般分(改善分).

- (記入上の注意) 1. ②欄は、病院、診療所、保育所、単施設、その他( )のいずれかを記入すること。 2. ③欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。 3. ④欄は、児童福祉法第34条の18の規定に基づき選出を行った利用定員を記入すること。 4. ⑤欄は、1日当たりの主な利用料金体系を記入すること。 5. ⑥欄は、月途中間給の場合は1月未満の部分については切り捨てた額を記入すること。 6. ⑦欄は、送迎対応を行う場合に「有」を記入すること。 7. ⑧欄は、送迎の際に必要となる費用について、「看護師等専任員」を申請する場合に「有」を記入すること。 8. ⑨欄は、タクシー利用料金等、送迎の際に必要な費用について、「送迎経費」を申請する場合に「有」を記入すること。 9. ⑩欄は、送迎対応を行う保育士・看護師等(看護師、準看護師、保健師又は助産師)の別、及び送迎の際に同乗する人数を記入すること。 10. ⑪欄は、送迎方法として、タクシー、自動車の借上げ、その他( )のいずれかを記入すること。その他の場合は「有」を記入すること。 11. ⑫欄は、研修参加費用を計上する研修参加見込職員数を記入すること(1人で複数の研修に参加する場合も「有」とすること)。 12. ⑬欄は、普及定費促進費におけるそれぞれの単価を適用する際に、該当する欄に「有」を記入すること。 13. ⑭欄は、利用の少ない日等において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施しない場合に「有」を記入すること。 14. ⑮欄は、当日キャンセルに対する受入体制維持のための加算を行う場合にのみ記入すること。 15. ⑯欄は、利用者数が複数か所に予約を行うことがないよう下記ア～エ等の対応策を講じている場合に「有」を記入すること。 ア ICTの活用等により域内の病児保育施設間の状況変化を見える化している。 イ 予約受付システムにより利用前日に利用者に対して利用の有無を再度確認している。 ウ 電話連絡等により、利用前日に利用者に対して利用の有無を再度確認している。 エ 病児保育施設が域内に1か所しかないため、利用者が複数か所に予約を行うことは想定されない。 16. ⑰欄は、当日キャンセルにより配置職員に余裕が生じた回数を入力すること。 17. ⑱欄は、送迎の際に必要となる費用について、「看護師等専任員」を申請する場合に「有」を記入すること。 18. ⑲欄は、送迎の際に必要な費用について、「送迎経費」を申請する場合に「有」を記入すること。 19. ⑳欄は、送迎の際に必要な費用について、「送迎経費」を申請する場合に「有」を記入すること。 20. ㉑欄は、⑰欄が「有」とならない場合に、⑱欄の「対象経費の支出予定額」から⑲欄の「うち特定分(基本分・加算分)」を除いた額を記入すること。 21. ㉒欄は、別紙の第3欄に定める減算額を記入すること。 22. ㉓欄は、改善分の減算を適用していない場合は、別紙の第3欄に定める改善分の基準額を記入すること。

②低所得者減免加算

Table with 6 columns: No, 名称, 減免分加算額(生活保護) 低所得者, 減免分加算額(生活保護) 低所得者, 対象経費の支出予定額, 国庫補助基準額.

別表2

15. 病児保育事業

市町村名

Table with 4 columns: 類型, か所数, 対象経費の支出予定額, 国庫補助基準額. Includes sub-sections for 特定分, 事業費合計, and 一般分(改善分).

(記入上の注意) 1. ②③欄は、「(1)病児対応型」「(2)病後児対応型」「(3)体調不良児対応型」「(4)非施設型(訪問型)」における対応する欄の計額の金額を記入すること。

(1) 病児対応型

①特定分(基本分・加算分)及び一般分(改善分)

Table with 17 columns: No, 名称, 実施場所, 運営主体, 利用定員, 利用料金(1日当たり), 事業実施月数, 利用開始日(平成27年度), 対象児数(1人あたり), 送迎対応, 看護師等専任員, 送迎経費(月額), 送迎対応を行う職員数(1人あたり), 送迎方法, 研修参加見込職員数, 研修参加費, 礼金及び賃借料, 改善分の減算の有無.

Table with 6 columns: No, フォアワックの種別, 年間キャンセル回数, 対象経費の支出予定額, うち特定分(基本分・加算分), うち一般分(改善分), 国庫補助基準額, うち特定分(基本分・加算分), うち一般分(改善分).

- (記入上の注意) 1. ②欄は、病院、診療所、保育所、単施設、その他( )のいずれかを記入すること。その他の場合は( )内に具体的な実施場所を記入すること。 2. ③欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。 3. ④欄は、児童福祉法第34条の18の規定に基づき選出を行った利用定員を記入すること。 4. ⑤欄は、1日当たりの主な利用料金体系を記入すること。 5. ⑥欄は、月途中間給の場合は1月未満の部分については切り捨てた額を記入すること。 6. ⑦欄は、送迎対応を行う場合に「有」を記入すること。 7. ⑧欄は、送迎の際に必要となる費用について、「看護師等専任員」を申請する場合に「有」を記入すること。 8. ⑨欄は、タクシー利用料金等、送迎の際に必要な費用について、「送迎経費」を申請する場合に「有」を記入すること。 9. ⑩欄は、送迎対応を行う保育士・看護師等(看護師、準看護師、保健師又は助産師)の別、及び送迎の際に同乗する人数を記入すること。 10. ⑪欄は、送迎方法として、タクシー、自動車の借上げ、その他( )のいずれかを記入すること。その他の場合は( )内に具体的な実施方法を記入すること。 11. ⑫欄は、研修参加費用を計上する研修参加見込職員数を記入すること(1人で複数の研修に参加する場合も「有」とすること)。 12. ⑬欄は、普及定費促進費におけるそれぞれの単価を適用する際に、該当する欄に「有」を記入すること。 13. ⑭欄は、利用の少ない日等において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施しない場合に「有」を記入すること。 14. ⑮欄は、当日キャンセルに対する受入体制維持のための加算を行う場合にのみ記入すること。 15. ⑯欄は、利用者数が複数か所に予約を行うことがないよう下記ア～エ等の対応策を講じている場合に「有」を記入すること。 ア ICTの活用等により域内の病児保育施設間の状況変化を見える化している。 イ 予約受付システムにより利用前日に利用者に対して利用の有無を再度確認している。 ウ 電話連絡等により、利用前日に利用者に対して利用の有無を再度確認している。 エ 病児保育施設が域内に1か所しかないため、利用者が複数か所に予約を行うことは想定されない。 16. ⑰欄は、当日キャンセルにより配置職員に余裕が生じた回数を入力すること。 17. ⑱欄は、送迎の際に必要な費用について、「看護師等専任員」を申請する場合に「有」を記入すること。 18. ⑲欄は、送迎の際に必要な費用について、「送迎経費」を申請する場合に「有」を記入すること。 19. ⑳欄は、送迎の際に必要な費用について、「送迎経費」を申請する場合に「有」を記入すること。 20. ㉑欄は、⑰欄が「有」とならない場合に、⑱欄の「対象経費の支出予定額」から⑲欄の「うち特定分(基本分・加算分)」を除いた額を記入すること。 21. ㉒欄は、別紙の第3欄に定める減算額を記入すること。 22. ㉓欄は、改善分の減算を適用していない場合は、別紙の第3欄に定める改善分の基準額を記入すること。

②低所得者減免加算

Table with 6 columns: No, 名称, 減免分加算額(生活保護) 低所得者, 減免分加算額(生活保護) 低所得者, 対象経費の支出予定額, 国庫補助基準額.

改正後

(2) 病児対応型

① 特定分(基本分+加算分)及び一般分(改善分)

Table with 17 columns: No, 名称, 実施場所, 運営主体, 利用定員, 利用料金(1日当たり), 事業実施月数, 利用申込日数(申込人数), うち、送迎対応を行う職員数(研修参加員数), 送迎対応(研修参加員数), 送迎経費(研修参加員数), 送迎対応を行う職員数(研修参加員数), 送迎方法, 研修参加員数, 普及定育促進費(研修参加員数), 礼金及び貸借料, 改善分の減算の有無

Table with 7 columns: No, 当日キャンセル対応加算(アフレコ等の有無), 年間キャンセル回数, 送迎対応に係る加算(研修参加員数), 送迎対応に係る加算(研修参加員数), 対象経費の支出予定額, うち特定分(基本分+加算分), うち一般分(改善分), 国庫補助基準額, うち特定分(基本分+加算分), うち一般分(改善分)

- (記入上の注意)
1. ②欄は、病院、診療所、保育所、単独施設、その他( )のいずれかを記入すること。その他の場合は( )内に具体的な実施場所を記入すること。
2. ③欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
3. ④欄は、児童福祉法第3条の18の規定に基づき提出を行った利用定員を記入すること。
4. ⑤欄は、1日当たりの主な利用料金体系を記入すること。
5. ⑥欄は、月途中間給の場合は1月末までの部分については切り捨てた値を記入すること。
6. ⑦欄は、送迎対応を行う場合に「有」を記入すること。
7. ⑧欄は、送迎の際に必要とする職員配置に必要な費用について、「着脱師等雇上費」を申請する場合に「有」を記入すること。
8. ⑨欄は、タクシー利用料金等、送迎の際に必要な費用について、「送迎経費」を申請する場合に「有」を記入すること。
9. ⑩欄は、送迎対応を行う保育士・看護師等(看護師、准看護師、保健師又は助産師)の別、及び送迎の際に同乗する人数を記入すること。
10. ⑪欄は、送迎方法として、タクシー、自動車の場合、その他( )のいずれかを記入すること。その他の場合は( )内に具体的な実施方法を記入すること。
11. ⑫欄は、研修参加費用を向上する研修参加員数を記入すること(1人で複数の研修に参加する場合は「有」を記入すること)。
12. ⑬欄は、普及定育促進費におけるそれぞれの単価を適用する際に、該当する欄に「有」を記入すること。
13. ⑭欄は、利用の少ない日等において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施しない場合に「有」を記入すること。
14. ⑮欄は、当日キャンセルに対する入浴体制確保するための加算を行う場合に「有」を記入すること。
15. ⑯欄は、利用者が複数か所に予約を行うことのないよう下記ア～エ等の対応策を講じている場合に「有」を記入すること。
ア ICTの活用等により域内の病児保育施設の空き状況を見える化している。
イ 予約受付システムにより利用前日に利用者に対して利用の有無を再度確認している。
ウ 電話連絡等により、利用前日に利用者に対して利用の有無を再度確認している。
エ 病児保育施設が域内にか所しないため、利用者が複数か所に予約を行うことは想定されない。
16. ⑰欄は、当日キャンセルにより配置職員に余剰が生じた回数数を記入すること。
17. ⑱欄は、送迎の「うち特定分(基本分+加算分)」と同額を記入すること。ただし、その額が⑮欄の「対象経費の支出予定額」を超える場合は、⑮欄と同額を記入すること。
18. ⑲欄は、送迎の「うち一般分(改善分)」と同額を記入すること。ただし、その額が⑮欄の「対象経費の支出予定額」を超える場合は、⑮欄と同額を記入すること。
19. ⑳欄は、別紙の第3欄に定める基準額(改善分を除く)を記入すること。
㉑. ㉒欄は、別紙の第3欄に定める基準額(改善分を除く)を記入すること。
㉓. ㉔欄は、改善分の減算を適用していない場合は、別紙の第3欄に定める改善分の基準額を記入すること。

② 低所得者減免分加算

Table with 6 columns: No, 名称, 減免分加算適用(生活保護)延べ人数, 減免分加算適用(生活保護)延べ人数, 対象経費の支出予定額, 国庫補助基準額

現行

(2) 病児対応型

① 特定分(基本分+加算分)及び一般分(改善分)

Table with 17 columns: No, 名称, 実施場所, 運営主体, 利用定員, 利用料金(1日当たり), 事業実施月数, 利用申込日数(申込人数), うち、送迎対応を行う職員数(研修参加員数), 送迎対応(研修参加員数), 送迎経費(研修参加員数), 送迎対応を行う職員数(研修参加員数), 送迎方法, 研修参加員数, 普及定育促進費(研修参加員数), 礼金及び貸借料, 改善分の減算の有無

Table with 7 columns: No, 当日キャンセル対応加算(アフレコ等の有無), 年間キャンセル回数, 対象経費の支出予定額, うち特定分(基本分+加算分), うち一般分(改善分), 国庫補助基準額, うち特定分(基本分+加算分), うち一般分(改善分)

- (記入上の注意)
1. ②欄は、病院、診療所、保育所、単独施設、その他( )のいずれかを記入すること。その他の場合は( )内に具体的な実施場所を記入すること。
2. ③欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
3. ④欄は、児童福祉法第3条の18の規定に基づき提出を行った利用定員を記入すること。
4. ⑤欄は、1日当たりの主な利用料金体系を記入すること。
5. ⑥欄は、月途中間給の場合は1月末までの部分については切り捨てた値を記入すること。
6. ⑦欄は、送迎対応を行う場合に「有」を記入すること。
7. ⑧欄は、送迎の際に必要とする職員配置に必要な費用について、「着脱師等雇上費」を申請する場合に「有」を記入すること。
8. ⑨欄は、タクシー利用料金等、送迎の際に必要な費用について、「送迎経費」を申請する場合に「有」を記入すること。
9. ⑩欄は、送迎対応を行う保育士・看護師等(看護師、准看護師、保健師又は助産師)の別、及び送迎の際に同乗する人数を記入すること。
10. ⑪欄は、送迎方法として、タクシー、自動車の場合、その他( )のいずれかを記入すること。その他の場合は( )内に具体的な実施方法を記入すること。
11. ⑫欄は、研修参加費用を向上する研修参加員数を記入すること(1人で複数の研修に参加する場合は「有」を記入すること)。
12. ⑬欄は、普及定育促進費におけるそれぞれの単価を適用する際に、該当する欄に「有」を記入すること。
13. ⑭欄は、利用の少ない日等において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施しない場合に「有」を記入すること。
14. ⑮欄は、当日キャンセルに対する入浴体制確保するための加算を行う場合にのみ記入すること。
15. ⑯欄は、利用者が複数か所に予約を行うことのないよう下記ア～エ等の対応策を講じている場合に「有」を記入すること。
ア ICTの活用等により域内の病児保育施設の空き状況を見える化している。
イ 予約受付システムにより利用前日に利用者に対して利用の有無を再度確認している。
ウ 電話連絡等により、利用前日に利用者に対して利用の有無を再度確認している。
エ 病児保育施設が域内にか所しないため、利用者が複数か所に予約を行うことは想定されない。
16. ⑰欄は、当日キャンセルにより配置職員に余剰が生じた回数数を記入すること。
17. ⑱欄は、⑮欄の「うち特定分(基本分+加算分)」と同額を記入すること。ただし、その額が⑮欄の「対象経費の支出予定額」を超える場合は、⑮欄と同額を記入すること。
18. ⑲欄は、⑮欄の「うち一般分(改善分)」と同額を記入すること。ただし、その額が⑮欄の「対象経費の支出予定額」を超える場合は、⑮欄と同額を記入すること。
19. ⑳欄は、別紙の第3欄に定める基準額(改善分を除く)を記入すること。
20. ㉑欄は、改善分の減算を適用していない場合は、別紙の第3欄に定める改善分の基準額を記入すること。

② 低所得者減免分加算

Table with 6 columns: No, 名称, 減免分加算適用(生活保護)延べ人数, 減免分加算適用(生活保護)延べ人数, 対象経費の支出予定額, 国庫補助基準額

改正後	現行
<p data-bbox="181 199 465 260">(3)体調不良児対応型～ (4)非施設型(訪問型)</p> <div data-bbox="510 352 775 507" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 10px;"><p data-bbox="580 395 705 464">(略)</p></div>	<p data-bbox="1122 199 1406 260">(3)体調不良児対応型～ (4)非施設型(訪問型)</p> <div data-bbox="1442 352 1706 507" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 10px;"><p data-bbox="1512 395 1637 464">(略)</p></div>



現行

(新規)

改正後

別表2

17. 産後ケア事業

市町村名

類型	か所数等 ①	対象経費の支出予定額 ②	国庫補助基準額 ③
1. デイサービス型			
2. フォトリピー型			
3. ショートステイ型			
4. 24時間365日受入体制整備加算			
5. 支援の必要性の高い利用者の受け入れ加算			
6. 母体や生後4か月以内の児を受け入れるサービス型又はショートステイ型の施設に付いた加算			
7. 夜間に職員を2名以上配置した場合の加算			
8. 住民投票実施世帯等に対する利用料減免加算			
9. 上記以外の世帯に対する利用料減免加算			
合計		0	0

【記入上の注意】

1. デイサービス型①欄には、(1)における「サービス型」の実施施設の合計を記入すること。
2. フォトリピー型①欄には、(1)における「フォトリピー型」の実施施設の合計を記入すること。
3. ショートステイ型①欄には、(1)における「ショートステイ型」の実施施設の合計を記入すること。
4. 24時間365日受入体制整備加算①欄には、(1)の①欄における実施施設の合計を記入すること。
5. 支援の必要性の高い利用者の受け入れ加算①欄には、(1)の①欄における対象となる延べ人数を記入すること。
6. 母体や生後4か月以内の児を受け入れるサービス型又はショートステイ型の施設に付いた加算①欄には、(1)の②③欄の合計を足した数を記入すること。
7. 夜間に職員を2名以上配置した場合の加算①欄には、(1)の①欄の合計を記入すること。
8. 住民投票実施世帯等に対する利用料減免加算①欄には、対象となる延べ人数を記入すること。
9. 上記以外の世帯に対する利用料減免加算①欄には、対象となる延べ人数を記入すること。
10. ②欄には、各類型における対象経費の支出予定額を記入すること。

改正後

現行

The table is oriented vertically and contains multiple columns and rows. The text is small and difficult to read, but it appears to be a technical or regulatory document. The table is oriented vertically and contains multiple columns and rows. The text is small and difficult to read, but it appears to be a technical or regulatory document.

(新規)

現行

(新規)

改正後

別表2

18. 乳児等通園支援事業(こども館でも通園制度)

市町村名

令和7年4月1日時点の人口 ① 人

	② 箇所数(配置人数)	③ 対象経費の支出予定額 円	④ 国庫補助金等額 円
乳児等通園支援			
指導監督員			
置産料補助			
会社		0	0

別表2

1. 地域子ども・子育て支援事業におけるICT化推進事業（令和5年度補正予算分）

市町村名 \_\_\_\_\_

類型	か所数 ①	対象経費の 支出予定額 ②	国庫補助 基進額 ③
(1) 業務のICT化を行うためのシステムの導入			
(2) 研修のオンライン化			
(3) 通訳や翻訳のための機器の導入			
合計	0	0	0

（記入上の注意）

1. ②③欄には、「(1)業務のICT化を行うためのシステムの導入、(2)研修のオンライン化」「(3)通訳や翻訳のための機器の導入」におけるお応する欄の計欄の金額を記入すること。

2. ③欄は、実施か所等ごとの国庫補助基進額の合計額を計上すること。

現行

改正後

(削除)

別表2

1. 地域子ども・子育て支援事業におけるICT化推進事業(令和5年度補正予算分)

(1) 業務のICT化を行うためのシステムの導入 (2) 研修のオンライン化

市町村名

事業名	事業所数	対象経費の支出予定額 ①	② 円	国庫補助基準額 ③ 円
利用者支援事業	か所			
放課後児童健全育成事業	支援の単位			
子育て短期支援事業	か所			
乳児家庭全戸訪問事業	市町村			
養育支援訪問事業	市町村			
子育て世帯訪問支援事業	か所			
児童育成支援拠点事業	か所			
親子関係形成支援事業	市町村			
地域子育て支援拠点事業	か所			
子育て援助活動支援事業	市町村			
合計				

(記入上の注意)

1. ②欄は、(1) 業務のICT化を行うためのシステムの導入 (2) 研修のオンライン化に必要な経費を記入すること。

2. ③欄は、実施か所等ごとの国庫補助基準額の合計額を計上すること。

現行

改正後

(削除)

別表2

1. 地域子ども・子育て支援事業におけるICT化推進事業（令和5年度補正予算分）  
 (3) 通訳や翻訳のための機器の導入

市町村名

事業名	事業所数	① 対象経費の支出予定額	② 円	③ 円
利用者支援事業	か所			
放課後児童健全育成事業	支援の単位			
子育て短期支援事業	か所			
乳児家庭全戸訪問事業	市町村			
養育支援訪問事業	市町村			
子育て世帯訪問支援事業	か所			
児童育成支援拠点事業	か所			
親子関係形成支援事業	市町村			
地域子育て支援拠点事業	か所			
子育て援助活動支援事業	市町村			
合計				

(記入上の注意)

- ①欄は、通訳や翻訳のための機器の導入に係る経費を記入すること。
- ③欄は、実数か所等ごとの国庫補助基準額の合計額を計上すること。

現行

改正後

(削除)

別表2

市町村名 \_\_\_\_\_

## 2 地域子ども・子育て支援事業におけるICT化推進事業(令和6年度補正予算分)

類型	か所数 ①	対象経費の 支出予定額 ②	国庫補助 基準額 ③
(1) 業務のICT化を行うためのシステムの導入			
(2) 研修のオンライン化			
(3) 通訳や翻訳のための機器の導入			
合計	0	0	0

(記入上の注意)

- ②③欄には、「(1)業務のICT化を行うためのシステムの導入、(2)研修のオンライン化」「(3)通訳や翻訳のための機器の導入」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。
- ③欄は、実施か所等ごとの国庫補助基準額の合計額を計上すること。

## 現行

別表2

市町村名 \_\_\_\_\_

## 1 地域子ども・子育て支援事業におけるICT化推進事業(令和6年度補正予算分)

類型	か所数 ①	対象経費の 支出予定額 ②	国庫補助 基準額 ③
(1) 業務のICT化を行うためのシステムの導入			
(2) 研修のオンライン化			
(3) 通訳や翻訳のための機器の導入			
合計	0	0	0

(記入上の注意)

- ②③欄には、「(1)業務のICT化を行うためのシステムの導入、(2)研修のオンライン化」「(3)通訳や翻訳のための機器の導入」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。
- ③欄は、実施か所等ごとの国庫補助基準額の合計額を計上すること。

## 改正後

別表 2

2. 地域子ども・子育て支援事業におけるICT化推進事業（令和6年度補正予算分）  
 (1) 業務のICT化を行うためのシステムの導入、(2) 研修のオンライン化

市町村名

事業名	事業所数	対象経費の支出予定額 ①	国庫補助基準額 ② 円	国庫補助基準額 ③ 円
利用者支援事業	か所		円	
放課後児童健全育成事業	支援の単位			
子育て短期支援事業	か所			
乳児家庭全戸訪問事業	市町村			
養育支援訪問事業	市町村			
子育て世帯訪問支援事業	か所			
児童育成支援拠点事業	か所			
親子関係形成支援事業	市町村			
地域子育て支援拠点事業	か所			
子育て援助活動支援事業	市町村			
合計				

(記入上の注意)

1. ②欄は、(1) 業務のICT化を行うためのシステムの導入、(2) 研修のオンライン化に必要な経費を記入すること。  
 2. ③欄は、実施か所等ごとの国庫補助基準額の合計額を計上すること。

現行

別表 2

1. 地域子ども・子育て支援事業におけるICT化推進事業（令和6年度補正予算分）  
 (1) 業務のICT化を行うためのシステムの導入、(2) 研修のオンライン化

市町村名

事業名	事業所数	対象経費の支出予定額 ①	国庫補助基準額 ② 円	国庫補助基準額 ③ 円
利用者支援事業	か所		円	
放課後児童健全育成事業	支援の単位			
子育て短期支援事業	か所			
乳児家庭全戸訪問事業	市町村			
養育支援訪問事業	市町村			
子育て世帯訪問支援事業	か所			
児童育成支援拠点事業	か所			
親子関係形成支援事業	市町村			
地域子育て支援拠点事業	か所			
子育て援助活動支援事業	市町村			
産後ケア事業	か所			
合計				

改正後

- (記入上の注意)  
 1. ②欄は、(1) 業務のICT化を行うためのシステムの導入、(2) 研修のオンライン化に必要な経費を記入すること。  
 2. ③欄は、実施か所等ごとの国庫補助基準額の合計額を計上すること。

別表 2

2. 地域子ども・子育て支援事業におけるICT化推進事業（令和6年度補正予算分）  
 (3) 通訳や翻訳のための機器の導入

市町村名

事業名	事業所数	対象経費の支出予定額 ② 円	国庫補助基準額 ③ 円
利用者支援事業	か所		
放課後児童健全育成事業	支援の単位		
子育て短期支援事業	か所		
乳児家庭全戸訪問事業	市町村		
養育支援訪問事業	市町村		
子育て世帯訪問支援事業	か所		
児童育成支援拠点事業	か所		
親子関係形成支援事業	市町村		
地域子育て支援拠点事業	か所		
子育て援助活動支援事業	市町村		
合計			

（記入上の注意）

- ①欄は、通訳や翻訳のための機器の導入に係る経費を記入すること。  
 ②欄は、実施か所等ことの国庫補助基準額の合計額を計上すること。

別表 2

1. 地域子ども・子育て支援事業におけるICT化推進事業（令和6年度補正予算分）  
 (3) 通訳や翻訳のための機器の導入

市町村名

事業名	事業所数	対象経費の支出予定額 ② 円	国庫補助基準額 ③ 円
利用者支援事業	か所		
放課後児童健全育成事業	支援の単位		
子育て短期支援事業	か所		
乳児家庭全戸訪問事業	市町村		
養育支援訪問事業	市町村		
子育て世帯訪問支援事業	か所		
児童育成支援拠点事業	か所		
親子関係形成支援事業	市町村		
地域子育て支援拠点事業	か所		
子育て援助活動支援事業	市町村		
産後ケア事業	か所		
合計			

- （記入上の注意）  
 1. ②欄は、通訳や翻訳のための機器の導入に係る経費を記入すること。  
 2. ③欄は、実施か所等ことの国庫補助基準額の合計額を計上すること。

改正後

現行



別添1(別業)

業名	総事業数	交付未その他 の収入額	基金額 3(1)-(2)	当該団体の 業支出額	国庫補助 基金額	運営額	国庫補助 基本額	国庫補助 所収額	国庫補助金 交付済額	国庫補助金 受入済額	差引 残高
	1	2	3(1)-(2)	4	5	6	7	8	9	10	11(10-9)
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
IV 特別措置(1)											
活用費支援事業											
医療後援費等活用費事業											
子育て短期支援事業											
子育て短期全戸訪問事業											
産前産後訪問事業											
子育て世帯訪問支援事業											
産前産後支援拠点事業											
親子関係形成支援事業											
妊娠子育て相談拠点事業											
子育て活動活動支援事業											
特別措置(1)計											123

1. 収入上の注釈：(1)業名は、特別措置のうち、1.増設子ども子育て支援事業等に該当するものを除き、その他について記入すること。  
 2. 5.欄には、交付済額の別添3欄に示される金額を記入すること。  
 3. 6.欄は支額、7.欄及び9.欄を比較し、最も少ない額を記入すること。  
 4. 7.欄には、6.欄の額を記入すること。  
 5. 9.欄には、7.欄の額に、3.欄にて増減額(1,000円未満の端数は生じ、繰上は、これを切り捨てるとする)を加算すること。

現行

改正後

(削除)

現行

事業名	総事業費 ① 円	寄付金その他 の収入額 ② 円	差引額 ③(①-②) 円	対象経費の 実支出額 ④ 円	国庫補助 基本額 ⑤ 円	連立額 ⑥ 円	国庫補助 基本額 ⑦ 円	国庫補助 所要額 ⑧ 円	国庫補助金 交付決定額 ⑨ 円	国庫補助金 受入済額 ⑩ 円	差引 過不足額 ⑪(⑩-⑧) 円
<b>IV 特別措置分(2)</b>											
利用者支援事業											
放課後児童健全育成事業											
子育て短期支援事業											
乳児発達全戸訪問事業											
養育支援訪問事業											
子育て世帯訪問支援事業											
児童発達支援拠点事業											
親子別居形成支援事業											
地域子育て支援拠点事業											
子育て援助活動支援事業											
<b>特別措置分(2) 計</b>											
<b>特別措置分(2) 小計</b>											
<b>総 合 計</b>											

- (記入上の注意)
- 特別措置分(2)欄には、特別措置分のうち、2. 地域子ども子育て支援事業における7076推進事業(令和6年度補正予算分)について記入すること。
  - ⑥欄には、交付金額の別紙の第3欄に定める金額を記入すること。
  - ⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
  - ⑦欄は、⑥欄の額を記入すること。
  - ⑧欄には、⑦欄の額に1/3を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てたものとする。)を記入すること。
  - ⑨欄には、⑦欄の額に1/3を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てたものとする。)を記入すること。
  - 「総合計」欄には、別表1の合計欄に、別表1(別業)の「特別措置分」小計欄の額を合計した額を記入すること。

改正後

事業名	総事業費 ① 円	寄付金その他 の収入額 ② 円	差引額 ③(①-②) 円	対象経費の 実支出額 ④ 円	国庫補助 基本額 ⑤ 円	連立額 ⑥ 円	国庫補助 基本額 ⑦ 円	国庫補助 所要額 ⑧ 円	国庫補助金 交付決定額 ⑨ 円	国庫補助金 受入済額 ⑩ 円	差引 過不足額 ⑪(⑩-⑧) 円
<b>IV 特別措置分</b>											
利用者支援事業											
放課後児童健全育成事業											
子育て短期支援事業											
乳児発達全戸訪問事業											
養育支援訪問事業											
子育て世帯訪問支援事業											
児童発達支援拠点事業											
親子別居形成支援事業											
地域子育て支援拠点事業											
子育て援助活動支援事業											
<b>産後子育て事業</b>											
<b>特別措置分 小計</b>											
<b>総 合 計</b>											

- (記入上の注意)
- 特別措置分(2)欄には、特別措置分のうち、1. 地域子ども子育て支援事業における7076推進事業(令和6年度補正予算分)について記入すること。
  - ⑥欄には、交付金額の別紙の第3欄に定める金額を記入すること。
  - ⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
  - ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。
  - ⑧欄には、⑦欄の額に1/3を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てたものとする。)を記入すること。
  - 「総合計」欄には、別表1の合計欄に、別表1(別業)の「特別措置分」小計欄の額を合計した額を記入すること。





改正後	現行
<p data-bbox="197 196 488 228">(3)子ども家庭センター型</p> <div data-bbox="423 371 680 523" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 10px;">(略)</div>	<p data-bbox="1115 196 1406 228">(3)子ども家庭センター型</p> <div data-bbox="1330 371 1588 523" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 10px;">(略)</div>

現行

(新規)

改正後

(4)妊婦等包括相談支援事業型

No.	名称	要件記号	委託有無	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
1		①	③	④	⑤
2					
3					
4					
5					
計					

(記入上の注意)

- ①欄は、妊婦等包括相談支援事業を実施する機関名称を記載すること。
- ②欄は、交付要綱に記載の要件ア、イ、ウのいずれかから選択すること。
- ③欄は、妊婦等包括相談支援事業を全部または一部を委託する場合に有、委託しない場合に無と記載すること。



改正後	現行
<p data-bbox="159 204 537 263">(3)訪問型(保育短時間認定)～ (4)訪問型(保育標準時間認定)</p> <div data-bbox="479 400 745 572" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;">(略)</div>	<p data-bbox="1120 204 1498 263">(3)訪問型(保育短時間認定)～ (4)訪問型(保育標準時間認定)</p> <div data-bbox="1429 400 1695 572" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;">(略)</div>

改正後	現行
<p data-bbox="152 199 235 231">別表2</p> <p data-bbox="152 231 600 263">3. 実費徴収に係る補足給付を行う事業～</p> <p data-bbox="152 263 873 295">5. 放課後児童健全育成事業Ⅰ. 特定分 Ⅱ. 一般分 Ⅲ. その他分</p> <div data-bbox="510 443 784 609" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 20px;"><p data-bbox="582 491 712 561">(略)</p></div>	<p data-bbox="1115 199 1198 231">別表2</p> <p data-bbox="1115 231 1563 263">3. 実費徴収に係る補足給付を行う事業～</p> <p data-bbox="1115 263 1836 295">5. 放課後児童健全育成事業Ⅰ. 特定分 Ⅱ. 一般分 Ⅲ. その他分</p> <div data-bbox="1473 443 1747 609" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 20px;"><p data-bbox="1545 491 1675 561">(略)</p></div>



改正後	現行
<p data-bbox="152 201 235 231">別表2</p> <p data-bbox="152 263 291 293">I. 特定分</p> <p data-bbox="152 325 510 355">(1)放課後児童健全育成事業</p> <p data-bbox="174 355 712 386">(ア)開所日数250日以上 of 別紙1(児童の数)</p> <p data-bbox="174 386 958 416">(ア)開所日数250日以上 of 別紙2(延べ利用児童数及び開所日数)</p> <div data-bbox="443 480 714 644" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 20px;">(略)</div>	<p data-bbox="1115 201 1198 231">別表2</p> <p data-bbox="1115 263 1254 293">I. 特定分</p> <p data-bbox="1115 325 1473 355">(1)放課後児童健全育成事業</p> <p data-bbox="1137 355 1675 386">(ア)開所日数250日以上 of 別紙1(児童の数)</p> <p data-bbox="1137 386 1921 416">(ア)開所日数250日以上 of 別紙2(延べ利用児童数及び開所日数)</p> <div data-bbox="1406 480 1677 644" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 20px;">(略)</div>

別表2  
(1) 放課後児童健全育成事業  
(2) 開所日数200日～249日

市町村名

事業所名 (ウツギ名)	職員配置 の区分	開所状況				児童の数 が10人未満	利用者に対する 二一調査	児童の数が10人未満 かつ、調査結果 から次のいずれかの 状況がある 場合	分別 年月日	途中閉所 年月日	対象児童の 実支出額	国庫補助 金等額
		長期休館 年度加算 対象日数	平日分	長時間 開所加 算対象 時間数	長期休館等分							
	①	②	③ 日	④ 日	⑤	⑥ 時間	⑦ 人	⑧ 人	⑨ 人	⑩ 人	⑪ 円	⑫ 円
合計(カ所)												

- (記入上の注意)
- ①～⑫欄は、以下の条件ごとに併存すること。一つのウツギに複数の児童がある場合はOOウツギA/OOウツギB等と区分して記入すること。
  - ②～④欄は、以下7～9のいずれかから該当する区分を選択すること。
  - ⑦～⑨欄は、放課後児童健全育成事業の開設及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第3号、以下「関係運営基準」という。)に基づいて開設した場合は、関係運営基準(2)の放課後児童支援員等配置に、場合により関係運営基準(3)の放課後児童支援員18名を配置した場合、関係運営基準に違反補助対象外となる場合がある。本関係運営基準に違反補助対象外となる場合がある場合は、⑦～⑨欄は、次のいずれかの別記の区分を記入すること。
  - ⑩欄は、次の条件に該当している場合に「O」を記入すること。(1)の別記の3を選択すること。
  - ⑪欄は、各月初日の児童の数を記載すること。(1)の別記の3を選択すること。
  - ⑫欄は、次の条件に該当している場合に「O」を記入すること。
    - 1～4までの利用年度の児童数を、⑫欄に利用年度を記載すること。2 期間(土曜日、日曜日、夏休み等)ごとの利用児童数を記載すること。3 事業年度前における利用児童数を記載すること。
    - 8 期間(250日以上)の児童数を記載すること。
    - 9 1期(1)に対する一ヶ月間の児童数、市町村において1年間を維持すること。
    - 10 1期(1)及び⑪欄を該当するものに「O」を記入すること。なお、過年度に承認された支所については、承認年度に該当するものに「O」を記入すること。また、承認年度に認められた支所については、承認年度に該当するものに「O」を記入すること。また、承認年度に認められた支所については、承認年度に該当するものに「O」を記入すること。
    - 11 ⑩欄は、年度の途中ウツギ又は支所の単位を閉鎖する(1)の月末日を記入すること。
    - 12 ⑩欄及び⑪欄は、新規開所又は途中閉鎖する(1)の月末日を記入すること。

別表2  
(1) 放課後児童健全育成事業  
(2) 開所日数200日～249日

市町村名

事業所名 (ウツギ名)	職員配置 の区分	開所状況				児童の数が 10人未満	利用者に対する 二一調査	児童の数が10人未満 かつ、調査結果 から次のいずれかの 状況がある 場合	分別 年月日	途中閉所 年月日	対象児童の 実支出額	国庫補助 金等額
		長期休館 年度加算 対象日数	平日分	長時間 開所加 算対象 時間数	長期休館等分							
	①	②	③ 日	④ 日	⑤	⑥ 時間	⑦ 人	⑧ 人	⑨ 人	⑩ 円	⑫ 円	
合計(カ所)												

- (記入上の注意)
- ①～⑫欄は、以下の条件ごとに併存すること。一つのウツギに複数の児童がある場合はOOウツギA/OOウツギB等と区分して記入すること。
  - ②～④欄は、以下7～9のいずれかから該当する区分を選択すること。
  - ⑦～⑨欄は、関係運営基準(2)の放課後児童支援員等配置に、場合により関係運営基準(3)の放課後児童支援員18名を配置した場合、関係運営基準に違反補助対象外となる場合がある。本関係運営基準に違反補助対象外となる場合がある場合は、⑦～⑨欄は、次のいずれかの別記の区分を記入すること。
  - ⑩欄は、次の条件に該当している場合に「O」を記入すること。(1)の別記の3を選択すること。
  - ⑪欄は、各月初日の児童の数を記載すること。(1)の別記の3を選択すること。
  - ⑫欄は、次の条件に該当している場合に「O」を記入すること。
    - 1～4までの利用年度の児童数を、⑫欄に利用年度を記載すること。2 期間(土曜日、日曜日、夏休み等)ごとの利用児童数を記載すること。3 事業年度前における利用児童数を記載すること。
    - 8 期間(250日以上)の児童数を記載すること。
    - 9 1期(1)に対する一ヶ月間の児童数、市町村において1年間を維持すること。
    - 10 1期(1)及び⑪欄を該当するものに「O」を記入すること。なお、過年度に承認された支所については、承認年度に該当するものに「O」を記入すること。また、承認年度に認められた支所については、承認年度に該当するものに「O」を記入すること。
    - 11 ⑩欄は、年度の途中ウツギ又は支所の単位を閉鎖する(1)の月末日を記入すること。
    - 12 ⑩欄及び⑪欄は、新規開所又は途中閉鎖する(1)の月末日を記入すること。

改正後

現行

改正後	現行
<p>別表2</p> <p>I. 特定分</p> <p>(1) 放課後児童健全育成事業 (イ) 開所日数200日～249日の別紙1～ (イ) 開所日数200日～249日の別紙2</p> <div data-bbox="392 507 663 671" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 20px;">(略)</div>	<p>別表2</p> <p>I. 特定分</p> <p>(1) 放課後児童健全育成事業 (イ) 開所日数200日～249日の別紙1～ (イ) 開所日数200日～249日の別紙2</p> <div data-bbox="1355 507 1626 671" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 20px;">(略)</div>



改正後	現行
<p data-bbox="159 204 235 231">別表2</p> <p data-bbox="159 233 1048 293">(2)放課後子ども環境整備事業 (ウ)放課後児童クラブ障害児受入促進事～ (3) 放課後児童クラブ支援事業</p> <div data-bbox="512 445 784 608" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 20px;"><p data-bbox="589 496 707 560">(略)</p></div>	<p data-bbox="1120 204 1196 231">別表2</p> <p data-bbox="1120 233 2040 293">(2)放課後子ども環境整備事業 (ウ)放課後児童クラブ障害児受入促進事業～ (3) 放課後児童クラブ支援事業</p> <div data-bbox="1473 445 1744 608" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 20px;"><p data-bbox="1550 496 1668 560">(略)</p></div>

## 改正後

別表2

(3) 放課後児童クラブ支援事業

(イ) 放課後児童クラブ運営支援事業（賃借料補助（リース契約を除く））

事業所名（クラブ名）	事業実施場所	事業実施月数	市町村計画書への記載の有無		対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
			③ ヶ月	④		
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1					円	円
2						
3						
4						
5						
合計（ 在所）						

（記入上の注意）

- ①欄は、支援の単位ごとに作成することし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記す。
- ②欄には、放課後児童健全育成事業を、新たに実施する場所（例：民家・アパート等）を記入すること。
- ③欄は、1月に満たない月数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。
- ④欄は、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画等に放課後児童クラブの受け皿整備量に関する内容の記載があり、当該放課後児童クラブが同一の小中学校敷地内で実施される放課後子供教室との「校内外交流型」として実施している場合に「○」を記入する。

(イ) 放課後児童クラブ運営支援事業（賃借料補助（リース契約分））

事業所名（クラブ名）	事業実施場所	事業実施月数	市町村計画書への記載の有無		対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
			③ ヶ月	④		
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1					円	円
2						
3						
4						
5						
合計（ 在所）						

（記入上の注意）

- ①欄は、支援の単位ごとに作成することし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記す。
- ②欄には、放課後児童健全育成事業を実施する場所（例：学校の敷地、公有地内）を記入すること。
- ③欄は、1月に満たない月数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。
- ④欄は、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画等に放課後児童クラブの受け皿整備量に関する内容の記載があり、当該放課後児童クラブが同一の小中学校敷地内で実施される放課後子供教室との「校内外交流型」として実施している場合に「○」を記入する。

(イ) 放課後児童クラブ運営支援事業（移転関連費用補助）

事業所名（クラブ名）	事業実施場所		対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
	移転前	移転後		
①	②	③	④	⑤
1			円	円
2				
3				
4				
5				
合計（ 在所）				

（記入上の注意）

- ①欄は、支援の単位ごとに作成することし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記す。
- ②、③欄には、移転前及び移転後の放課後児童健全育成事業を実施する場所（例：民家・アパート等）を記入すること。

## 現行

別表2

(3) 放課後児童クラブ支援事業

(イ) 放課後児童クラブ運営支援事業（賃借料補助（リース契約を除く））

事業所名（クラブ名）	事業実施場所	事業実施月数	市町村行動計画書への記載の有無		対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
			③ ヶ月	④		
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1					円	円
2						
3						
4						
5						
合計（ 在所）						

（記入上の注意）

- ①欄は、支援の単位ごとに作成することし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。
- ②欄には、放課後児童健全育成事業を、新たに実施する場所（例：民家・アパート等）を記入すること。
- ③欄は、1月に満たない月数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。

(イ) 放課後児童クラブ運営支援事業（賃借料補助（リース契約分））

事業所名（クラブ名）	事業実施場所	事業実施月数	市町村行動計画書への記載の有無		対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
			③ ヶ月	④		
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1					円	円
2						
3						
4						
5						
合計（ 在所）						

（記入上の注意）

- ①欄は、支援の単位ごとに作成することし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。
- ②欄には、放課後児童健全育成事業を実施する場所（例：学校の敷地、公有地内）を記入すること。
- ③欄は、1月に満たない月数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。

(イ) 放課後児童クラブ運営支援事業（移転関連費用補助）

事業所名（クラブ名）	事業実施場所		対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
	移転前	移転後		
①	②	③	④	⑤
1			円	円
2				
3				
4				
5				
合計（ 在所）				

（記入上の注意）

- ①欄は、支援の単位ごとに作成することし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。
- ②、③欄には、移転前及び移転後の放課後児童健全育成事業を実施する場所（例：民家・アパート等）を記入すること。

改正後

別表 2

(3) 放課後児童クラブ支援事業 市町村名 \_\_\_\_\_

(イ) 放課後児童クラブ運営支援事業（土地借料補助）

事業所名（クラブ名）	実施主体	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
①	②	③	④
1			
2			
3			
4			
5			
合計（ 在所）			

（記入上の注意）

1. ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。

(ウ) 放課後児童クラブ送迎支援事業

事業所名（クラブ名）	100人以上の 待機児童発生 の有無	事業実施月数	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
①	②	③ ヶ月	④ 円	⑤ 円
1				
2				
3				
4				
5				
合計（ 在所）				

（記入上の注意）

- ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。
- ②欄には、待機児童が100人以上発生している市町村に所在するクラブの場合に「○」を記入すること。
- ③欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。

現行

別表 2

(3) 放課後児童クラブ支援事業 市町村名 \_\_\_\_\_

(イ) 放課後児童クラブ運営支援事業（土地借料補助）

事業所名（クラブ名）	実施主体	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
①	②	③	④
1			
2			
3			
4			
5			
合計（ 在所）			

（記入上の注意）

1. ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。

(ウ) 放課後児童クラブ送迎支援事業

事業所名（クラブ名）	100人以上の 待機児童発生 の有無	事業実施月数	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
①	②	③ ヶ月	④ 円	⑤ 円
1				
2				
3				
4				
5				
合計（ 在所）				

（記入上の注意）

- ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。
- ②欄には、待機児童が100人以上発生している市町村に所在するクラブの場合に「○」を記入すること。
- ③欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。

改正後	現行
<p>別表 2 II. 一般分 (4)放課後児童支援員等処遇改善等事業～ (8) 放課後児童クラブ育成支援体制強化事業</p> <div data-bbox="512 445 784 609" style="border: 1px solid black; text-align: center; width: 121px; height: 103px; margin: 20px auto;">(略)</div>	<p>別表 2 II. 一般分 (4)放課後児童支援員等処遇改善等事業～ (8) 放課後児童クラブ育成支援体制強化事業</p> <div data-bbox="1473 445 1744 609" style="border: 1px solid black; text-align: center; width: 121px; height: 103px; margin: 20px auto;">(略)</div>

別表 2

(9) 放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業

市町村名 \_\_\_\_\_

事業所名 (クラブ名)	第三者評価受審日	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
	①	②	③
1			円 ④
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
合計 (  か所)			

(記入上の注意)

- ①欄は、クラブごとに作成すること。
- ②欄は、第三者評価受審日を記載すること。

別表 2

(9) 放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業

市町村名 \_\_\_\_\_

事業所名 (クラブ名)	第三者評価受審日	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
	①	②	③
1			円 ④
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
合計 (  か所)			

(記入上の注意)

- ①欄は、クラブごとに作成すること。
- ②欄は、第三者評価受審日を記載すること。

改正後

現行

改正後	現行
<p data-bbox="152 204 224 231">別表 2</p> <p data-bbox="168 236 604 263">(10) 放課後児童クラブ利用調整支援事業～</p> <p data-bbox="168 268 627 295">(11) 災害時放課後児童クラブ利用料支援事業</p> <div data-bbox="510 443 784 609" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 20px;"><p data-bbox="582 494 712 561">(略)</p></div>	<p data-bbox="1115 204 1187 231">別表 2</p> <p data-bbox="1131 236 1568 263">(10) 放課後児童クラブ利用調整支援事業～</p> <p data-bbox="1131 268 1590 295">(11) 災害時放課後児童クラブ利用料支援事業</p> <div data-bbox="1473 443 1747 609" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 20px;"><p data-bbox="1545 494 1675 561">(略)</p></div>

別表2

Ⅲ その他分

(12) 放課後児童支援員キワフアツク地域改善事業

市町村名 \_\_\_\_\_

	施設数		支援の単位数	
	申請施設数 ①	管内の施設数 ②	申請支援の単位数 ③	管内の支援の単位数 ④
公立公営	か所	か所	0	か所
公立民営			0	
私立民営			0	
合計	0	0	0	0

(記入上の注意) 1. ④欄は、子ども子育て支援関係団体の交付金に拠る施設数、支援の単位数(4月1日現在)を記入すること。

現行

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10	事業所名(フリガナ)	施設・運営主体 ⑤	事業実施月数 ⑦	資金改善する児童数			資金改善する給付項目				児童総量の 実支出額 ⑮	国庫補助 基準額 ⑯		
				追加(児童支援員)の 経費総額(※経費総額の年 率未満) ⑧			基本給 ⑰	手当 ⑱	手当の内容 ⑲	賞与 ⑳			その他 の内容 ㉑	
				経費総額 年未満	経費総額 年以上10 年未満	経費総額 10年 以上								
	⑥	7月	人	人	人	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
合 計														

(記入上の注意)

- ①の欄は、予算の確定に付済することとし、一か月の間に確定の児童の単位数がある場合は1000円未満の単位を切り上げて記入すること。
- ②の欄は、1月に済まない場合は1か月の間に済んだ月以上の値を記入すること。
- ③の欄は、1か月の児童数は切り捨てること。

別表2  
Ⅲ その他分

市町村名 \_\_\_\_\_

(12) 放課後児童支援員キワフアツク地域改善事業

	施設数		支援の単位数	
	申請施設数 ①	管内の施設数 ②	申請支援の単位数 ③	管内の支援の単位数 ④
公立公営	か所	か所	0	か所
公立民営			0	
私立民営			0	
合計	0	0	0	0

(記入上の注意) 1. ④欄は、子ども子育て支援関係団体の交付金に拠る施設数、支援の単位数(4月1日現在)を記入すること。

改正後

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10	事業所名(フリガナ)	施設・運営主体 ⑤	事業実施月数 ⑦	資金改善する児童数			資金改善する給付項目				児童総量の 実支出額 ⑮	国庫補助 基準額 ⑯		
				追加(児童支援員)の 経費総額(※経費総額の年 率未満) ⑧			基本給 ⑰	手当 ⑱	手当の内容 ⑲	賞与 ⑳			その他 の内容 ㉑	
				経費総額 年未満	経費総額 年以上10 年未満	経費総額 10年 以上								
	⑥	7月	人	人	人	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
合 計														

- ①の欄は、予算の確定に付済することとし、一か月の間に確定の児童の単位数がある場合は1000円未満の単位を切り上げて記入すること。
- ②の欄は、1月に済まない場合は1か月の間に済んだ月以上の値を記入すること。
- ③の欄は、1か月の児童数は切り捨てること。

改正後	現行
<p>別表2 Ⅲ. その他分 (13) 放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）～ 12. 親子関係形成支援事業</p> <div data-bbox="512 443 784 608" style="border: 1px solid black; text-align: center; width: 120px; height: 100px; margin: 20px auto;">(略)</div>	<p>別表2 Ⅲ. その他分 (13) 放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）～ 12. 親子関係形成支援事業</p> <div data-bbox="1473 443 1744 608" style="border: 1px solid black; text-align: center; width: 120px; height: 100px; margin: 20px auto;">(略)</div>

別表2  
13. 地域子育て支援拠点事業

類型	件数	対象者の 実支出額	国庫補助 基準額
1. 一般型	①	②	③
2. 出産ムバ（一般型）			
3. 妊娠継続（小規模型）指定施設（一般型）			
4. 産後ケア			
合計	0	0	0

【記入上の注意】  
1. ②の単位は、「(1)一般型」「(2)出産ムバ（一般型）」「(3)妊娠継続（小規模型）指定施設（一般型）」「(4)産後ケア」における対応する欄の金額を記入すること。

(1)一般型

№	名称	実施開始 年月	運営主体	事業実施 月数	開設日数 (単位：日)	開設時間 (単位：日)	専任職員の内定		平均利用額 (1日当たり)	従来のセンター の稼働の有無	地域の子育て支援活動の 稼働を促すための取組	地域支援	利用者受入れ 数の実績	特別 支援 交付 金	子供・職員 配置加算 額(1日あたり) 算	開設準備経費 の算入額(1日あたり) 算	対象者の 実支出額	国庫補助 基準額
							常勤職員	非常勤職員										
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱
2																		
3																		
4																		
5																		
計																		

【記入上の注意】  
1. ①は、保育所、認定こども園、児童館（児童センター含む）、幼稚園、公民館、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、専用施設、公共施設※、その他（ ）から該当するものを記入すること。

- ※ 公共施設とは、上記に記載した公共施設以外の公共施設をいう。
- ②は、NPO法人、社会福祉法人、任意団体の場合は、これを月ごとの単位数を記入すること。
- ③は、1月1日ないし1日毎に発生した児童を1名とし、これを月ごとの単位数を記入すること。
- ④は、開設日および開設時間の両方を補助基準額算出に算入する場合は、事業に携わる職員の数×人数ではない。(小拠点以下第1位を四捨五入)
- ⑤は、地域子育て支援拠点事業実施活動の40(1)の7を利用する親子組数の1日あたりの平均人数を記入すること。(小拠点以下第1位を四捨五入)
- ⑥は、地域子育て支援拠点事業実施活動の40(1)の7を利用する親子組数の1日あたりの平均人数を記入すること。(小拠点以下第1位を四捨五入)
- ⑦は、地域子育て支援拠点事業実施活動の40(1)の7について、該当する欄に有/無を記入すること。
- ⑧は、地域子育て支援拠点事業実施活動の40(1)の7について、該当する欄に有/無を記入すること。(併用者支援事業の実施が有る場合は加算の対象とはならない)
- ⑨は、平成24年度センター型として実施していた地点で、今年度引き続きセンター型の事業を行う場合は、併用者支援事業の実施が有る場合は加算の対象とはならない。
- ⑩は、利用者が支援事業実施活動に定めた利用者を支援している場合に有/無を記入すること。
- ⑪は、利用者が必要に応じて必要となる児童を支援している場合に有/無を記入すること。
- ⑫は、代表職員を兼任して職員の人数を記入すること。(1人が複数回の研修を受けた場合は11カウント)
- ⑬は、併用者支援事業実施活動に定めた利用者の人数を記入すること。
- ⑭は、併用者支援事業実施活動の要員に該当する月数に、併用者支援に該当する月数に有/無を記入すること。
- ⑮は、開設準備経費におけるそれぞれの単位数の算出に、併用者支援に該当する月数に有/無を記入すること。
- ⑯は、開設準備経費におけるそれぞれの単位数の算出に、併用者支援に該当する月数に有/無を記入すること。
- ⑰は、開設準備経費におけるそれぞれの単位数の算出に、併用者支援に該当する月数に有/無を記入すること。
- ⑱は、開設準備経費におけるそれぞれの単位数の算出に、併用者支援に該当する月数に有/無を記入すること。

別表2  
13. 地域子育て支援拠点事業

類型	件数	対象者の 実支出額	国庫補助 基準額
1. 一般型	①	②	③
2. 出産ムバ（一般型）			
3. 妊娠継続（小規模型）指定施設（一般型）			
4. 産後ケア			
合計	0	0	0

【記入上の注意】  
②③欄には、「(1)一般型」「(2)出産ムバ（一般型）」「(3)妊娠継続（小規模型）指定施設（一般型）」「(4)産後ケア」における対応する欄の金額を記入すること。

(1)一般型

№	名称	実施開始 年月	運営主体	事業実施 月数	開設日数 (単位：日)	開設時間 (1日当たり)	専任職員の内定		平均利用額 (1日当たり)	従来のセンター の稼働の有無	地域の子育て支援活動の 稼働を促すための取組	地域支援	利用者受入れ 数の実績	特別 支援 交付 金	子供・職員 配置加算 額(1日あたり) 算	開設準備経費 の算入額(1日あたり) 算	対象者の 実支出額	国庫補助 基準額
							常勤職員	非常勤職員										
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱
2																		
3																		
4																		
5																		
計																		

- 【記入上の注意】  
1. ①は、保育所、認定こども園、児童館（児童センター含む）、幼稚園、公民館、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、専用施設、公共施設※、その他（ ）から該当するものを記入すること。  
2. ※ 公共施設とは、上記に記載した公共施設以外の公共施設をいう。  
3. ②は、NPO法人、社会福祉法人、任意団体の場合は、これを月ごとの単位数を記入すること。  
4. ③は、1月1日ないし1日毎に発生した児童を1名とし、これを月ごとの単位数を記入すること。  
5. ④は、開設日および開設時間の両方を補助基準額算出に算入する場合は、事業に携わる職員の数×人数ではない。(小拠点以下第1位を四捨五入)
- ⑤は、地域子育て支援拠点事業実施活動の40(1)の7を利用する親子組数の1日あたりの平均人数を記入すること。(小拠点以下第1位を四捨五入)
- ⑥は、地域子育て支援拠点事業実施活動の40(1)の7を利用する親子組数の1日あたりの平均人数を記入すること。(小拠点以下第1位を四捨五入)
- ⑦は、地域子育て支援拠点事業実施活動の40(1)の7について、該当する欄に有/無を記入すること。
- ⑧は、地域子育て支援拠点事業実施活動の40(1)の7について、該当する欄に有/無を記入すること。(併用者支援事業の実施が有る場合は加算の対象とはならない)
- ⑨は、利用者が必要に応じて必要となる児童を支援している場合に有/無を記入すること。
- ⑩は、利用者が必要に応じて必要となる児童を支援している場合に有/無を記入すること。
- ⑪は、代表職員を兼任して職員の人数を記入すること。(1人が複数回の研修を受けた場合は11カウント)
- ⑫は、併用者支援事業実施活動に定めた利用者の人数を記入すること。
- ⑬は、併用者支援事業実施活動の要員に該当する月数に、併用者支援に該当する月数に有/無を記入すること。
- ⑭は、開設準備経費におけるそれぞれの単位数の算出に、併用者支援に該当する月数に有/無を記入すること。
- ⑮は、開設準備経費におけるそれぞれの単位数の算出に、併用者支援に該当する月数に有/無を記入すること。
- ⑯は、開設準備経費におけるそれぞれの単位数の算出に、併用者支援に該当する月数に有/無を記入すること。
- ⑰は、開設準備経費におけるそれぞれの単位数の算出に、併用者支援に該当する月数に有/無を記入すること。
- ⑱は、開設準備経費におけるそれぞれの単位数の算出に、併用者支援に該当する月数に有/無を記入すること。

改正後

現行

市町村名 \_\_\_\_\_

市町村名 \_\_\_\_\_

現行

Table with 10 columns: No., 出発先名称, 出発先名称, 事業期間 月数, 開始日数, 閉鎖日数, 平均月間 子数, 閉鎖期間 子数, 閉鎖期間 子数, 対象経費の 基支出額, 国庫補助 基額

- (2) 出発先が一般型
1. (1)は、出発先が一般型である一般型の拠点の名称を記入すること。
2. (1)は、17年度の開始年度から21年度までの事業期間の所定日数に算入される平均月間の子数を記入すること。
3. (1)は、閉鎖日によって閉鎖期間が異なる場合、補助事業期間に算入される平均月間の子数を記入すること。
4. (1)は、17年度から21年度までの事業期間の平均月間の子数を記入すること。
5. (1)は、17年度から21年度までの事業期間の平均月間の子数を記入すること。
6. (1)は、17年度から21年度までの事業期間の平均月間の子数を記入すること。
7. (1)は、17年度から21年度までの事業期間の平均月間の子数を記入すること。
8. (1)は、17年度から21年度までの事業期間の平均月間の子数を記入すること。
9. (1)は、17年度から21年度までの事業期間の平均月間の子数を記入すること。
10. (1)は、17年度から21年度までの事業期間の平均月間の子数を記入すること。

Table with 10 columns: No., 名称, 実施場所, 運営主体, 事業期間 月数, 開始日数, 閉鎖日数, 閉鎖期間 子数, 閉鎖期間 子数, 対象経費の 基支出額, 国庫補助 基額

- (3) 特別型(小規模型)指定施設(一般型)
1. (1)は、特別型(小規模型)指定施設(一般型)の名称を記入すること。
2. (1)は、特別型(小規模型)指定施設(一般型)の事業期間の月数を記入すること。
3. (1)は、特別型(小規模型)指定施設(一般型)の開始日数を記入すること。
4. (1)は、特別型(小規模型)指定施設(一般型)の閉鎖日数を記入すること。
5. (1)は、特別型(小規模型)指定施設(一般型)の閉鎖期間の子数を記入すること。
6. (1)は、特別型(小規模型)指定施設(一般型)の閉鎖期間の子数を記入すること。
7. (1)は、特別型(小規模型)指定施設(一般型)の閉鎖期間の子数を記入すること。
8. (1)は、特別型(小規模型)指定施設(一般型)の閉鎖期間の子数を記入すること。
9. (1)は、特別型(小規模型)指定施設(一般型)の閉鎖期間の子数を記入すること。
10. (1)は、特別型(小規模型)指定施設(一般型)の閉鎖期間の子数を記入すること。

Table with 10 columns: No., 名称, 実施場所, 運営主体, 事業期間 月数, 開始日数, 閉鎖日数, 閉鎖期間 子数, 閉鎖期間 子数, 対象経費の 基支出額, 国庫補助 基額

- (4) 連携型
1. (1)は、連携型(一般型)の名称を記入すること。
2. (1)は、連携型(一般型)の事業期間の月数を記入すること。
3. (1)は、連携型(一般型)の開始日数を記入すること。
4. (1)は、連携型(一般型)の閉鎖日数を記入すること。
5. (1)は、連携型(一般型)の閉鎖期間の子数を記入すること。
6. (1)は、連携型(一般型)の閉鎖期間の子数を記入すること。
7. (1)は、連携型(一般型)の閉鎖期間の子数を記入すること。
8. (1)は、連携型(一般型)の閉鎖期間の子数を記入すること。
9. (1)は、連携型(一般型)の閉鎖期間の子数を記入すること。
10. (1)は、連携型(一般型)の閉鎖期間の子数を記入すること。

改正後

Table with 10 columns: No., 名称, 実施場所, 運営主体, 事業期間 月数, 開始日数, 閉鎖日数, 閉鎖期間 子数, 閉鎖期間 子数, 対象経費の 基支出額, 国庫補助 基額

- (1)記入上の注意
1. (1)は、連携型(一般型)の名称を記入すること。
2. (1)は、連携型(一般型)の事業期間の月数を記入すること。
3. (1)は、連携型(一般型)の開始日数を記入すること。
4. (1)は、連携型(一般型)の閉鎖日数を記入すること。
5. (1)は、連携型(一般型)の閉鎖期間の子数を記入すること。
6. (1)は、連携型(一般型)の閉鎖期間の子数を記入すること。
7. (1)は、連携型(一般型)の閉鎖期間の子数を記入すること。
8. (1)は、連携型(一般型)の閉鎖期間の子数を記入すること。
9. (1)は、連携型(一般型)の閉鎖期間の子数を記入すること。
10. (1)は、連携型(一般型)の閉鎖期間の子数を記入すること。

Table with 10 columns: No., 名称, 実施場所, 運営主体, 事業期間 月数, 開始日数, 閉鎖日数, 閉鎖期間 子数, 閉鎖期間 子数, 対象経費の 基支出額, 国庫補助 基額

- (2)記入上の注意
1. (1)は、連携型(一般型)の名称を記入すること。
2. (1)は、連携型(一般型)の事業期間の月数を記入すること。
3. (1)は、連携型(一般型)の開始日数を記入すること。
4. (1)は、連携型(一般型)の閉鎖日数を記入すること。
5. (1)は、連携型(一般型)の閉鎖期間の子数を記入すること。
6. (1)は、連携型(一般型)の閉鎖期間の子数を記入すること。
7. (1)は、連携型(一般型)の閉鎖期間の子数を記入すること。
8. (1)は、連携型(一般型)の閉鎖期間の子数を記入すること。
9. (1)は、連携型(一般型)の閉鎖期間の子数を記入すること。
10. (1)は、連携型(一般型)の閉鎖期間の子数を記入すること。

改正後	現行
<p data-bbox="174 199 436 327">別表2 14. 一時預かり事業 (1)一般型(一般分)～ (1)一般型(その他分)</p> <div data-bbox="526 438 795 598" style="border: 1px solid black; text-align: center; width: 120px; height: 100px; margin: 20px auto;">(略)</div>	<p data-bbox="1115 199 1377 327">別表2 14. 一時預かり事業 (1)一般型(一般分)～ (1)一般型(その他分)</p> <div data-bbox="1467 438 1736 598" style="border: 1px solid black; text-align: center; width: 120px; height: 100px; margin: 20px auto;">(略)</div>



改正後

(3) 幼稚園型Ⅱ～  
(6) 災害特例型

(略)

現行

(3) 幼稚園型Ⅱ～  
(6) 災害特例型

(略)

改正後

現行

別表2

市町村名

15. 病児保育事業

Table with 4 columns: 類型, か所数, 対象経費の実支出額, 国庫補助基準額. Includes rows for 特定分, 事業費合計, 一般分(改善分).

(記入上の注意) 1. ②③欄には、「(1)病児対応型」「(2)病後児対応型」「(3)体調不良児対応型」「(4)非施設型(訪問型)」における対応する欄の計額の金額を記入すること。

(1)病児対応型

①特定分(基本分+加算分)及び一般分(改善分)

Table with 17 columns: No, 名称, 実施場所, 運営主体, 利用定員, 利用料金(1日当たり), 事業費実担月数, うち、送迎対応利用児童(年間延べ人数), うち、送迎対応利用児童(年間延べ人数), 送迎対応, 看護師等雇上費, 送迎経費, 送迎対応を行う職員(職員種別)(人数), 送迎方法, 研修参加職員数, 普及定置促進費(改修費等), 礼金及び賃借料, 改善分の減算の有無.

Table with 7 columns: No, フォルダ付の枚数, 年間キャンセル回数, 感染症対応に係る追加措置の取組, 対象経費の実支出額, うち特定分(基本分+加算分), うち一般分(改善分), 国庫補助基準額, うち特定分(基本分+加算分), うち一般分(改善分).

- (記入上の注意) 1. ②欄は、病院、診療所、保育所、単施設、その他( )のいずれかを記入すること。その他の場合は( )内に具体的な実施場所を記入すること。 2. ③欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。 3. ④欄は、児童福祉法第34条の18の規定に基づき提出を行った利用定員を記入すること。 4. ⑤欄は、1日当たりの主な利用料金を記入すること。 5. ⑥欄は、月途中間の場合は1月末迄の部分については切り捨てた値を記入すること。 6. ⑦欄は、送迎対応を行う場合に「有」を記入すること。 7. ⑧欄は、送迎の際に両乗する職員配置に必要な費用について、「看護師等雇上費」を申請する場合に「有」を記入すること。 8. ⑨欄は、タクシー利用料金等、送迎の際に必要な費用について、「送迎経費」を申請する場合に「有」を記入すること。 9. ⑩欄は、送迎対応を行う保育士・看護師等(看護師、単看職、保健師又は助産師)の別、及び送迎の際に両乗する人数を記入すること。 10. ⑪欄は、研修参加費用として、タクシー、自動車の借上げ、その他( )のいずれかを記入すること。その他の場合は( )内に具体的な実施方法を記入すること。 11. ⑫欄は、研修参加費用に上する研修参加職員数を記入すること(1人で複数の研修に参加する場合も「1」とすること)。 12. ⑬欄は、普及定置促進費におけるそれぞれの単価を適用する際に、該当する欄に「有」を記入すること。 13. ⑭欄は、利用の少ない日等において、地域の保育所等との情報提供や送迎支援を実施しない場合に「有」を記入すること。 14. ⑮欄は、当日キャンセルに対する受入体制を維持するための加算を行う場合にのみ記入すること。 15. ⑯欄は、利用者が複数か所に予約を行うことがないよう下記ア～エ等の対応策を講じている場合に「有」を記入すること。 ア. ICTの活用等により地域の保育施設との連携を促進している。 イ. 予約受付システムにより利用前日に利用者に対して利用の有無を再度確認している。 ウ. 電話連絡等により、利用前日に利用者に対して利用の有無を再度確認している。 16. ⑰欄は、当日キャンセルにより配属職員に減額が及ぶ場合を記入すること。 17. ⑱欄は、経理の異なる施設に職員を1名を同一利用期間に複数配置する場合において、経理上の感染防止対応を行う保育士追加に係る経費を記入すること。 18. ⑲欄は、経理の異なる施設に職員を1名を同一利用期間に複数配置する場合において、経理上の感染防止対応を行うための普及定置をおこなう日数を記入すること。 19. ⑳欄は、⑮欄のうち特定分(基本分+加算分)と別欄を記入すること。ただし、その額が⑳欄の「対象経費の実支出額」を超える場合は改善分の減算を適用している場合は、⑳欄と同額を記入すること。 20. ㉑欄は、⑰欄が「有」となる場合に、⑳欄の「対象経費の実支出額」から⑳欄の「うち特定分(基本分+加算分)」を除いた額を記入すること。 21. ㉒欄は、別欄の第3欄に定める基準額(改善分を除く)を記入すること。 22. ㉓欄は、改善分の減算を適用していない場合は、別欄の第3欄に定める改善分の基準額を記入すること。

②低所得者減免加算

Table with 6 columns: No, 名称, 減免分加算適用(生活保護)延べ人数, 減免分加算適用(生活保護)延べ人数, 対象経費の実支出額, 国庫補助基準額.

別表2

市町村名

15. 病児保育事業

Table with 4 columns: 類型, か所数, 対象経費の実支出額, 国庫補助基準額. Includes rows for 特定分, 事業費合計, 一般分(改善分).

(記入上の注意) 1. ②③欄には、「(1)病児対応型」「(2)病後児対応型」「(3)体調不良児対応型」「(4)非施設型(訪問型)」における対応する欄の計額の金額を記入すること。

(1)病児対応型

①特定分(基本分+加算分)及び一般分(改善分)

Table with 17 columns: No, 名称, 実施場所, 運営主体, 利用定員, 利用料金(1日当たり), 事業費実担月数, うち、送迎対応利用児童(年間延べ人数), うち、送迎対応利用児童(年間延べ人数), 送迎対応, 看護師等雇上費, 送迎経費, 送迎対応を行う職員(職員種別)(人数), 送迎方法, 研修参加職員数, 普及定置促進費(改修費等), 礼金及び賃借料, 改善分の減算の有無.

Table with 7 columns: No, フォルダ付の枚数, 年間キャンセル回数, 対象経費の実支出額, うち特定分(基本分+加算分), うち一般分(改善分), 国庫補助基準額, うち特定分(基本分+加算分), うち一般分(改善分).

- (記入上の注意) 1. ②欄は、病院、診療所、保育所、単施設、その他( )のいずれかを記入すること。その他の場合は( )内に具体的な実施場所を記入すること。 2. ③欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。 3. ④欄は、児童福祉法第34条の18の規定に基づき提出を行った利用定員を記入すること。 4. ⑤欄は、1日当たりの主な利用料金を記入すること。 5. ⑥欄は、月途中間の場合は1月末迄の部分については切り捨てた値を記入すること。 6. ⑦欄は、送迎対応を行う場合に「有」を記入すること。 7. ⑧欄は、送迎の際に両乗する職員配置に必要な費用について、「看護師等雇上費」を申請する場合に「有」を記入すること。 8. ⑨欄は、タクシー利用料金等、送迎の際に必要な費用について、「送迎経費」を申請する場合に「有」を記入すること。 9. ⑩欄は、送迎対応を行う保育士・看護師等(看護師、単看職、保健師又は助産師)の別、及び送迎の際に両乗する人数を記入すること。 10. ⑪欄は、研修参加費用として、タクシー、自動車の借上げ、その他( )のいずれかを記入すること。その他の場合は( )内に具体的な実施方法を記入すること。 11. ⑫欄は、研修参加費用に上する研修参加職員数を記入すること(1人で複数の研修に参加する場合も「1」とすること)。 12. ⑬欄は、普及定置促進費におけるそれぞれの単価を適用する際に、該当する欄に「有」を記入すること。 13. ⑭欄は、利用の少ない日等において、地域の保育所等との情報提供や送迎支援を実施しない場合に「有」を記入すること。 14. ⑮欄は、当日キャンセルに対する受入体制を維持するための加算を行う場合にのみ記入すること。 15. ⑯欄は、利用者が複数か所に予約を行うことがないよう下記ア～エ等の対応策を講じている場合に「有」を記入すること。 ア. ICTの活用等により地域の保育施設との連携を促進している。 イ. 予約受付システムにより利用前日に利用者に対して利用の有無を再度確認している。 ウ. 電話連絡等により、利用前日に利用者に対して利用の有無を再度確認している。 16. ⑰欄は、当日キャンセルにより配属職員に減額が及ぶ場合を記入すること。 17. ⑱欄は、経理の異なる施設に職員を1名を同一利用期間に複数配置する場合において、経理上の感染防止対応を行う保育士追加に係る経費を記入すること。 18. ⑲欄は、経理の異なる施設に職員を1名を同一利用期間に複数配置する場合において、経理上の感染防止対応を行うための普及定置をおこなう日数を記入すること。 19. ⑳欄は、⑮欄のうち特定分(基本分+加算分)と別欄を記入すること。ただし、その額が⑳欄の「対象経費の実支出額」を超える場合は改善分の減算を適用している場合は、⑳欄と同額を記入すること。 20. ㉑欄は、⑰欄が「有」となる場合に、⑳欄の「対象経費の実支出額」から⑳欄の「うち特定分(基本分+加算分)」を除いた額を記入すること。 21. ㉒欄は、別欄の第3欄に定める基準額(改善分を除く)を記入すること。 22. ㉓欄は、改善分の減算を適用していない場合は、別欄の第3欄に定める改善分の基準額を記入すること。

②低所得者減免加算

Table with 6 columns: No, 名称, 減免分加算適用(生活保護)延べ人数, 減免分加算適用(生活保護)延べ人数, 対象経費の実支出額, 国庫補助基準額.

## 改正後

### (2) 病後児対応型

#### ① 特定分(基本分+加算分)及び一般分(改善分)

No.	名称	実施場所	運営主体	利用定員	利用料金 (1名当たり)	事業実施 月数	利用児童数 (年間児童 数)	25、26年度 の利用率 (申請人数 /申請人数)	送迎対応 (有/無)	看護師等 雇上費	送迎経費 (職員 種別) (人数)	送迎対応を行 う職員 種別 (人数)	送迎方法	研修参加 職員数	普及定着促進費 改修費等 礼金及 び賃借 料	改善分の減 算の有無
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
1																
2																
3																
4																
5																
計																

当日キャンセル対応加算		感染症対応 に係る加算 保育士の総 員数	感染症対応 に係る保育 士加算にお こなう日数	対象経費の 実支出額	うち特定分 (基本分+加 算分)	うち一般分 (改善分)	国庫補助 基準額	うち特定分 (基本分+加 算分)	うち一般分 (改善分)
No.	ア フ ル シ ン ケ ル 対 応 日 数	年間 キ ャ ン セ ル 回 数	1 名 当 り の 日 数	1 名 当 り の 日 数	1 名 当 り の 日 数	1 名 当 り の 日 数	1 名 当 り の 日 数	1 名 当 り の 日 数	1 名 当 り の 日 数
1									
2									
3									
4									
5									
計									

#### (記入上の注意)

- ①欄は、病院、診療所、保育所、単独施設、その他( )のいずれかを記入すること。その他の場合は( )内に具体的な実施場所を記入すること。
- ②欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ③欄は、児童福祉法第34条の18の規定に基づき編出を行った利用定員を記入すること。
- ④欄は、1日当たりの主な利用料体系を記入すること。
- ⑤欄は、月途中断の場合1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
- ⑥欄は、送迎対応を行う場合に「有」を記入すること。
- ⑦欄は、送迎の際に必要となる費用について、「看護師等雇上費」を申請する場合に「有」を記入すること。
- ⑧欄は、タクシー利用料金等、送迎の際に必要な費用について、「送迎経費」を申請する場合に「有」を記入すること。
- ⑨欄は、送迎対応を行う保育士・看護師等、看護師、看護補助、保健師又は助産師の有、及び送迎の際に当番する人数を記入すること。
- ⑩欄は、送迎方法として、タクシー、自動車の乗上げ、その他( )のいずれかを記入すること。その他の場合は( )内に具体的な実施方法を記入すること。
- ⑪欄は、研修参加費用を計上する研修参加職員数を記入すること(1人で複数の研修に参加する場合も「1」とすること)。
- ⑫⑬⑭欄は、普及定着促進費におけるそれぞれの単価を適用する際に、該当する欄に「有」を記入すること。
- ⑮欄は、利用の少ない日等において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施している場合に「有」を記入すること。
- ⑯⑰欄は、当日キャンセルに対する受入体制を維持するための加算を行う場合にのみ記入すること。
- ⑱欄は、利用者が複数か所に予約を行うことがないよう下記ア～エ等の対応策を講じている場合に「有」を記入すること。  
ア ICTの活用等により域内の病児保育施設の空き状況を見える化している。  
イ 予約受付システムにより利用前日に利用者に対して利用の有無を再度確認している。  
ウ 電話連絡等により、利用前日に利用者に対して利用の有無を再度確認している。  
エ 病児保育施設が域内にか所かないため、利用者が複数か所に予約を行うことは想定されない。
- ⑲欄は、当日キャンセルにより配置職員に余剰が生じた回数を記入すること。
- ⑳欄は、種別の異なる対応に適用した単価を用い利用期間中に複数回かかる場合において、国庫等の感染症対応を行う保育士加算に係る経費を記入すること。
- ㉑欄は、種別の異なる対応に適用した単価を用い利用期間中に複数回かかる場合において、国庫等の感染症対応を行うための保育士加算におこなう日数を記入すること。
- ㉒欄は、⑳欄のうち特定分(基本分+加算分)と同額を記入すること。ただし、その額が㉑欄の対象経費の実支出額を超える場合は改善分の減算を適用している場合は、国庫と同額を記入すること。
- ㉓欄は、㉑欄のうち一般分(改善分)と同額を記入すること。ただし、その額が㉑欄の対象経費の実支出額を超える場合は改善分の減算を適用している場合は、国庫と同額を記入すること。
- ㉔欄は、別紙の第3欄に定める基準額(改善分を除く)を記入すること。
- ㉕欄は、改善分の減算を適用していない場合は、別紙の第3欄に定める改善分の基準額を記入すること。

#### ② 低所得者減免加算

No.	名称	減免分加算適用 (生活保護) 延べ人数	減免分加算適用 (非課税世帯) 延べ人数	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
1	2	3	4	5	6
1					
2					
3					
4					
5					
計					

## 現行

### (2) 病後児対応型

#### ① 特定分(基本分+加算分)及び一般分(改善分)

No.	名称	実施場所	運営主体	利用定員	利用料金 (1名当たり)	事業実施 月数	利用児童数 (年間児童 数)	25、26年度 の利用率 (申請人数 /申請人数)	送迎対応 (有/無)	看護師等 雇上費	送迎経費 (職員 種別) (人数)	送迎対応を行 う職員 種別 (人数)	送迎方法	研修参加 職員数	普及定着促進費 改修費等 礼金及 び賃借 料	改善分の減 算の有無
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
1																
2																
3																
4																
5																
計																

当日キャンセル対応加算		対象経費の 実支出額	うち特定分 (基本分+加 算分)	うち一般分 (改善分)	国庫補助 基準額	うち特定分 (基本分+加 算分)	うち一般分 (改善分)
No.	ア フ ル シ ン ケ ル 対 応 日 数	年間 キ ャ ン セ ル 回 数	1 名 当 り の 日 数	1 名 当 り の 日 数	1 名 当 り の 日 数	1 名 当 り の 日 数	1 名 当 り の 日 数
1							
2							
3							
4							
5							
計							

#### (記入上の注意)

- ①欄は、病院、診療所、保育所、単独施設、その他( )のいずれかを記入すること。その他の場合は( )内に具体的な実施場所を記入すること。
- ②欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ③欄は、児童福祉法第34条の18の規定に基づき編出を行った利用定員を記入すること。
- ④欄は、1日当たりの主な利用料体系を記入すること。
- ⑤欄は、月途中断の場合1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
- ⑥欄は、送迎対応を行う場合に「有」を記入すること。
- ⑦欄は、送迎の際に必要となる費用について、「看護師等雇上費」を申請する場合に「有」を記入すること。
- ⑧欄は、タクシー利用料金等、送迎の際に必要な費用について、「送迎経費」を申請する場合に「有」を記入すること。
- ⑨欄は、送迎対応を行う保育士・看護師等、看護師、看護補助、保健師又は助産師の有、及び送迎の際に当番する人数を記入すること。
- ⑩欄は、送迎方法として、タクシー、自動車の乗上げ、その他( )のいずれかを記入すること。その他の場合は( )内に具体的な実施方法を記入すること。
- ⑪欄は、研修参加費用を計上する研修参加職員数を記入すること(1人で複数の研修に参加する場合も「1」とすること)。
- ⑫⑬⑭欄は、普及定着促進費におけるそれぞれの単価を適用する際に、該当する欄に「有」を記入すること。
- ⑮欄は、利用の少ない日等において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施している場合に「有」を記入すること。
- ⑯欄は、当日キャンセルに対する受入体制を維持するための減算を行う場合にのみ記入すること。
- ⑰欄は、利用者が複数か所に予約を行うことがないよう下記ア～エ等の対応策を講じている場合に「有」を記入すること。  
ア ICTの活用等により域内の病児保育施設の空き状況を見える化している。  
イ 予約受付システムにより利用前日に利用者に対して利用の有無を再度確認している。  
ウ 電話連絡等により、利用前日に利用者に対して利用の有無を再度確認している。  
エ 病児保育施設が域内にか所かないため、利用者が複数か所に予約を行うことは想定されない。
- ⑱欄は、当日キャンセルにより配置職員に余剰が生じた回数を記入すること。
- ㉒欄は、種別の異なる対応に適用した単価を用い利用期間中に複数回かかる場合において、国庫等の感染症対応を行うための保育士加算に係る経費を記入すること。
- ㉓欄は、種別の異なる対応に適用した単価を用い利用期間中に複数回かかる場合において、国庫等の感染症対応を行うための保育士加算におこなう日数を記入すること。
- ㉔欄は、㉒欄のうち特定分(基本分+加算分)と同額を記入すること。ただし、その額が㉓欄の対象経費の実支出額を超える場合は改善分の減算を適用している場合は、国庫と同額を記入すること。
- ㉕欄は、㉒欄のうち一般分(改善分)と同額を記入すること。ただし、その額が㉓欄の対象経費の実支出額を超える場合は改善分の減算を適用している場合は、国庫と同額を記入すること。
- ㉖欄は、別紙の第3欄に定める基準額(改善分を除く)を記入すること。
- ㉗欄は、改善分の減算を適用していない場合は、別紙の第3欄に定める改善分の基準額を記入すること。

#### ② 低所得者減免加算

No.	名称	減免分加算適用 (生活保護) 延べ人数	減免分加算適用 (非課税世帯) 延べ人数	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
1	2	3	4	5	6
1					
2					
3					
4					
5					
計					

改正後	現行
<p data-bbox="159 233 450 293">(3)体調不良児対応型～ (4)非施設型(訪問型)</p> <div data-bbox="497 387 766 545" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 10px;">(略)</div>	<p data-bbox="1120 233 1411 293">(3)体調不良児対応型～ (4)非施設型(訪問型)</p> <div data-bbox="1451 387 1720 545" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 10px;">(略)</div>



現行

(新規)

改正後

別表2

17. 産後ケア事業

市町村名

類型	① か所数等	② 対象経費の費支出額	③ 国庫補助基準額
1. デイサービス型			
2. フォロワー型			
3. ショートステイ型			
4. 24時間65日受入施設増設加算			
5. 支援の必要性の高い利用者の受け入れ加算			
6. 兄弟や生後4か月以降の児を受け入れるデイズ型又はショートステイ型の施設に応じた加算の①欄には、(1)の②③欄の合計を記入すること。			
7. 夜間に職員を2名以上配置した場合の加算			
8. 住民が非課税世帯等に対する利用料減免加算			
9. 上記以外の世帯に対する利用料減免加算			0
会社			0

- 【記入上の注意】
1. デイサービス型の①欄には、(1)における「デイズ型」の実施施設の合計を記入すること。
  2. フォロワー型の①欄には、(1)における「フォロワー型」の実施施設の合計を記入すること。
  3. ショートステイ型の①欄には、(1)における「ショートステイ型」の実施施設の合計を記入すること。
  4. 24時間65日受入施設増設加算の①欄には、(1)の①欄における実施施設の合計を記入すること。
  5. 支援の必要性の高い利用者の受け入れ加算の①欄には、対象となる証人数を記入すること。
  6. 兄弟や生後4か月以降の児を受け入れるデイズ型又はショートステイ型の施設に応じた加算の①欄には、(1)の②③欄の合計を記入すること。
  7. 夜間に職員を2名以上配置した場合の加算の①欄には、対象となる証人数を記入すること。
  8. 住民が非課税世帯等に対する利用料減免加算の①欄には、対象となる証人数を記入すること。
  9. 上記以外の世帯に対する利用料減免加算の①欄には、対象となる証人数を記入すること。
  10. ②欄には、各類型における対象経費の費支出額を記入すること。



現行

(新規)

改正後

別表2

市町村名 \_\_\_\_\_

18. 乳児等通園支援事業(子ども誰でも通園制度)

令和7年4月1日時点の人口 ①  人

	個所数(配置人数)	対象経費の実支出額	国庫補助基準額
乳児等通園支援	② <input type="text"/>	③ 円 <input type="text"/>	④ 円 <input type="text"/>
推進監督員			
賃借料補助			
合計		0	0



別表2

1. 地域子ども・子育て支援事業におけるICT化推進事業（令和5年度補正予算分）

（1）業務のICT化を行うためのシステムの導入、（2）研修のオンライン化

市町村名

事業名	事業所数	①	対象経費の実支出額	②	国庫補助基準額	③
利用者支援事業	か所					
放課後児童健全育成事業	支援の単位					
子育て短期支援事業	か所					
乳児家庭全戸訪問事業	市町村					
養育支援訪問事業	市町村					
子育て世帯訪問支援事業	か所					
児童育成支援拠点事業	か所					
親子関係形成支援事業	市町村					
地域子育て支援拠点事業	か所					
子育て援助活動支援事業	市町村					
会社						

（記入上の注意）

- ① ② ③は、（1）業務のICT化を行うためのシステムの導入、（2）研修のオンライン化に係る経費を記入すること。
- ③ ④は、実施が所等ごとの国庫補助基準額の合計額を計上すること。

現行

改正後

（削除）

別表2

1. 地域子ども・子育て支援事業におけるICT化推進事業（令和5年度補正予算分）  
（3）通訳や翻訳のための機器の導入

市町村名

事業名	事業所数	①	対象経費の算出額 ② 円	国庫補助基準額 ③ 円
利用者支援事業	公所			
放課後児童健全育成事業	支援の単位			
子育て短期支援事業	公所			
乳児家庭全戸訪問事業	市町村			
養育支援訪問事業	市町村			
子育て世帯訪問支援事業	公所			
児童発達支援拠点事業	公所			
親子関係形成支援事業	市町村			
地域子育て支援拠点事業	公所			
子育て援助活動支援事業	市町村			
合計				

（記入上の注意）

1. ②欄は、通訳や翻訳のための機器の導入に係る経費を記入すること。

2. ③欄は、業種が所等ことの国庫補助基準額の合計額を併上すること。

改正後

(削除)



別表2

2. 地域子ども・子育て支援事業におけるICT化推進事業（令和6年度補正予算分）  
（1）業務のICT化を行うためのシステムの導入、（2）研修のオンライン化

市町村名

事業名	事業所数	対象経費の実支出額 ①	② 円	国庫補助基準額 ③ 円
利用者支援事業	か所			
放課後児童健全育成事業	支援の単位			
子育て短期支援事業	か所			
乳児家庭全戸訪問事業	市町村			
養育支援訪問事業	市町村			
子育て世帯訪問支援事業	か所			
児童育成支援拠点事業	か所			
親子関係形成支援事業	市町村			
地域子育て支援拠点事業	か所			
子育て援助活動支援事業	市町村			
合計				

（記入上の注意）

- ②欄は、（1）業務のICT化を行うためのシステムの導入、（2）研修のオンライン化に係る経費を記入すること。
- ③欄は、実施か所等ごとの国庫補助基準額の合計額を計上すること。

## 現行

別表2

1. 地域子ども・子育て支援事業におけるICT化推進事業（令和6年度補正予算分）  
（1）業務のICT化を行うためのシステムの導入、（2）研修のオンライン化

市町村名

事業名	事業所数	①	対象経費の実支出額 ② 円	国庫補助基準額 ③ 円
利用者支援事業	か所			
放課後児童健全育成事業	支援の単位			
子育て短期支援事業	か所			
乳児家庭全戸訪問事業	市町村			
養育支援訪問事業	市町村			
子育て世帯訪問支援事業	か所			
児童育成支援拠点事業	か所			
親子関係形成支援事業	市町村			
地域子育て支援拠点事業	か所			
子育て援助活動支援事業	市町村			
産後ケア事業	か所			
合計				

## 改正後

（記入上の注意）

- ②欄は、（1）業務のICT化を行うためのシステムの導入、（2）研修のオンライン化に係る経費を記入すること。
- ③欄は、実施か所等ごとの国庫補助基準額の合計額を計上すること。

別表2

2. 地域子ども・子育て支援事業におけるICT化推進事業（令和6年度補正予算分）  
 (3) 通訳や翻訳のための機器の導入

市町村名

事業名	事業所数	対象経費の実支出額	国庫補助基準額
		①	②
		円	円
利用者支援事業	か所		
放課後児童健全育成事業	支援の単位		
子育て短期支援事業	か所		
乳児家庭全戸訪問事業	市町村		
養育支援訪問事業	市町村		
子育て世帯訪問支援事業	か所		
児童育成支援拠点事業	か所		
親子関係形成支援事業	市町村		
地域子育て支援拠点事業	か所		
子育て援助活動支援事業	市町村		
合計			

(記入上の注意)

1. ②欄は、通訳や翻訳のための機器の導入に係る経費を記入すること。  
 2. ③欄は、実施か所等ことの国庫補助基準額の合計額を計上すること。

現行

改正後

別表2

1. 地域子ども・子育て支援事業におけるICT化推進事業（令和6年度補正予算分）  
 (3) 通訳や翻訳のための機器の導入

市町村名

事業名	事業所数	対象経費の実支出額	国庫補助基準額
		①	②
		円	円
利用者支援事業	か所		
放課後児童健全育成事業	支援の単位		
子育て短期支援事業	か所		
乳児家庭全戸訪問事業	市町村		
養育支援訪問事業	市町村		
子育て世帯訪問支援事業	か所		
児童育成支援拠点事業	か所		
親子関係形成支援事業	市町村		
地域子育て支援拠点事業	か所		
子育て援助活動支援事業	市町村		
産後ケア事業	か所		
合計			

(記入上の注意)

1. ②欄は、通訳や翻訳のための機器の導入に係る経費を記入すること。  
 2. ③欄は、実施か所等ことの国庫補助基準額の合計額を計上すること。